

令和2年9月宮崎県定例県議会

決算特別委員会（令和元年度決算）
環境農林水産分科会会議録

令和2年9月30日～10月2日

場 所 第4委員会室

令和2年9月30日(水曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第19号 令和元年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

出席委員(8人)

主	査	日高陽一
副主	査	安田厚生
委	員	星原透
委	員	横田照夫
委	員	窪菌辰也
委	員	高橋透
委	員	河野哲也
委	員	有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	佐野詔藏
環境森林部次長 (総括)	川口泰夫
環境森林部次長 (技術担当)	日高和孝
環境森林課長	横山直樹
みやぎきの森林 づくり推進室長	廣島一明
環境管理課長	佐沢行広
循環社会推進課長	鍋島宏三
自然環境課長	黒木逸郎
自然公園室長	藤本英博
森林経営課長	橘木秀利
山村・木材振興課長	有山隆史

みやぎきスギ
活用推進室長 福田芳光

工事検査監 木嶋誠

林業技術センター所長 濱砂正則

木材利用技術
センター所長 美戸司

事務局職員出席者

議事課主査 川野有里子

議事課主任主事 石山敬祐

○日高主査 ただいまから、決算特別委員会環
境農林水産分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります
が、お手元に配付いたしました日程案のとおり
でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、そのように決定いた
します。

次に、本日開催されました主査会にお
ける協議内容について報告いたします。

まず、審査の際の執行部の説明について
ありますが、お手元の分科会審査説明要領
により行われますが、決算事項別の説明
は、(目)の執行残が100万円以上のもの
及び執行率が90%未満のものについて
、また、主要施策の成果は、主なもの
について説明がありますので、審査に
当たりましてはよろしくお願いたします。

次に、監査委員への説明を求める必要
が生じた場合、主査において他の分科会
と時間調整を行った上で、質疑の場を
設けることとする旨、確認がなされた
ので、よろしくお願いたします。

次に、審査の進め方ですが、お手元に
配付の分科会審査の進め方(案)のと
おりでよろしい

でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、分科会審査の進め方のおり進めさせていただきます。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時4分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

まず、部長より令和元年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○佐野環境森林部長 環境森林部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速ではありますが、令和元年度の決算について御説明いたします。座って説明させていただきます。

お手元にお配りしております決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

これは、総合計画に基づく施策の体系表のうち、環境森林部で所管します施策を抜粋したものであります。環境分野を中心としましたくらしづくりと、森林・林業・木材産業を中心とした産業づくりに大別しておりますが、この体系表に沿って様々な事業に取り組みながら、それぞれの目標に向かい、各種施策を推進してきたところであります。

令和元年度の主要施策の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

令和元年度歳出決算の状況について御説明いたします。

表の下から5行目、一般会計の計の欄を御覧ください。予算額301億6,138万7,623円に対しまして、その横、支出済額220億3,015万7,603円、翌年度への繰越額は、その横、繰越明許費72

億1,189万円、その横、事故繰越2億2,631万8,050円、その横、不用額は6億9,302万1,970円となっております。

次に、特別会計であります、下から2行目の計の欄、予算額12億62万7,000円に対しまして、支出済額4億3,622万2,926円、不用額は7億6,440万4,074円となっております。

一般会計と特別会計を合わせました環境森林部の合計額は、一番下の合計の欄、予算額313億6,201万4,623円に対しまして、支出済額224億6,638万529円、不用額は14億5,742万6,044円となりまして、この結果、執行率は71.6%、翌年度への繰越額を含めました執行率は95.4%となっております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思ひます。

(3) 令和元年度環境森林部に係る監査結果報告書指摘事項等についてであります。御覧のように、指摘事項が1件、注意事項が8件、合計9件の指摘等がありました。

また、別冊になりますが、お手元に配付されております令和元年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書において、2件の意見、留意事項等がありました。

これらにつきましては、後ほど指摘事項1件の改善状況と併せまして、関係課長から御説明させていただきます。

監査委員から御指摘等のありました内容につきましては、適正な事務処理が図られるよう指導を徹底してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上であります、各事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説明いたします。どうぞよろしくお願ひします。

○日高主査 部長の概要説明が終了いたしました。

それでは、令和元年度決算について各課の説明を求めます。

○横山環境森林課長 環境森林課の決算状況について御説明をいたします。

令和元年度決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

まず、一般会計でございますが、表の上から2行目、環境森林課の欄を御覧ください。予算額32億2,582万1,000円に対し、支出済額は31億4,608万6,625円、不用額は7,973万4,375円で、執行率は97.5%であります。

次に、下から4行目、特別会計ですが、予算額3億2,336万円に対し、支出済額は3億668万6,998円、不用額は1,667万3,002円で、執行率は94.8%であります。

それでは、(目)の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。

同じ資料の8ページをお開きください。

一般会計についてであります。

(目) 林業総務費の不用額7,545万8,254円でありましたが、これは主に職員の人件費や事務費の執行残によるものであります。

9ページをお開きください。

(目) 林業振興指導費の不用額266万3,102円でありましたが、その主なものは、表の中ほどの委託料75万2,618円で、これは県営林の境界保全や、県有林から生産される認証木材の安定供給を図るための県営林管理システム高度化等推進事業委託業務の事業費確定に伴う執行残及びひなもり台県民ふれあいの森等再整備事業における井戸用ポンプ実施設計費用の執行残によるものであります。

また、その5つ下の積立金65万7,000円につきましては、森林環境譲与税積立金の譲与額確定

に伴うものでございます。

10ページをお開きください。

山林基本財産特別会計についてであります。

(目) 基本財産造成費の不用額935万9,416円でありましたが、その主なものは、役務費221万6,551円、委託料419万8,534円、工事請負費220万円で、これは天候の影響等によりまして、県有林の間伐材売払い数量が減ったことに伴う手数料の執行残、間伐現場から市場への運搬委託料等の執行残、災害復旧工事の減少などによるものでございます。

11ページをお開きください。

拡大造林事業特別会計についてであります。

(目) 拡大造林事業費の不用額522万8,556円でありましたが、主なものは、負担金・補助及び交付金214万912円で、これは、間伐材の収益から土地所有者に支払う分収交付金の執行残が生じたものであります。

次に、(目) 元金の不用額200万525円でありませんが、これは、立木売払い収入による歳入確保ができたことにより、償還経費が不要になったものであります。

決算状況については、以上でございます。

続いて、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

令和元年度主要施策の成果に関する報告書の153ページをお開きください。

1、自然との共生と環境にやさしい社会の
(1) 低炭素・循環型社会への転換については、表の1つ目、再生可能エネルギー等普及促進事業で、再生可能エネルギー等に関する普及啓発として、県民向けの研修会や事業者向けの講習会を行っております。

また、表の2つ目の温室効果ガス排出削減推進事業では、事業者向けの省エネセミナーの開

催や、温室効果ガス排出抑制事業者の表彰を行ったところでございます。

155ページをお開きください。

(2) 良好な自然環境・生活環境の保全については、表の1つ目「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業で、県民ボランティアの集いの開催や森林ボランティア団体活動支援などにより、県民共有の財産である森林を次世代に引き継ぐ機運の醸成を図ったところであります。

また、表の一番下、新規事業、人と自然にやさしい公共施設木材利用推進モデル事業では、県木材利用技術センターなどで開発した、杉に適した造作用金具を活用したひなもり台県民ふれあいの森の木製遊具の設置や、川南遊学の森の木製ガードレールの取替えなどを行い、木材利用の取組を推進したところであります。

157ページをお開きください。

環境にやさしい社会の基盤づくりについては、表の1つ目、環境保全普及啓発推進事業で、環境情報センターによる環境講座や出前研修のほか、環境みやざき推進協議会との協力による県下一斉のクリーンアップ宮崎などを実施したところであります。

また、その下の環境情報発信強化事業では、県内各地の再生可能エネルギー等の施設のうち、実際に見て学べる施設である次世代エネルギーパークにおいて、見学受入れを行ったほか、環境教育の推進を図るため、みやざき環境読本を作成し、県内の小学校5年生全員に配布したところであります。

159ページをお開きください。

1、魅力ある農林水産業が展開される社会の

(1) 持続可能な森林・林業の振興では、森林環境教育推進強化事業において、地域や学校等における森林環境教育の取組やみどりの少年団

の活動の支援などを行いました。

主要施策の成果については、以上でございます。

次に、監査指摘要望事項について御説明します。

令和元年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の37ページをお開きください。

(3) の山林基本財産特別会計において、ページ一番下の意見・留意事項等にあるとおり、「多額の借入金があることから、引き続き効率的な運営が望まれる」との御意見がありました。

また、次のページの(4) 拡大造林事業特別会計についても、一番下にありますように、同様の意見をいただいたところでございます。

県有林及び県行分収造林につきましては、これまで高収益の見込める森林の先行販売や有利な補助事業の活用などにより収入の確保を図るとともに、列状間伐の実施や低利資金への借換えなど、経費の節減に取り組んでおりますが、今後とも収入の確保と経費の節減を図り、健全な運営に取り組んでまいります。

決算特別委員会資料にお戻りください。決算特別委員会資料の6ページでございます。

令和元年度環境森林部に係る監査結果報告書指摘事項等について、環境森林課において指摘事項がございましたので、御説明いたします。

中ほど、(3) 契約事務について、「県営林立木売払いの売買契約について、契約書の記載内容の誤っているものがあつた」ものでございます。具体的には、入札公告で示した物件明細の樹種等と、契約書に記載した樹種等の内容に相違があつたものでございます。

これに対しましては、担当者に会計課の研修資料を配付するとともに、売買契約書のチェックリストを作成し、担当内及び総務担当での審

査を徹底する改善を講じたところであります。

環境森林課の説明は以上であります。

○佐沢環境管理課長 環境管理課でございます。

委員会資料の3ページをお開きください。

当課の決算の状況は、表の上から3行目にありますように、予算額3億9,796万5,000円に対しまして、支出済額3億4,148万5,449円、繰越明許費2,738万6,000円、不用額2,909万3,551円となり、当年度の執行率は85.8%、繰越額を含めた執行率は92.7%となっております。

12ページをお開きください。

主な不用額といたしまして、表の下から4行目、負担金・補助及び交付金406万3,000円であります。これは、合併処理浄化槽への転換費用に係る市町村への補助で、設置基数が見込みを下回ったことにより不用額が生じたものであります。

また、その下の扶助費1,865万2,969円ではありますが、これは公害健康被害者への補償給付などで、給付実績が見込みを下回ったことによるものであります。

決算に関する説明は、以上であります。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書160ページをお開きください。

1、自然との共生と環境にやさしい社会の
(2) 良好な自然環境・生活環境の保全であります。

まず、表の1段目、大気汚染常時監視では、県内の測定局20局で常時監視いたしました結果、二酸化硫黄が一部の測定局で、光化学オキシダントが全ての測定局で環境基準を未達成でありましたが、そのほかは全て環境基準を達成いたしました。

次に、水質環境基準等監視では、河川などの水質を常時監視いたしました結果、一部で環境

基準を未達成でありましたが、水質はおおむね良好な状況でありました。

次に、一番下の水質白濁等に係る監視・対策検討では、実証試験用の石灰石中和水路の設置などを行いました。

161ページを御覧ください。

2段目、硫黄山河川白濁水質改善実証試験では、実証試験を実施し、その結果に基づく対策案を取りまとめ、また、沈殿池の沈殿物をしゅんせつするためのえびの市への補助について、繰越しを行いました。

中段の公害保健対策では、健康観察検診などを実施するとともに、法令に基づき認定患者へ医療費や障害補償費などを給付いたしました。

下から2段目の浄化槽整備では、個人と市町村が整備した719基の浄化槽の設置費用の一部を補助いたしました。

主要施策の成果に関しては、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

環境管理課の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○鍋島循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。当課の決算状況につきまして御説明をいたします。

決算特別委員会資料3ページをお開きください。

当課の決算の状況は、表の3つ目の段にあります。予算額21億4,268万1,000円に対しまして、支出済額は21億3,679万3,751円、その右の列、2つ開けまして、不用額は588万7,249円、執行率は99.7%でありました。

次に、13ページをお開きください。

不用額の主なものにつきまして、御説明いたします。

節の欄、中ほどの旅費及び需用費であります
が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
会議や研修等の開催、出席をやむを得ず見
合せなければならなかったことによるもので、
また1段開けた委託料につきましては、事業費
の確定に伴い、執行残が生じたことが不用となっ
た理由でございます。

決算の状況につきましては、以上でございま
す。

続きまして、主要施策につきまして御説明い
たします。

主要施策に関する報告書の164ページをお開き
ください。

1の自然との共生と環境にやさしい社会の
(1)低炭素・循環型社会への転換であります。

表を御覧ください。

まず、海岸漂着物等地域対策推進であります
が、漂着ごみを抑制するため、テレビをはじめ
とする媒体を通じまして県民に対して周知する
とともに、市町村が実施する海水浴場などでの
漂着物対策を支援したところでございます。

次の、新規事業、災害廃棄物対応力強化であ
りますが、災害廃棄物を早期に処理することが
できるよう、市町村の担当者などと、大規模災
害時を想定した図上演習を実施いたしました。

165ページを御覧ください。

まず、廃棄物不適正処理防止対策強化であ
りますが、産業廃棄物の適正処理のため、保健所
等に廃棄物監視員18名を配置し、排出事業者等
に対する立入検査や不法投棄監視パトロールな
どの監視活動を実施いたしました。

その次の次、公共関与推進であります、エコ
クリーンプラザみやざきでの廃棄物処理が適
正になされるよう、宮崎県環境整備公社に対し、
運営費の補助等を行いました。

表の一番下、改善事業、環境産業育成支援で
ありますが、産業廃棄物処理業が環境産業とな
るよう、宮崎県産業資源循環協会へ産廃処理業
者中堅リーダーの育成支援を委託するとともに、
優良産廃処理業者認定取得に向けた取組を支援
いたしました。

166ページをお開きください。

改善事業、循環型社会推進総合対策でありま
すが、4Rの推進のため、意識啓発に取り組む
とともに、再資源化に取り組もうとする事業者
の施設整備を支援いたしました。

これらの施策によりまして、循環型社会の形
成に向け、県民や事業者の意識の向上と廃棄物
の適正処理、再生利用の促進を図ったところで
ございます。

主要施策の成果に関する報告につきましては、
以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまし
ては、特に報告すべき事項はございません。

循環社会推進課からは以上でございます。よ
ろしく申し上げます。

○黒木自然環境課長 自然環境課でございます。

決算特別委員会資料の3ページをお開きくだ
さい。

表の上から4段目の自然環境課の欄を御覧く
ださい。予算額72億1,049万5,452円に対し、支
出済額39億5,733万828円、繰越明許費29億1,466
万6,000円、事故繰越1億9,314万7,373円、不用
額1億4,535万1,251円となり、執行率は54.9%
となっておりますが、翌年度への繰越額等を含
めると98.0%であります。

14ページをお開きください。

上段の(目)環境保全費ですが、不用額が171
万9,136円、執行率は86.4%であります。不用額
の主なものは、報酬や旅費、需用費などの事務

費の執行残であります。

15ページを御覧ください。

上段の(目)林業振興指導費ですが、不用額が48万1,084円、執行率は84.2%となっておりますが、翌年度繰越額を含めた執行率は98.4%であります。これは、災害等で発生した流木の撤去を行う荒廃溪流等流木流出防止対策事業の一部を繰り越したものであります。

中段の(目)森林病虫害防除費ですが、不用額が1,197万2,572円、執行率は82.8%であります。不用額の主なものは、松くい虫被害に対する伐倒駆除等の防除に係る委託料の支出が当初の想定より少なかったことから執行残となったものであります。

次に、下段の(目)治山費ですが、不用額が6,627万4,140円、執行率は54.3%となっておりますが、翌年度繰越額を含めた執行率は98.9%であります。不用額の主なものは、旅費や需用費、役務費などの事務費の執行残、平成30年度から繰り越した山地治山事業の入札の執行残であります。

16ページを御覧ください。

(目)狩猟費ですが、不用額が798万8,013円、執行率は92.7%であります。これは、主に有害鳥獣捕獲促進総合対策事業の市町村が実施します補助事業において、事業費の確定に伴い執行残が生じたものであります。

次に、17ページをお開きください。

(目)公園費ですが、不用額が4,007万7,716円、執行率は44.9%となっておりますが、翌年度繰越額を含めた執行率は93.3%であります。不用額の主なものは、自然公園等整備事業の入札の執行残であります。

18ページを御覧ください。

(目)林業災害復旧費ですが、不用額が1,677

万5,822円、執行率は60.6%となっておりますが、翌年度繰越額を含めた執行率は93.0%であります。不用額の主なものは、治山施設災害復旧事業の入札の執行残であります。

歳出決算の状況については、以上であります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の168ページをお開きください。

1の(2)良好な自然環境・生活環境の保全についてであります。

表の1段目、生物多様性地域活動推進強化では、野生動植物保護監視員による希少な野生動植物の監視活動や、重要生息地等の保護・保全を行う市町村に対する支援などを行ったところであります。

次に、2段目の森林病虫害等防除では、主に海岸沿いの松林を対象とした松くい虫被害木の伐倒駆除やヘリコプターによる薬剤散布に加え、民家等の被害木の伐倒駆除や無人ヘリコプターによる薬剤散布など、きめ細やかな防除に努めたところであります。

次に、3段目の有害鳥獣捕獲促進総合対策では、市町村の有害鳥獣捕獲班への活動支援や有害捕獲への助成などを行ったところであります。

169ページを御覧ください。

1段目、有害鳥獣被害対策パトロール支援では、市町村が配置している有害鳥獣捕獲対策指導員によるパトロール等の活動を支援し、2段目の増えすぎたシカ捕獲等特別対策では、生息密度が高い地域において、鹿の個体数管理のための特別捕獲を行いました。

また、3段目の鳥獣保護区等周辺野生鳥獣管理対策では、市町村が実施します電気柵の設置等を支援し、4段目の県南地域へのシカ侵入防

止対策では、日南市など県南地域への拡大防止対策として、カメラによる監視及び捕獲を実施したところであります。

今後とも、市町村や関係機関等と連携し、農林作物の被害軽減に向けて、鳥獣対策に努めてまいります。

次に、170ページを御覧ください。

国立公園満喫プロジェクト推進では、休憩所や歩道整備及び市町村が行いますケビンの建て替え等の支援を行いました。

また、おもてなし講習会の開催や「山の日」アクティビティ体験等のイベント開催など、国立公園の魅力発信に取り組んだところであります。

172ページを御覧ください。

2の(1)安全で安心な県土づくりについてであります。

1段目の山地治山と2段目の緊急治山は、豪雨等で崩壊した山腹や荒れた溪流等において、治山ダムなどを整備し、山地の復旧や災害の未然防止を図ったところであります。

173ページを御覧ください。

2段目の保安林整備では、機能の低下した保安林において植栽や間伐等を実施し、水源涵養や潮害防備等の保安林の機能回復や強化を図ったところであります。

174ページを御覧ください。

2段目の治山施設災害復旧では、豪雨等により被災した治山施設の復旧整備を行ったところです。

今後とも、治山施設の適切な整備や保安林機能の維持増進等を通じまして、山地災害の早期復旧や防止に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

自然環境課からは以上であります。

○橋木森林経営課長 森林経営課でございます。

委員会資料の3ページをお開きください。

当課の一般会計の決算状況でございますが、上から5段目の森林経営課の欄にありますように、予算額116億3,358万2,171円に対し、支出済額が76億6,419万2,002円、繰越明許費が35億5,803万4,000円、事故繰越が3,317万677円で、不用額は3億7,818万5,492円であります。執行率は65.9%となっておりますが、翌年度への繰越額を含めると96.7%であります。

これらの内訳につきましては、19ページをお願いいたします。

当課の一般会計でございます。

上から3段目、(目)林業振興指導費の不用額は698万4,634円であります。不用額の主なものは、その下にありますように、旅費や役務費、使用料などの事務費の執行残であります。

次に、下から4段目の(目)造林費であります。不用額は1,530万9,310円で、執行率は72.4%ですが、翌年度繰越額を含めると99.7%であります。

不用額の主なものは、次の20ページになりますが、負担金・補助及び交付金1,517万7,968円であります。これは、一貫作業システムの構築に向けて取り組む予定としておりました伐採後に即再造林を行う補助事業などが、昨年の台風被害などによりまして、主伐や植栽などの施策を実施できなかったことや、事業費の確定に伴い、執行残が生じたことなどによるものであります。

次に、ページ中ほどの(目)林道費であります。不用額は2,510万2,461円で、執行率は60.1

%ですが、翌年度繰越額を含めると99.5%であります。不用額の主なものは、旅費や需用費の執行残や、事業費の確定に伴い、工事請負費などに執行残が生じたことによるものでございます。

次に、21ページを御覧ください。

上から6段目の(目)林業試験場費の不用額304万2,087円であります。これは主に、林業技術センターにおける旅費などの事務費や施設管理費の入札に伴う工事請負費の執行残であります。

次に、22ページをお願いします。

上から3段目の(目)林業災害復旧費であります。不用額は3億2,774万7,000円、執行率は59.7%ですが、翌年度繰越額を含めまして81.7%となっております。不用額の主なものは、下から2段目の負担金・補助及び交付金の3億1,067万円ですが、これは、1月から3月までの第4四半期の災害に備えて確保していた予算が、幸い林道施設の災害が発生せずに残りましたので、執行率も90%を下回ったところでございます。

決算の状況については、以上でございます。

続きまして、主要施策の主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の176ページをお開きください。

くらしづくりの2の(1)安全で安心な県土づくりについてであります。

上の表の改善事業、水を貯え、災害に強い森林づくりでは、県の森林環境税を活用しまして、長期間放置された林地での広葉樹造林などにより、水源の涵養など公益的機能の高い森づくりに取り組みました。

次に、177ページをお願いします。

産業づくり1の(1)持続可能な森林・林業

の振興についてであります。

表の1つ目、森林資源情報整備推進では、流域ごとに森林整備の目標を定めます地域森林計画の樹立等により、計画的な森林整備の推進に取り組んだところであります。

表の3つ目、新規事業、森林地理情報システム改修では、システムを稼働するパソコンのOS及びGISソフトのバージョンアップにより、地域森林計画等の森林計画業務の推進に取り組んだところであります。

また、一番下の新規事業、新たな森林管理システム推進では、市町村職員への研修や森林の現況調査、森林情報の提供などにより、森林経営管理制度の実施主体であります市町村への支援に取り組んだところであります。

次に、178ページを御覧ください。

表の1つ目、森林整備地域活動支援交付金では、森林経営計画の作成促進などの地域活動への支援により、森林施業の集約化など、適正な森林整備の推進に取り組んだところであります。

下から2つ目の新規事業、「みやざき林業大学校」担い手育成総合研修では、本県林業・木材産業のニーズに対応したきめ細かな研修を総合的に実施し、長期過程の21名をはじめとして、実践的な人材育成に取り組んだところであります。

一番下の試験研究では、林業技術センターにおいて、造林技術や原木キノコの生産技術など、林業の生産性向上などにつながる研究に取り組んだところであります。

次に179ページを御覧ください。

表の1つ目、森林整備では、造林や下刈り、除間伐などへの支援により、森林資源の循環利用の推進に取り組んだところであります。

表の3つ目、優良苗木供給拠点整備では、県

が所有する採穂園の管理や、クヌギ採種園の造成などにより、苗木の安定供給体制の整備に取り組みました。

一番下の新規事業、コンテナ苗供給拡大体制整備では、1年を通じて植栽が可能で、造林コストの低減に有効なコンテナ苗の生産拡大を図るため、生産施設の整備や技術講習会の開催などに取り組んだところであります。

次に、180ページをお願いします。

表の1つ目、地方創生道整備推進交付金では、市町村道などと連携した林道の開設、改良、舗装により、山村地域の交通ネットワークづくりを推進したところであります。

主要施策の成果については、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

森林経営課からは以上であります。

○有山山村・木材振興課長 山村・木材振興課の決算状況について御説明いたします。

委員会資料3ページをお開きください。

中ほどの一般会計の山村・木材振興課の行を御覧ください。予算額55億5,084万3,000円、支出済額47億8,426万8,948円、繰越明許費7億1,180万4,000円、不用額5,477万52円で、当年度の執行率は86.2%、繰越額を含めた執行率は99.0%でございます。

次に、特別会計ですが、下から3行目で、予算額8億7,726万7,000円、支出済額1億2,953万5,928円、不用額7億4,773万1,072円で、執行率は14.8%であります。

それでは、(目)の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

23ページをお開きください。

一般会計についてであります。

ページ中ほどの(目)林業振興指導費の行の右から3列目の不用額については5,477万52円、翌年度繰越を含めた執行率は、括弧書きにありますように99%であります。不用額の主なものとしましては、節の5段目の旅費が537万4,975円となっており、これは、1月から3月に予定してございました海外での市場調査など、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして出張が中止となったことなどによるものであります。

次に、下から3段目の負担金・補助及び交付金の4,307万5,871円であります。これは、国庫・県単等の補助事業による入札執行残や事業費の確定などに伴うものであります。

続きまして、25ページをお開きください。

林業改善資金特別会計であります。3段目の(目)林業振興指導費の行の右から3列目の不用額については、7億4,773万1,072円、執行率は14.8%となっております。この特別会計は、林業経営の改善や林業・木材産業の施設整備のための資金を無利子で貸し付けるものでございますが、予算額8億7,726万7,000円のうち、下から3段目の貸付金が8億7,260万1,000円で、予算額のほとんどは貸付金となっております。この貸付金には、当年度の融資額2億5,000万円のほか、翌年度以降に貸し付けるための準備金も加えて予算計上しております。

決算状況については、以上であります。

続きまして、主要施策の成果について、主なものを御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の184ページをお開きください。

当課では、持続可能な森林・林業の振興に寄与する各般の施策を実施してございます。

まず、1段目の林業・木材産業改善資金ですが、この資金は、先ほども御説明いたしました

が、林業経営の改善や林業・木材産業の施設導入に必要な資金を事業者等に無利子で貸し付けるものでございます。主な実績内容等でございますように、単年度の融資枠2億5,000万円に対しまして、融資額が1億2,665万円で、融資率は50.7%となっております。主に高性能林業機械の導入など生産性の向上や、就労環境の改善などに対して融資を行ったところであります。

次に、2段目の林業・木材産業構造改革は、木材加工流通施設等を整備するものでありまして、都城市と延岡市の2か所でレーザー加工機などの導入支援や、都城市、木城町及び椎葉村にスイングヤードなどの機械リース支援を行いました。

次の185ページの3段目のみやざきスギ次世代流通モデル構築は、再造林を担う素材生産事業者の経営基盤強化を図るもので、伐採と一体となった再造林25.55ヘクタールや、県内2か所での再造林の研修会を行ったほか、高性能林業機械のアタッチメントの整備などについて支援いたしました。

次に、186ページをお開きください。

2段目の新規事業、木質バイオマス活用型再造林推進モデルでは、県内7地域の協議会に対しまして、再造林が確実に見込まれる際に、林地残材や風倒被害木等の運搬経費の支援などを行ったものであります。

次に、5段目の新規事業、みやざき木材サプライチェーン・マネジメントシステム実証では、林業・木材産業関係者等からなる協議会を設置しますとともに、ICTを活用した各種実証試験や研修会を県内各所で行い、林業の収益性向上や合法木材の流通について検証したところであります。

次に、187ページですが、2段目の県産材出荷

拡大プロモーション強化では、都市圏に選ばれる産地化を目指し、県産材の品質などをPRするプロモーション活動として東京、福岡などで計12回の展示会出展などを支援したほか、大都市圏への効率的な物流システムの構築に向けた実証調査に取り組みました。

次に、188ページをお開きください。

1段目の新規事業、都市との連携によるスギ利活用推進では、川崎市との連携協定を契機としまして、都市部と県内企業との連携により、木材需要拡大を図るための木材利用イベントやシンポジウム等を開催したところであります。

次の189ページですが、1段目の県産材輸出拡大促進では、県産材の輸出を促進するため、材料と建築技術をパッケージにした材工一体の取組によりまして、韓国や台湾において木造軸組建築工法の入門セミナー等を開催するとともに、宮崎に相手国の建築関係実務者を招聘して行う研修を支援したところであります。また、県内の輸出企業が行う視察研修や意見交換会、海外で行う技術指導や設計技術の研修のほか、付加価値の高い原木輸出に向けた商談などにも支援したところであります。

次に、2段目の木材利用技術センター運営は、木材利用技術センターの運営経費でありまして、昨年度、当センターではCLT部材の開発など17課題について試験研究に取り組んだほか、市町村や民間企業等から181件の施設の木造化などに関する相談を受けまして、技術的な指導・助言を行ったところであります。

次に、190ページをお開きください。

1段目の林業担い手総合対策基金では、林業就業者の確保・育成に向け、林業後継者への育英資金の貸与や就業相談会を実施したほか、緑の雇用事業研修修了者などを継続雇用した42事

業体に対する補助金の交付、就労条件の整備として労働保険等の掛金助成、林業労働災害の防止を図るためのセミナーなどを実施したところでもあります。

次に、2段目のひなたの乾しいたけ販路拡大・PRでは、東京や福岡など県外消費地でのプロモーション活動や県内ホテルと連携した乾しいたけフェアの開催、県産乾しいたけを使用した料理を提供している飲食店9店を乾しいたけ料理の店として新たに認定するなどして、消費や販路の拡大を図ったところです。

次に、191ページですが、3段目の新規事業、山村地域を支える特用林産業新規就業者支援では、原木しいたけの新規就業希望者2名に対し、就業準備給付金を給付したほか、研修生を受け入れる生産者へ謝金を支給したところでもあります。

主要施策の成果に関する報告については、以上であります。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しまして、当課から特に報告すべき事項はございません。

説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○日高主査 執行部の説明が終了いたしました。令和元年の決算に関する質疑はございませんでしょうか。各課ごとに進めてまいりたいと思います。

○横田委員 環境管理課の大気汚染常時監視事業ですが、光化学オキシダントは全ての測定局で環境基準を達成しなかったと書いてありますが、この光化学オキシダントは人的な影響はどういうものがあるのでしょうか。

○佐沢環境管理課長 光化学オキシダントは酸化性物質で、粘膜に触れると刺激を与える。具

体的にいうと目がちかちかする、喉がいがいがするという影響が、気管支とかが弱い方々、小さいお子さんとかお年寄りに対してそういう影響が出る可能性があります。

○横田委員 全ての測定局で環境基準を達成しなかったということですが、達成できなかった原因とかは大体分かっているのでしょうか。

○佐沢環境管理課長 光化学オキシダントが高くなる理由といたしましては、自動車などの窒素酸化物と揮発性炭化水素が太陽光の紫外線を得て化学変化して発生する。ただ、風があると流れていきますので、やっぱり天気の良い、日差しの強い無風状態のときに上がってくるという特徴があります。

○横田委員 ということは、工場とか事業所からの排出のガスとかが直接影響しているわけでもないんですか。

○佐沢環境管理課長 一番影響があるのは、成層圏のオゾン層から降りてくる分と、大陸からそういう化学物質、大気汚染物質が流れてくる。現に、長崎県の対馬は離島なんですけれども、値が高くなると。これはやっぱり中国、韓国からの移流が考えられる。当然九州とかもそういう移流の影響を受けているだろうと言われております。

○横田委員 基準に達していなかったことが分かった際の注意喚起とかはどうされているのでしょうか。

○佐沢環境管理課長 光化学オキシダントについては、具体的な数字で言いますと0.120ppm以上になったら注意報を発令しなさいと、全国どこでもということで、昨年度宮崎県でも初めて、5月23、24、25日に注意報を発令いたしました。その際は、マスコミに情報を流して、マスコミからテレビ放送で。あとは県の防災メー

ルや、市町村によっては広報車を出したり、体の弱い方とかは、屋外での激しい運動はやめて屋内で過ごしてくださいというお知らせを県民にしております。

○横田委員 はい、分かりました。

○日高主査 環境管理課に関して、何か関連質問がありますでしょうか。

○有岡委員 昨年の特別委員会の中で、浄化槽の話が出ているんですが、161ページの検査の受検率の向上について、どのように努力していらっしゃるのか。そこ辺の昨年の取組についてお伺いいたします。

○佐沢環境管理課長 まず第一に、平成27年度から県のほうで、10月を浄化槽管理の強化月間と定めておりました。そのときに、浄化槽協会とか環境科学協会とかと一緒に戸別訪問して、単独浄化槽から合併浄化槽へとか、あと法定検査を受検してくださいというふうに啓発しております。

それと、市町村から回覧板の中に法定検査を受けてくださいとか、そういうお知らせをしております。

○有岡委員 昨年は、例えば川南町の事例で用水と排水が一緒になるとか、そういう事例があるようですが、そういった改善は行われたのかどうか、再度確認させてください。

○佐沢環境管理課長 排水に関しては、昭和63年に国から通知が発出されておまして、その内容は、農業用用水路とかそういうところに排水する場合、相当前は同意書とかを取っていたんですけども、それは違法になるからやめなさいという通知が来ております。それを受けて、そういう同意書とかは取らないんですけども、ただ、委員がおっしゃったように、農業用水とかそういう排水が出ると汚いので困るというこ

とがありますので、地域でよく話をして、同意ではないんですけども、うまくやってくださいねというのを文書とかは出せないものですから、そういうお願いをしているところです。

○有岡委員 再度確認いたしますが、単独浄化槽から合併浄化槽に変えていく努力を今お願いをしている段階ですけども、例えば宮崎市のほうから県に対する補助事業の要望が出ておりますように、財政力指数とか生活排水処理率が高い場合は算定基準として補助対象にならないとかがあるんですね。県内で普及しようとする動きを推進する意味では、動きのあるところをどんどん合併浄化槽に移していくとか、公立の浄化槽にするとか、そういう動きを後押ししていくことが大事だと思うんですが、そこら辺のバランスというんでしょうか、動きのないところよりも動きがあるところを支援するような発想はいかがなんでしょうか。

○佐沢環境管理課長 単独処理浄化槽から合併浄化槽へ転換、くみ取り槽から合併浄化槽への転換は大変重要だということで、県でも平成27年度からそういう方針をもって、限りある補助金を有効に使うため、また普及率が低い市町村もございますので、そこも全体として上げたいということで、生活排水処理率が県の平均より落ちるところ、あと財政力指数とかを勘案して、補助金を有効に使うためにそういう運用をしております。限りある補助金を有効に使いたいということで、こういう制度にしております。

○有岡委員 ぜひ、そういった趣旨を——進んでいない市町村を含めて取り組んでいくことが大事ですから、合併浄化槽に取り組むとか公共の排水にするとか、そういう動きをどんどん活性化していかないと、これからの目標達成に届かないのかなと思いますので、ぜひとも河川浄

化のためにもよろしく願いいたします。

○佐沢環境管理課長 意欲のある市町村にはぜひこの補助制度を活用していただき、合併処理浄化槽をつけていただく。この合併処理浄化槽をつけていただくことは、河川の浄化につながりますので、委員がおっしゃるとおり、力を入れて取り組んでまいりたいと思います。

○日高主査 環境管理課に関して、ほかにございますでしょうか。

○高橋委員 163ページに生活排水処理の状況が年度別にあるんですけど、これは下水道処理もひっくるめた全体のカバー率のことですか。

○佐沢環境管理課長 163ページの一番下の表の生活排水処理の状況ですが、令和元年度が82.0%です。これは委員がおっしゃるとおり、公共下水道、あと農業とか漁業の集落排水処理施設、合併浄化槽、この3者を含んでの82%です。

○高橋委員 分かりました。それで、法定検査でお尋ねするんですけど、受検率が令和元年度は55.6%あるんですけど、平成27年でしたか、この頃から話題になって、あの当時、たしか3割強ぐらいの受検率だったと記憶しているんですけど、先ほど、検査を受けてくださいとおっしゃったじゃないですか。これは義務だから、受けてくださいじゃなくて受けなきゃならないのだから。ただこれは、検査料が伴うから、本来であれば監督、管理するところに行って、検査をしないといけないわけですよ、理屈から言ったら。そして請求するのが建前じゃないかと思うんですけど、その辺の考え方はどうなんですか。

○佐沢環境管理課長 委員がおっしゃるとおりで、浄化槽を管理する者は法定検査を受けなければならないと法令でなっておりますので、これは自主的に浄化槽管理者が検査機関に申込み

をして受検することが建前になっております。先ほど、お願いするというのは不適切な言い方でした。

○高橋委員 ということは、この法定検査は、相手に確認が取れないとしていないんですね。法定検査だから、これは多分そこに立ち会えなくても検査できると思うんですよ。蓋を開ければいいんだから。恐らく持ち主に会えないとしていないということなんでしょうね。

○佐沢環境管理課長 法定検査は、浄化槽の中を検査するのと書類の検査がございます。3か月か4か月に1回の保守点検を受けなさい、あと年1回の清掃を受けなさいと法令上なっております、そういう保守点検と清掃を法令のとおり受けているかどうかの確認までを含めた検査になっておりますので、家の方が立ち会ってもらうのが原則になっております。

○高橋委員 いなくてもこれはしているんですけど、現実ね。これは多分検査率を100%に持っていくのも非常に困難だなと。検査料を伴うから。そして、清掃は年間2回ぐらいしないといけないんですかね。1回でいいんですかね。この清掃も結構かかるんですよ。たしか6、7人槽で3万円超えるんじゃないんですかね。その程度かかる記憶がするんですけど。お金が伴う検査だから、これもいろいろ話題になったことがあるんですけど、他県では免除しているとか、これは私の記憶違いでしょうかね。これは都道府県で取る、取らないは決められるんでしょうか。

○佐沢環境管理課長 法定検査、11条検査の受検料は、九州・沖縄管内では、宮崎県が一番安く3,800円。福岡県は6,200円とかです。

検査機関が、県と相談とかいろいろして、それで定めることになります。県も関与すること

になります。

○高橋委員 要するに、検査料は必ず徴収することになっているんですね。検査料を免除とかそういう規定はないということですね。

○佐沢環境管理課長 聞いている限り免除とか、そういうものはございません。

○高橋委員 分かりました。この検査は大事なことなんだけど、相手に会えないというところで恐らくこの検査ができていないと思うんですよ。ここをどうするかなんでしょうけど。繰り返しますけど、検査料の関係とか、今どンドン下水道もいろんなところに普及しつつあって、そこをカバーしていくところもあって、下水道をする側もお金がかかるものですから、高齢者に限って、もうつながないとか、もううちでこの家は終わりだからとか、そういう関係で下水道も伸び悩んでいるところも所によってはあるみたいなんです。非常にこれは大事なことです。非常に粘り強い検査の指導をやっていただきたいなと思います。

○佐沢環境管理課長 法定検査、保守点検、清掃を、それぞれの業者さんと契約しないといけないという煩わしさがありますので、県では一括契約、一個の契約書ですることによって煩わしさをなくして法定検査の受検率を上げていきたいと思っております。浄化槽の担当者が、一括契約のことについて、業者と導入できませんでしょうかという話合いに今日も行っております。こういう取組をして、県内の法定検査の受検率を上げていきたいと思っております。

○高橋委員 おっしゃるように清掃する業者と検査するところは全く違いますよね。かねがね思っていたのは清掃するところが検査すればいいのにとったり。それを言うと科学協会に申し訳ないなと思うんですけど、そこら辺の今後

のいろんな考え方なり、これはもう意見として聞いてください。

○日高主査 環境管理課はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 では、環境森林課で。

○星原委員 環境森林課の159ページの中に森林環境教育推進強化というのがあって、説明があったところなんです。この事業はこれまでどれぐらいの年数がたっているんですか。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 森林環境教育につきましては、県の森林環境税を活用しまして、平成18年度から体系的に実施しております。

この森林環境教育が明文化されたのは平成14年度の森林林業白書からでして、それからいろんな取組がされている中で、先ほど申しましたように、森林環境税を活用しながら積極的に取り組むようになってきているところでございます。

○星原委員 その中で、令和元年度の実践校として56校・地域と書いてあるんですが、この56校というのは小学校、中学校までなのか、高校まで入っているのか。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 一応幼稚園、保育園、小学校、中学校までで、それが38校です。そして地域については、公民館とか自治会がございまして、それが18地域でございます。

学校の内訳は、幼稚園、保育園が7か所、そして小学校が29校、中学校が2校になっておりますので、小学校を中心に行われているような実態でございます。

○星原委員 この環境教育は非常に大事だと思うんですね。過疎化が進み、山が荒れてきて、いろんな問題を抱えている中で、森林資源をどうやって次の世代に移していくかは、小さい子

供たちにも山に興味を持たせる意味でそうだと思うんです。先ほどの話ですと、もう十数年前から取り組んでいる事業ということですが、子供たちにどういった変化を感じてきているんですか。教育委員会と皆さん方との連携の中で、この森林環境教育がどのような成果を出しているかと捉えているんですか。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 なかなか数量的にお示しすることは難しいんですけども、森林環境教育は森林内での様々な活動を通して、人々の生活と森林の環境について理解を深めていくということで、これはずっと継続して取り組んでいくことによって成果が出ているものと思います。

もう一つ、緑の少年団等の活動の支援等を行っておりまして、参加した児童生徒等につきましては、森林・林業の大切さ等についてしっかり学んでいただいているものと考えております。

○星原委員 ややもすると、10年以上たつてくると、マンネリ化して毎年同じような予算組みをしながら、同じような形でやっているんじゃないかなという気がするわけですね。

先ほど出ましたように、保育園、幼稚園から小学校、中学校、それだけ長い期間やっていたら、子供たちの山に対する考え方とか、今災害なんかでああいう山の状況を見たりしたときに、何かを子供たちが感じるんじゃないかなと思うんです。ただ、毎年大体同じぐらいの予算で来ているので、子供たちが、中山間地域の子供たちなのか、街場の子供たちも入っていて、交代で毎年何校かずつ、小学校も中学校も順番でやりながらいろんなことをやられているのか。予算計上されて、それを教育委員会に投げているのか。山のいろんな社会体験をする場合に、皆さん方の関係者も、学校の子供たちや先

生たちと一緒に体験しながらいろんなことを進められているのかなと思ったものですから。その辺についてはどうなんですか。

○広島みやぎきの森林づくり推進室長 森林環境教育の進め方はいろんなやり方があると思っています。また、委員から御提案のあったような、例えばバスツアー、やっぱり現場を見て感じてもらうことが大切ですので、昨年度は6月5日に都城工業高校のインテリア科ですけれども、伐採現場とか菓子野にあるコンテナ苗の生産の苗畑を見ていただいたりとか、専攻の違う生徒に見ていただく。そして7月26日は、国富町の木脇の児童館の生徒のバスツアーとして——これは43名も参加していただきました——木材市場を視察して、視察した後に直接木に触れていただく、木工の体験をしていただきました。また、12月14日には、林業どころの美郷町の教育委員会が募ったわけですけど、町内の児童に伐採現場、そして製材工場、そして林業技術センターに森の科学館という森林林業教育を行うところがありますので、そこで学んでいただいたりとか、そういうようないろんな工夫をしております。

また、今年度の7月の補正予算で認めていただきました、ひなもり台で森林環境教育のリモート化というような、インターネットを使ったような森林環境教育にも今後取り組んでいくようにしております。

また、次期、第4期の森林環境税の内容を今検討しているんですけども、森林環境教育については、そこを充実強化していくということで現在検討中でございます。

○星原委員 もう一点この中に、若者を対象とした林業現場等の見学研修のバスツアーということで98名とあるんですが、男女別も含め、こ

の98名の内訳は分かりますか。

○**広島みやぎきの森林づくり推進室長** 内訳は、ただいま答弁いたしました都城工業高校が42名、木脇児童館が43名、美郷町の教育委員会が募った児童が13名と、合計98名ということになりますが、男女の人数については、申し訳ございません、名簿で確認しておりません。

○**星原委員** はい、分かりました。

○**日高主査** 環境森林課で関連でございませんでしょうか。

○**有岡委員** 報告書の157ページでお尋ねしますが、次世代エネルギーパーク活用推進で、見学の受入れとありますけれども、これは場所がどこで、この37回はこういった世代の方々が見学されたのか、お尋ねします。

○**横山環境森林課長** 次世代エネルギーパークと申しますのは、自治体で作成した計画を資源エネルギー庁が認定する制度なんですけれども、県内で今25か所をリスト化しております。この中に例えば大日止昂小水力発電所がありますとか、中九州大仁田山の風力発電所とかが入っております。そういったところに見学者を受け入れるということなんですけど、見学会といたしましては、昨年度は3回、95名が参加をしております。一般の方、1回目は大日止昂小水力発電所、それから中九州発電所なんですけれども、この際は一般の方が来られています。2回目は、小学生親子を対象に自然休養村センターに来ていただいています。第3回目は宮崎大学で、一般の方を対象にやっています。人数の内訳につきましては、すみません、今手元に資料がございません。

○**有岡委員** ちなみに、参加者の感想と、例えば親子で参加してみて大変よかったとかいう意見はいかがだったんでしょうか。

○**横山環境森林課長** やはりそういった次世代のエネルギーのものを実際に見て触れる機会増やすことは、非常に大事だと思っています。参加された方についても、やはりそういった御意見をいただいているところでございます。

○**有岡委員** 今、修学旅行先とか、子供たちの勉強する場面をいろいろ想定して、五ヶ瀬の町長がいろいろ努力してとかいろいろな情報があるんですが、例えばこういったエネルギーパークとかもそういう提案をするとか、もっと積極的に学校なんかにもPRして、受入れをされるといいなと思ったものですから、お尋ねした次第です。分かりました。

○**横田委員** 153ページの再生可能エネルギー等普及促進事業についてですけど、この再生可能エネルギーというのは太陽光と理解してよろしいでしょうか。

○**横山環境森林課長** 太陽光のほかに、バイオマスでありますとか、小水力でありますとか、そういったのも入っております。

○**横田委員** 県民向け研修会が6回開催されているということですけど、この参加人数はどれぐらいなんでしょうか。

○**横山環境森林課長** 県民向け研修会は6回で、参加人数が8,244名です。ただ、これが多いのは、イベントに合わせて開催したということがあります。例えば、宮交シティの紫陽花ホールなどでやった際には延べ1,400名の来場者ということで、実際にそこに来られた方が1,400名であります。あと県のトラック協会のイベントに合わせてやったものに1,200名の方が参加されたということでございます。

○**横田委員** 原子力発電所も徐々に再開してきていて、売電価格も下がってきているところなんですけど、県民の再生可能エネルギーに対する

関心はどういう状況ですか。感じておられることで結構です。

○**横山環境森林課長** 県民の関心の度合いを示す正確なバロメーターがないんですけれども、温暖化の対策というのは緩和策と適応策がございいます。緩和策というのは、もう御存じのとおり、直接的にCO₂の排出を抑制するとか、森林の吸収量を拡大するとかいうことで、適応策というのが、暑さに強い農作物を作ったりとか、台風の際の避難を迅速にするとかなんですけど、せんだってレジ袋の有料化がされましたけれども、それに対する反応などを見ますと、やはり環境問題に対する意識が高まっているからこそ、あれだけレジ袋が一気にマイバックに置き換わったのではないかというふうに感じております。したがって、温暖化に対する関心も、そういった意味では高まっているのではないかと考えています。

○**横田委員** 分かりました。

○**日高主査** 環境森林課でそのほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**日高主査** では、そのほかで。

○**横田委員** 循環社会推進課の164ページですけど、海岸漂着物等地域対策推進事業ですが、この海岸漂着物の回収とか撤去作業は市町村がされるんでしょうか。

○**鍋島循環社会推進課長** 処理は市町村が行います。収集は、例えばボランティアの皆さんとかが集められて、集まった物を市町村が処理しているということでございます。

○**横田委員** 海水浴場とか観光地の景観維持といった局地的と書いてありますけど、観光地とか海水浴場、これはそういう一部だけが対象になるんですか。

○**鍋島循環社会推進課長** 基本的に、海岸を管理しているのはほとんど県になります。市町村がそういった観光地で、どうしてもやりたいという場合がありますら、ボランティアの皆さんですとか地域の方々が、例えば海水浴場の海開きをする前にごみを収集、あとはアカウミガメが陸上に上ってくるごみの収集とかをされておられます。そういったもので集まった物を、昨年度は高鍋町、川南町、門川町、宮崎市の4市町が費用を国から頂いた上で、実際に処理していたということです。

○**横田委員** 私も海岸を時々ウオーキングとかするんですけど、例えば台風明けとか、もうすごい数のペットボトルとかが漂着しているんです。宮崎県は海岸線が長いですからずっと同じような状況なのかなと思うんですけど、そういった局地的とかじゃなくて、全体の海岸に対する漂着物はどうのように考えておられるんでしょうか。

○**鍋島循環社会推進課長** 平成23年度では2,554トンぐらいの立木ですとか、漂着物がありました。昨年は処理の件数が158トンぐらい。このように、20倍まではいきませんが、年度ごとに波がございいます。できる限り港湾の関係者、海岸を管理しているところも処理しております。ボランティアの方々もやっている。昨年度で申し上げますと、市町村で処理したのが41.3トンぐらい、県の海岸を管理しております港湾課とか河川課、漁村振興課と農村整備課で処理したのが117トン、合わせまして158トンでございました。

海岸線は広いですので、来たときにはできるだけ片づけていただけるようにしているんですけど、先ほど委員から御指摘のありましたように、そう何度もはできないものですから、年に1～

2回、大きいのが来たときとかにやっているのが現状でございます。

○横田委員 海岸に漂着するものは、例えばペットボトルとかですよ。ぼいぼい投げ捨ててしまっ、それが流れていって海岸に漂着するんじゃないかなと思いますけど、そういったポイ捨てとかをなくすような啓発、それももちろん大事だと思うんですが、結局そういったプラスチックごみとかが、マイクロプラスチックとかになるわけですので、1年を通して回収するのは難しいとは思いますが、できるだけ努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○鍋島循環社会推進課長 マイクロプラスチック、海洋プラスチックの問題につきましては、今年度計画を策定したいと思っております。流域ごとに今、委員から御指摘もございましたとおり、お住いの方々の協力をもらうのが必要だと思います。どうしても雨が降る日、台風が来る前にごみを出してしまうと、どこかに飛ばされてしまいますので、そういったものを謹んでいただく。あとポイ捨てとかも避けていただくような取組をまたお願いしていかないといけないなど。そういったことを計画に盛り込みたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○星原委員 165ページの一番上の廃棄物不適正処理防止対策強化ということで、県内では監視員の方々が18名で対応していると捉えていいんですか。

○鍋島循環社会推進課長 はい。18名います。当課に1名。そのほか17名を、高千穂を除く7保健所に配置しております。

○星原委員 この処理施設等への立入検査、不法投棄等への対応ということで、立入検査で1

万1,439件、不法投棄への対応で2,028件ということなんですが、私から見ると非常に多いなど。毎年やられているのに、1万1,000を超える立入検査をしなくてはいけないということは、やはりこういうものを扱う企業が、不法な感じの処理をしていると見られてそういうふうになっているのか、毎月いろんな地域の業者を定期的に回るのか、こういう件数になるのか。違反を摘発しなくちゃいけないほど頻繁に、こういう対応の施設を回らないといけないのか、どういふふうにはこれは判断したらいいんですか。

○鍋島循環社会推進課長 廃棄物の不適正処理を防止するために、まず施設の立入検査等を行っております。増えているのか、量はどうかかなとかいふふうな形で見回っているというのが一つ。それが1万1,439件。もう一つは、同じような話にはなってくるんですが、不法投棄の防止を含めた形。もう一つは、その前のページにありますダイオキシンの関係の立入りとか、そういったものも併せてここでは取り扱っております。

○星原委員 処理施設等への立入検査を毎年しないといけないほどなのか。注意したりいろいろしているわけですから、どういうことをやっているかが分かっていたら、同じことを繰り返したりする場合の対策、要するに許可取消しとか、3か月とか半年とか、そういう厳しい基準を決めてやっていけば、毎年のようにこういう立入検査をしなくてもいいのかなと私は思うんですが。その辺はどういふふうには考えたらいいんですか。

○鍋島循環社会推進課長 何かあってからでは遅いので、できる限り廃棄物処理業者の方々をお回りして、状況はどうね、とかいふふうなことでもいいのかなと思っております。ほった

らかしにしていると、やっぱり外に捨てる、不法投棄をやっているところもありますので。

○星原委員 そういったものは、県の条例とかでも縛りはかけられると思うんですよね。法的なもので許可を与えるときにこうこうだと、皆さん方がもう毎年のようにやられてきていけば、どういう問題が起こる、あるいはどういうことをしているというのが大体分かるはずなんですよね。だからそういう方たちを見回っている、検査しているわけですから。条例とかあるいは法的な縛りの中ではそういう指導はできないもんなんですか。

○鍋島循環社会推進課長 条例の中にもこうしなさい、法律の中にもこうしなさい、適正処理をしなさいというふうな形でうたってございます。しかし、今、中国や東アジアのほうで、廃プラスチックの関係が止まってしまったということがある。それにつきましては、自分のところで処理できる量以上のものを抱え込んでしまったり、自分は適正処理をしようと思っただけけれども、はたから見ていると本当に処理できるのかなというところがあります。だからそういったところをずっと見続けていかないといけないと、それが不法投棄につながっていく場合もございますので、そういったところを確認するためにも立入検査は必要だと考えております。

○星原委員 あと、この不法投棄への対応で約2,000件とあるんですが、我々の地元でも不法投棄でいろんな廃棄物、ボタとかいろんなものを、こうやったということが起きていたことがあったんですけど、この不法投棄は年間にどれぐらい県内で見つけられるもんなんですか。

○鍋島循環社会推進課長 令和元年は9件確認しております。投棄の総量は171トンです。

○星原委員 はい、分かりました。

○高橋委員 9件の確認は、現認という意味ですか。不法投棄は結構されているからですね。今のは現認したということですか。

○鍋島循環社会推進課長 はい。確認したということでございます。これは産業廃棄物という観点です。

○高橋委員 産業廃棄物なのか個人の廃棄物なのか、見分けが量で判断できるのか分かりませんが、よく、河川敷に投棄されているのを言われるんですよ。何とかならないのかと。産業廃棄物を9件ですか。

○鍋島循環社会推進課長 瓦礫類とか。土木業者さんの建築瓦礫、ああいったものでございます。

○高橋委員 一般的に、今でもありますよね、冷蔵庫とか、ああいう電化製品を河川敷に不法に投棄したり。最近でも言われたりしたもんですから。そこは、今までは現認したことはあまりないということですね。

○鍋島循環社会推進課長 はい。電化製品の場合には、どちらかという和家庭ごみ、一般廃棄物の場合があるということで、そこら辺につきまして、そういった場所を、市町村と協力しながら対応しております。

○高橋委員 所管外ということですか。

○鍋島循環社会推進課長 はい。

○高橋委員 家庭ごみだから市町村で対応するという事なんですか。だったら、そこがうまく連携といえいいんでしょうか。住民の方から言われていて、てっきり私は県所管だと思っていたので、土木事務所といろいろとやり取りしていたんです、そういう関係で。

結構河川敷で、茂っているところがあるんです。よく捨てられているらしいですわ。だから

そこに看板をぜひ立ててくれということを、何回も要請を受けたままになっています。

所管外であることが分かりましたので、そこは、市町村としっかりと立ち会ってみたいと思いますが、先ほどから星原委員がおっしゃっている処理施設が何件あるのか分かりませんが、毎月相当の頻度で行っているということですよ。1万1,000を超えるということだから。

○鍋島循環社会推進課長 定期的に回っているということでございます。

○高橋委員 分かりました。

○有岡委員 164ページの災害廃棄物対応力強化ですが、大規模災害等が発生したときの災害廃棄物の処理を想定した訓練をされたということで、新しい取組もされているようですが、そのときにいろんな意見が出たと思うんですが、課題として何か見つかったものとかはありましたか。

○鍋島循環社会推進課長 図上演習につきましては、宮崎市の南方、日向灘を震源とする地震が発生いたしまして、宮崎市をはじめ、南部沿岸地域で震度6以上の揺れを観測したということで、コーディネーターの指導の下、県央、そして県南域の被災市町村と、県北の支援市町村ということで分けまして、発災後の3日目、そして10日目と場面を変えながら実施したところでございます。

実際に演習を経験したことがない、実務に当たったことがないということもありまして、当初は戸惑いがあったと伺っておりますけれども、実際に話を聞いてみますと、廃棄物の仮置き場の情報について、住民の皆さんに適切に周知できない場合には混乱が生じ、その後の処理の方法がまた難しくなってくることを認識していただいたところでございます。

○有岡委員 今おっしゃるように、仮置き場をつくって、最終的な処分する場所の確保とか、そして実際に現場がどういうふうになっているのか、いろいろやるべきことがあると思うんですが、そういった意味で、これが単年度事業で組んであって、令和2年度は組んでいないということですから、定期的に図上訓練と現場を確かめるとか、そういった連携をしておかないと、いざというときに現場との情報等が食い違ったりいけないと思いますので、そういった意味では、令和2年度の予算が組めなかったのかは分かりませんが、継続してやっていただきたいと思えます。

○鍋島循環社会推進課長 ありがとうございます。今年度は、こういった図上訓練はできないかもしれませんが、県と市町村との広域連携のマニュアルですとか、もしくは単独で被災した場合に、市町村がどう動いていくのかというふうなモデルマニュアルを作成して、市町村のほうに提供したいと考えております。

○有岡委員 ありがとうございます。

○高橋委員 先ほどの、例えば、電化製品はもともと家庭かも知れないけど、リサイクル業者とかいるじゃないですか。あるいは電気店とかですよ。そういったところが不法投棄したらどうなるんですか。そこが見分けがつかないから悩ましいんですよ。大量に廃棄されている。1つ、2つならまだなんでしょうけど。そこら辺の見分けをどうするんですか。

○鍋島循環社会推進課長 現状を確認させていただきまして、市町村とも連携を取りながら、それがどこから排出された物なのかを確認していくことになろうかと思えます。

○高橋委員 よろしくお願ひします。

○日高主査 関連で、循環社会推進課あります

でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 では、そのほかの課で。

○河野委員 環境管理課の環境保全費ということで、浄化槽の整備が見込みを下回ったということで不用額が出ているという報告がありましたが、見込みが下回った原因、理由はつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○佐沢環境管理課長 浄化槽の不用額につきましては、具体的な数字を言いますと、合併浄化槽の設置が見込みより37基少なかった。そして、単独撤去の補助が28基分足りなかったということです。これは、市町村が設置者に対して補助していることに対して県が補助していますので、市町村の見込みが少し弱かったのかなということです。市町村に対しては年間4回ぐらい見込みのヒアリングとかをやっており、見込みの精度を上げてくださいますようお願いしております。

○河野委員 これを受けて、令和2年度については9,000万円と、予算が結構上積みしてあるんですけど、これは市町村が望んでいるということですか。

○佐沢環境管理課長 市町村からの第1回目の要求は、大体850基程度あるんですけども、実際に市町村が補助をやってみるとだんだん少なくなっているのが現状であります。

○河野委員 これは、合併浄化槽等推進ということで動いていると思いますので、予算をしっかりとクリアできるようにお願いしたいと思います。

○佐沢環境管理課長 予算をせっかくいただいておりますので、全額使い切るよう取り組んでまいりたいと思います。

○高橋委員 就業準備給付金はもうなかったんですかね。特用林産物はありますよね。令和元

年度は林業の新規就業者はいないんですか。

○有山山村・木材振興課長 就業準備給付金ですか。

○高橋委員 特用林産物ではありますよね。191ページを見ると2人給付しています。

○濱砂林業技術センター所長 林業就業給付金につきましては、林業大学校生に月額12万5,000円の11か月分ということで、現在*20人いるんですけども、その20人に給付しているところがあります。

○高橋委員 事業が違うんですか。

○濱砂林業技術センター所長 はい。

○高橋委員 委員会資料の事故繰越で、自然環境課と森林経営課があるんですけど、これはもう解決していると思うんですが、中身は不調・不落の関係ですか。

○黒木自然環境課長 事故繰越につきましては、工法の検討とかによるものがほとんどでありまして、不調・不落につきましては、治山関係ではありません。ただ、公園関係では不調の部分があったとは聞いております。

○橘木森林経営課長 森林経営課の事故繰越につきましては、施工中の林道の工事現場に関しまして、昨年度の9月の台風で地滑りを起こしまして、その工法等の検討に時間を要した関係で、繰越明許費の議決が得られずに、やむなく事故繰越になったものになります。

○高橋委員 ほとんどが工法の見直しということで理解しました。公園で不調・不落はあったんですか。環境森林部の公共事業は大体山のほうだから、業者からするとコストがかかってしまうことがあって、応札がないとかそういったことも聞いたりするもんだから。令和元年度の事故繰越はそうじゃないということで、分かり

※次ページに訂正発言あり

ました。

○黒木自然環境課長 公園事業につきましては、霧島ですね。火山関係があるので、噴火関係で事故繰越があったものと。

○高橋委員 これは霧島の公園の中で、現場は結構奥に入るところなんですね。

○黒木自然環境課長 韓国岳周辺ですね。

○高橋委員 分かりました。了解です。

○日高主査 関連で、そのほかいかがでしょうか。

○濱砂林業技術センター所長 先ほどの林業就業給付金について、答弁の訂正をさせていただきたいと思います。20名と申し上げましたけれども、19名であります。訂正させていただきます。

○日高主査 分かりました。

ほかよろしいですか。

○星原委員 188ページ山村・木材振興課の一番上に、都市との連携によるスギ利活用推進ということで、我々も川崎市に視察に行ったことあるんですが、川崎市以外のほかの都市部で、川崎市みたいな形でいろんなことに県産材を扱ってもらうようなところが出てきているんですか。川崎市だけですか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 今コロナ関係で、住宅関係の着工の減少とかいろいろ懸念されていまして、委員がおっしゃられるように都市との連携とか、そういった形を拡大していくことは非常に重要なことだと考えております。

川崎市につきましては、いろいろな取組をして、これまでマンションのキッズルームだとか、区役所のロビーの木質化だとか、学校とか保育園の木質化、そういったのを含めて一定の取組もされてきたところですよ。

川崎市だけではなくて、いろんなところでこ

ういった取組をしていかなければいけないのかなと今模索しているような状況でございまして、具体的には、距離的に関東圏より近い関西圏とか、そういったところで、例えばその地域のビルダーさんと宮崎県産材を使っているビルダーさんとの協定を結ぶとか、そういった形を今模索しております。あとは、関西圏で今度大阪万博等もありますので、そういったものを契機として、例えば商業施設とかでの木材利用とかに食い込めればということで、そういったことを今後模索していかなきゃいけないのかなと考えております。

○星原委員 やはり都市部の小学校とか、学校なんかの建て替えでお願いしてやってくれると、また次のところに波及効果が。やっぱりコンクリートと違って木材の良さは、香りもそうなんですけど、ぶつかったりしたときにけがをしないとか、いろんな形で使えることとかなんですよ。ですから、都市部とこれから連携していかないとなかなか難しい部分があるんじゃないかなと。

それと、川崎市は有馬先生だったですかね。その関係があったわけですけど、ほかのところも宮崎県出身の人でそういう関係で結びつけていける人たちとかをもう少し探す、アタックするというか、トップセールスで開拓するとか。うまくどこかに絡んでいくと、まだまだ需要があるんじゃないかなと思うんですが、そういう取組はなされてきていないんですか。

○福田みやざきスギ活用推進室長 委員のおっしゃるとおり、そういった人脈を通じた木材活用や、大阪、福岡、東京に県外事務所がございまして、県人会とかを通じて、いろんな働きかけをしていきたいと考えております。

○星原委員 よろしくお願ひしときます。

○日高主査 山村・木材振興課はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 では、そのほかで。

○有岡委員 森林経営課で179ページについてお尋ねいたします。夏の林業現場働き方改革ということで、下刈り労働の軽減を平成30年から令和2年までやられるという話を聞いております。昨年度の中では検査委員会のほうでこういう効果があるんじゃないかというふうな検証をしていらっしゃるようですが、その後1年間で何か新しい対応策とか、情報がありましたらお尋ねいたします。

○橋木森林経営課長 委員がおっしゃいましたように、3か年で今取り組んでいるところで、今年がもう3年目で、昨年度は2年目なんですけれども、具体的には下刈りについて、全面的に下刈りをするのではなくて、植栽木の周りだけを一部刈り払う坪刈り、それから筋状に刈り払って少しでも労力を下げていく筋刈り、それから、通常夏場に行います下刈りがかなり過酷な労働となるものですから、秋とか冬に下刈り時期をずらすことによってその労働負荷を下げる。これに加えて、センダンとかの早生樹等を植えて、早く成長させて、もう下刈りをしないでいいような取組。さらに、ツリーシェルターといいまして、植栽木にプラスチック製の筒をかぶせまして、それで植栽木等を保護していく、成長を促す。そういった取組を今順次研究してやってきているところです。

具体的に、坪刈りとか筋刈りはすぐにできるのではないかということで、初年度から取り組んでまいりましたが、やはり現場の声を聞きますと、周りだけ刈り払っても非常に作業効率が悪いといったような話がありまして、今現在期

待されているのは成長の早いエリートツリー等を早く導入することで、下刈りが通常6年かかるところを2～3年で終わらせるといったようなことで、期待が高まっているところでございます。

そういったことで、今現在最終年度ということで、最終的な報告書を今年度まとめて、また御説明させていただきたいと思っているところなんですけれども、あわせまして、必要な作業についての歩掛かり調査も行っていますので、そういったことも織り交ぜながら、現場の声も聞きながら、よりよい下刈りの省力化に向けて、どのような作業が適切なのか、そういったところを研究してまいりたいと思っております。

○有岡委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○日高主査 そのほかありませんでしょうか。

○横山環境森林課長 すみません。先ほどの次世代エネルギーパークの見学について、少し補足させていただきます。

先ほど私が申し上げました3回の見学会につきましては、これは宮崎県環境情報センターが主催・引率してやったものが3回でございまして、トータルとしましては、この主要施策の成果に書いてありますとおり37回でございまして、うち3回が先ほどの環境情報センターが引率・主催をしたものです。

37回の参加者については434名でございます。内訳は、企業研究所の職員の方が48名、行政関係者が27名、一般の方が175名、学生が177名となっております。環境情報センターの95名についての内訳は先ほど申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○日高主査 そのほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって、環境森

令和2年9月30日(水)

林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れ
さまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時7分休憩

午後3時10分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

明日、1日木曜日の分科会は、午前10時に再
開しまして、農政水産部の審査を行うこととい
たします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 以上をもって、本日の分科会を終
了いたします。

午後3時11分散会

令和2年10月1日(木曜日)

午前9時57分再開

出席委員(8人)

主	査	日高陽一
副主	査	安田厚生
委	員	星原透
委	員	横田照夫
委	員	窪菌辰也
委	員	高橋透
委	員	河野哲也
委	員	有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	大久津	浩
農政水産部次長 (総括)	河野	譲二
農政水産部次長 (農政担当)	牛谷	良夫
農政水産部次長 (水産担当)	外山	秀樹
畜産新生推進局長	花田	広
農政企画課長	殿所	大明
中山間農業振興室長	小林	貴史
農業連携推進課長	愛甲	一郎
みやざきブランド 推進室長	松田	義信
農業経営支援課長	東	洋一郎
農業改良対策監	戸高	朗
農業担い手対策室長	戸高	久吉
農産園芸課長	柳田	敬
農村計画課長	小野	正寛

畑かん営農推進室長	押川	浩一
農村整備課長	酒匂	芳洋
水産政策課長	福井	真吾
漁業・資源管理室長	西府	稔也
漁村振興課長	坂本	龍一
漁港漁場整備室長	鈴木	宣生
畜産振興課長	河野	明彦
家畜防疫対策課長	丸本	信之
工事検査監	鬼束	哲生
総合農業試験場長	日高	義幸
県立農業大学校長	徳留	英裕
水産試験場長	林田	秀一
畜産試験場長	三浦	博幸

事務局職員出席者

議事課主査	川野	有里子
議事課主任主事	石山	敬祐

○日高主査 分科会を再開いたします。

それでは、農政水産部の審査を行います。

まず、部長より令和元年度決算の概要について説明をお願いいたします。

○大久津農政水産部長 おはようございます。農政水産部でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

まず、令和元年度の決算につきまして、座って説明させていただきます。

令和元年度の主要施策の内容についてでございます。

お手元に令和元年度決算特別委員会資料をお配りしておりますが、こちらの1ページを御覧いただきたいと思っております。

総合計画に基づく施策の体系表のうち、農政水産部で所管します施策を抜粋したものでござ

います。

左の産業づくりとくらしづくりに大別しておりますが、この体系表に沿いまして、昨年度も事業の実施、予算の執行に取り組みながら、それぞれの目標に向かって各種施策を積極的に推進してきたところでございます。なお、令和元年度の主要施策の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

次に、3ページをお開きください。

令和元年度の決算状況について御説明いたします。

下から4行目、一般会計の部の計の欄を御覧ください。

左から3列目、最終予算額の計497億6,166万5,287円に対しまして、その右の列、支出済額は368億3,949万1,276円、翌年度への繰越額は、右の列の明許繰越が108億1,995万1,000円、事故繰越が9,795万2,000円、不用額は20億427万1,011円でございます。

また、下から2行目の特別会計の計につきましては、最終予算額が2億3,526万3,000円に対しまして、支出済額は60万3,318円、不用額は2億3,465万9,682円でございます。

一番下の行の特別会計を含めました農政水産部の合計につきましては、左から3列目、最終予算額は499億9,692万8,287円に対しまして、支出済額は368億4,009万4,594円、不用額は22億3,893万693円で、執行率は73.7%、繰越額を含めると95.5%となっております。

次に、5ページを御覧いただきたいと思いません。

監査報告におけます指摘事項等の一覧でございます。

令和元年度農政水産部に係る監査につつま

しては、(1)の収入事務、(2)の支出事務、6ページの(3)の契約事務で、指摘事項が合わせまして6件、注意事項が10件、合計16件となっております。

また、お手元に配付しておりますが、別冊の令和元年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、1件の意見がございました。これにつきましては、後ほど指摘事項の改善状況と併せまして、関係課長から御説明いたしますけれども、監査委員から御指摘等のあった内容につきましては、適正な事務処理が図られるよう指導を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございますが、各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が御説明いたします。

それでは、御審議よろしくお願い申し上げます。

○日高主査 部長の概要説明が終了いたしました。これより、農政企画課、農業連携推進課、農業経営支援課、農産園芸課の審査を行います。令和元年度決算について各課の説明を求めます。

○殿所農政企画課長 農政企画課の令和元年度の決算状況等について、説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

一番上の農政企画課の欄にありますとおり、一般会計のみで、最終予算額15億5,393万4,000円に対し、支出済額15億4,825万3,772円、不用額568万228円で、執行率は99.6%となっております。

7ページをお開きください。

決算事項別明細につきましては、各会計の(目)における予算の不用額が100万円以上のも

のまたは執行率が90%未満のものについてののみ説明いたします。

この後、各課におきましても、同様の説明とさせていただきます。

(目) 農業総務費につきましては、不用額が、右から2列目の欄、304万5,624円であります。主なものは旅費で、新型コロナウイルスの影響により、県外出張等を取りやめたことに伴う執行残でございます。

8ページを御覧ください。

(目) 農業振興費につきましては、不用額が140万2,045円であります。主なものは委託料で、世界農業遺産地域力育成支援事業において、新型コロナウイルスの影響により、PRイベントを中止したことに伴う執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果について、その主なものを説明いたします。

資料を変えていただきまして、A4縦の厚い冊子、主要施策の成果に関する報告書の農政企画課のインデックスのところ、247ページをお開きください。

施策推進のための主な事業及び実績の1段目の新規事業、未来につなぐ中山間地域農業支援につきましては、7つの農作業受託組織に対して、受託に必要な機械の導入やオペレーター育成のための免許取得などを支援し、中山間地域の農業を支える農作業受託組織の育成、体制強化を推進しました。

その下の新規事業、宮崎の魅力を活かす農泊地域総合支援につきましては、2つのオンライン予約サイトに延べ83軒の農林漁家民宿等の情報を掲載するとともに、農泊を推進する地域協議会の広報活動等の取組を支援し、インバウンドなどの個人旅行者の農泊利用の拡大を推進し

ました。

一番下の鳥獣にまけない魅力ある地域づくりにつきましては、モデル集落や鳥獣被害対策マイスター等の育成を行うとともに、市町村の被害防止計画に基づき、国庫事業を活用しながら、地域が一体となった集落点検や侵入防止柵の設置などの被害防止対策を推進しました。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項については、農政企画課は該当はございません。

農政企画課からは以上です。

○愛甲農業連携推進課長 農業連携推進課でございます。

決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

2の令和元年度決算事項別明細総括表の2段目にありますように、一般会計における農業連携推進課の最終予算額は16億9,297万2,000円、支出済額は16億6,684万3,149円、不用額は2,612万8,851円であり、執行率は98.5%となっております。

次に、決算事項別の明細について御説明いたします。

10ページをお開きください。

(目)の農業総務費につきましては、不用額は1,770万9,632円でございます。主なものとしましては、職員の人件費の執行残のほか、新型コロナウイルスの感染防止対策としまして県外出張等を控えたことや、みやざき輸出対応力強化推進事業において予定しておりました、海外での商談会やプロモーション等を中止したこと等に伴う旅費や負担金・補助及び交付金の執行残によるものでございます。

次に、11ページをお開きください。

(目) 農業振興費の不用額は138万4,265円でございます。主なものとしましては、出張の取りやめ等に伴う旅費や「コラボでGood!」6次産業化推進事業における入札残等に伴う負担金・補助及び交付金の執行残でございます。

次に、12ページを御覧ください。

(目) の植物防疫費の不用額は253万319円でございます。主なものとしましては、下から3段目の使用料及び賃借料と、一番下の負担金・補助及び交付金でございますが、これは新宮崎県版GAPの緊急拡大事業におきまして、GAPの指導員や審査員を育成する研修会の実施と、GAPの認証取得に係る審査費用等支援の事業費が確定したことによる執行残でございます。

次に、13ページをお開きください。

(目) の総合農業試験場費の不用額は450万4,635円でございます。主なものとしましては、非常勤職員等の報酬や旅費の執行残のほか、下から4段目の負担金・補助及び交付金では、国の機関等から委託を受け実施しております特定研究開発等促進費、いわゆる競争的資金事業におきまして、外部との共同研究に係る事業費が確定したこと等による執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書につきまして、主な取組を御説明いたします。

お手元の報告書の249ページをお開きください。

表の一番下の改善事業、みやざき食の安全・食育連携強化推進では、県内における食品表示の適正化を図るため、食品表示制度研修会や小売店の巡回調査を実施しますとともに、食育及び食の地産地消を推進するため、幅広い世代の県民を対象としました料理講座や農業体験、小学生への味覚の授業等に取り組んだところでござ

います。

次に、250ページをお開きください。

表の一番上の改善事業の宮崎農水産物おいしさ・機能性見える化事業では、宮崎大学と連携し、本県農水産物の機能性の分析やヒト臨床試験を実施しますとともに、食品事業者5社に対しまして、機能性表示食品の届出に向けた支援を行ったところであります。

また、県法人協に産地加工マッチングコーディネーター1人を配置し、産地加工の取組を促進したほか、輸出サポーター5人を配置し、さらなる輸出促進に取り組んだところでございます。

次に、2段下の改善事業のモノ・産地・心が動く!「みやざきブランド」マーケティングでは、県産農畜産物の取引拡大やファンづくりを図るため、トップセールスやフェア等による重点量販店との取引推進や、業務用向け冷凍野菜の取引づくりに取り組むとともに、SNSや産地・消費者が一体となったイベントを通じて情報発信などを実施してまいりました。

次に、表の一番下のみやざき輸出対応力強化推進では、輸出事業者等の連携による多品目混載航空輸送の実証をはじめ、海外のニーズに対応した産地づくりの支援や輸出の拠点となる香港事務所の運営等に取り組んでおり、昨年度の農畜水産物の輸出額は、過去最高の59億4,000万円となったところでございます。

次に、251ページを御覧ください。

上から3段目の結ぶ6次化!農業新ビジネス拡大支援では、県農業振興公社に設置しました6次産業化サポートセンターが中心となり、プランナー派遣による個別指導や6次産業化チャレンジ塾の開催による人材育成の取組を支援してまいりました。

その結果、令和元年度の総合化事業計画の認定数は7件となり、昨年度末での累計は113件で、全国3位となっているところであります。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項につきまして御説明いたします。

再度、決算特別委員会資料の6ページをお開きください。

(3) 契約事務であります、1つ目の丸にありますとおり、総合農業試験場において、「中山間地域における現地試験事業に係る業務の委託等について、契約手続の大幅に遅れているものなどが見受けられた」との指摘がございました。

今後は管理部門と業務担当部門が連携して、毎月進捗状況の確認を行い、適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

農業連携推進課は以上でございます。

○東農業経営支援課長 農業経営支援課でございます。

同じく、決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

農業経営支援課は一般会計のみでございます。表の3行目の農業経営支援課の欄を御覧ください。

最終予算額47億1,177万円に対しまして、支出済額は43億9,736万1,403円、翌年度への繰越額は740万7,000円、不用額は3億700万1,597円でございます。執行率は93.3%で、繰越額を含めると93.5%となっております。

次に、決算事項別の明細について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

まず、(目) 農業総務費につきましては、不用

額が1,011万3,940円でございます。主なものとしまして、職員の人件費と一番下の負担金・補助及び交付金の執行残で、負担金・補助及び交付金につきましては、農業委員などの活動実績に基づき配分される国の農業委員会交付金の交付決定に伴う執行残でございます。

次に、15ページを御覧ください。

(目) 農業改良普及費につきましては、不用額が3,673万8,255円でございます。主なものは、下から3行目の負担金・補助及び交付金で、農業次世代人材サポート事業で実施しております、国の農業次世代人材投資事業の中で、市町村が交付します経営開始型において、農地取得等の交付要件を満たさなかったことによる新規の申請辞退や、所得要件等により受給継続者の交付額が減額になったことなどに伴う執行残であります。

また、下から2行目の償還金、利子及び割引料につきましては、新規就農者等の研修や農業経営開始時の施設等整備に必要な資金を貸し付ける就農支援資金の原資を国に償還するもので、貸付先からの繰上償還が見込額よりも少なかったことにより、償還金が減少したものでございます。

次に、16ページを御覧ください。

(目) 農業振興費につきましては、不用額が2億5,839万183円で、執行率が85.8%、翌年度の繰越額を含めると86.2%となっております。主なものは、下から4行目の負担金・補助及び交付金で、平成30年11月補正予算の繰り越しに係る被災農業者向け経営体育成支援事業における入札残及び農業共済補償金が交付されたことによりまして、国の補助金が減額されたことなどに伴う執行残でございます。

また、農地中間管理機構等支援事業において、農地中間管理機構に農地を預ける集落等に交付される機構集積協力金の額の確定によるものでございます。

次に、17ページを御覧ください。

(目) 肥料対策費につきましては、不用額が50万6,190円で、執行率が84.7%となっております。これは分析補助職員に係る賃金及び旅費の執行残や、検査に係る消耗品等の入札残に伴う執行残でございます。

次に、18ページを御覧ください。

(目) 植物防疫費につきましては、不用額が125万3,029円でございます。これは病虫害防除員に係る報酬及び共済費等の執行残や、総合農業試験場等での活動旅費の節減に伴う執行残でございます。

決算事項別の明細の説明については以上でございます。

続きまして、主要施策の成果に関する報告について、その主なものを御説明いたします。

お手元の報告書の255ページを御覧ください。

(1) の農業の成長産業化への挑戦でございます。主な事業及び実績であります。2つ目の農地中間管理機構等支援では、令和元年度は25市町村で1,172ヘクタールの農地を借受け、1,516ヘクタールを貸し付けた結果、全耕地面積に対する借入割合は全国7位の実績となりましたが、目標としました3,000ヘクタールを達成することはできませんでした。

今後とも、担い手への農地集積の目標面積達成に向けて、さらなる事業周知、推進を図ってまいりたいと考えております。

また、3つ目の新規事業、「地域と創る」新たな農業参入雇用創出では、他産業からの参入促

進に積極的な2つの市において、参入チャレンジファームを設置し、誘致活動を展開した結果、2つの企業が同ファームを活用して参入し、8人の新規常用雇用を創出したところです。

次に、256ページを御覧ください。

2つ目の新規事業、みやざき農水産業人材投資では、6市町の10名に対し、市町村と連携して、経営開始資金の交付を行いました。この結果、令和元年の新規就農者のうち、農業後継者数は前年に比べて22名増加しており、このうちの8名は当事業の交付を受けた者となっております。

また、4つ目の農業次世代人材サポートでは、農業次世代人材投資資金を、準備型では、農業大の学生やみやざき農業実践塾生、JAの研修施設の研修生等63名に対して、また経営開始型では、新規の独立自営就農者等272名に対して交付を行いました。

次に、257ページを御覧ください。

3つ目の新規事業、農水産業における外国人材の定着促進では、外国人材が農繁期に限らず地域内や県外産地と連携しながら、周年で安定的に活躍できる体制づくりを進めますとともに、外国人材が安心して本県を選び就労できるよう、国外の送り出し機関等との信頼関係構築に向けた調査を実施したところでございます。

次に、258ページを御覧ください。

1つ目のみやざきスマート農業加速化では、ICTを活用し、キュウリやピーマンなど主要品目の栽培管理データや出荷データを集約することで、栽培管理を見える化し、収量向上等につなげるスマート農業を推進したところでございます。

2つ目の利子補給金・助成金では、各種農業

制度資金への利子補給、利子助成を行い、農業者の経営改善や規模拡大に向けて資金面からの支援を行いました。

このうち、農業近代化資金につきましては、709件、98億8,232万円の利子補給の承認を行ったところでございます。

また、下の施策の進捗状況の中段に農林水産業の新規就業者数を記載しておりますが、このうちの農業の内訳につきましては、平成30年の現況値が402名、令和元年度の実績値が418名、令和4年の目標値が440名となっております。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に監査における指摘事項については、該当はございません。

農業経営支援課は以上でございます。

○柳田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

農産園芸課は一般会計のみであります。

表の上から4段目の農産園芸課の欄を御覧ください。最終予算額38億4,851万6,000円に対しまして、支出済額25億1,319万8,222円、翌年度繰越額5億2,881万4,000円、不用額8億650万3,778円でございます。執行率は65.3%となっておりますが、繰越額を含めた執行率は79%でございます。

それでは、当課の決算事項別の明細について御説明いたします。

同じ資料の20ページをお開きください。

表の上から7段目の(目)農作物対策費の不用額が8億635万4,294円でございます。執行率は63.5%となっておりますが、繰越額を含めた執行率は78%でございます。

不用額のほとんどは、下から2段目の負担金

・補助及び交付金で、その内訳は、産地パワーアップ計画支援や強い産地づくり対策等でございますが、主なものとして、国の経済対策に係る2月補正予算を計上しましたが、産地パワーアップ計画支援について予算計上後、事業採択に向けて国と協議を進めてまいりました。しかしながら、国との計画協議に時間を要したことや国の予算の都合等によりまして、令和2年度事業対象になったものでございます。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の261ページをお開きください。

表の1段目の産地パワーアップ計画支援でございます。農産物の産地収益力の向上を図るため、低コスト耐候性ハウス等の施設の整備を支援したところでございます。

平成30年度から繰り越したものが、低コスト耐候性ハウス2件など計25件、令和元年度中に完了したものが、集出荷貯蔵施設6件など計110件、繰越分と合わせて合計135件について支援を行っております。

なお、下段の括弧の集出荷貯蔵施設1件など計10件の取組につきましては、国の追加配分を受けて事業着手したこと等によりまして、事業期間が不足し、令和2年度へ繰り越しております。

次に、262ページをお開きください。

一番上の強い産地づくり対策でございます。本対策では、産地の競争力を強化するため、共同利用施設等の整備を支援しております。平成30年度から繰り越したものが、集出荷貯蔵施設1件、年度内に完了したものが集出荷貯蔵施設2件など計4件、合計5件について支援を行って

おります。

また、既存ハウスの増強や暴風ネット設置等の対策につきましては、258件の支援を行っております。

なお、決算額下段の括弧内の集出荷貯蔵施設1件など、計2件の取組につきましては、事業期間が不足したことにより、令和2年度へ繰り越しております。

次に、その下の新規事業、スマート農業による働き方改革産地実証でございます。スマート農業の導入による省力化や作業効率化を通じた魅力ある産地づくりを進めるため、11の協議会でのロボットトラクターやドローン、繁殖牛の発情発見装置等のスマート農業機器による省力化、効率化の産地実証を支援しております。

次に、一番下の新規事業、需要に応える宮崎米生産体制整備でございます。米需要に対応した新品種や温暖な気象条件を生かした新たな作型、先端技術を活用した高効率・省力化技術の導入を図り、持続可能な水田営農の確立に取り組んでおります。

高効率・省力化技術の実証として、水田の自動給水システム等の実証を5か所、密苗田植機等の省力化機械の整備8件の取組を支援しております。

次に、263ページを御覧ください。

一番上の水田高度利用産地育成支援でございます。水田の高度利用を図るため、露地野菜等の高収益作物の導入による新たな輪作作物の実証や、地域の担い手となる集落営農組織の育成に向けた取組を支援しております。

新品目の実証では、タマネギや焼酎醸造用大麦等の実証圃を15か所、4つの地域再生協議会で取り組んだ集落営農組織の育成の取組につい

て支援したものでございます。

次に、1つ飛ばしまして、施設園芸高生産技術推進でございます。生産性の高い施設園芸産地を確立するため、炭酸ガス発生装置の導入を4集団、環境測定装置の導入を3集団など、これまでのモデル実証等で成果が得られた機器等の導入を支援しております。

次に、1つ飛ばしまして、青果物価格安定対策でございます。本事業は、野菜の価格が下落した際に、基準となる市場の平均価格との差額を農家に補給金として交付する仕組みのものであり、右側の主な実績内容の欄にあります4つの事業により、野菜農家の経営安定に向けた支援を行っております。

次に、264ページをお開きください。

一番上の新規事業、伸ばせ「みやぎの花」産地拡大支援でございます。菊など主力品目の大規模化やラナンキュラスなど新規品目の生産拡大を図るため、新規栽培者の育成や研修会など、地域の生産者組織2集団の活動を支援するとともに、省力機械導入など2集団の取組を支援したところであります。

次に、2つ飛ばしまして、新規事業、次世代果樹ブランド産地育成支援でございます。ライチの産地拡大を図るための支援を行うとともに、ニーズの高いかんきつ産地の育成を図るため、へバス等の販路開拓支援を2集団、園地マップの作成など品目導入計画の策定支援を2集団、被覆ネットなど高品質果実の安定生産支援を4集団、計8集団の取組を支援しております。また、栽培技術の向上のための研修会など地域の生産者組織の活動も支援しております。

次に、その下の新規事業、需要に対応した「みやぎ茶」産地基盤強化でございます。煎茶産

地の省力化や中山間地域の多様な茶種の生産振興を図るため、茶園管理の省力機械の導入等を4集団、ウーロン茶等の販路開拓に向けた取組等を2集団、計6集団の取組を支援するとともに、製茶研修会など地域の生産者組織の活動を支援しております。

次に、265ページを御覧ください。

一番上の新規事業、サツマイモ基腐病緊急対策推進でございます。サツマイモ基腐病の発生が拡大し、生産量が減少した産地の維持、振興を図るため、健全な種芋及び苗の更新を行うとともに、県内産地に無菌苗の安定供給を図るため、公益社団法人宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センターの育苗ハウスの資材の整備を行ったところであります。

次に、その下の活動火山周辺地域防災営農対策でございます。桜島及び新燃岳の降灰による農作物被害を防止、軽減するため、除灰機や被覆施設の整備、被覆資材の更新を進めたものでございます。

平成30年度から繰り越したものが、茶の除灰機導入2集団、年度内に完了したものが果樹の被覆施設整備など計3集団、合計5集団について支援しております。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項につきまして、該当はございません。

農産園芸課からは以上でございます。

○日高主査 執行部の説明が終了いたしました。令和元年度決算に関する質疑はございませんでしょうか。

○横田委員 農政企画課とほかの課にも関連すると思うのですが、コロナウイルスの影響でPRイベントとか、出張を取りやめたり、中止

にしたりしたということでしたが、そのことによる影響は出ていないものかお尋ねします。

○殿所農政企画課長 東京をはじめ、県外の出張等を取りやめたケースはございましたけれども、メールでありますとか、電話等でその部分をしっかり補いながら、事業の進捗等には影響がないように努めたところでございます。

○横田委員 PRイベントとかの中止は影響ないんですか。

○松田みやざきブランド推進室長 PR等の中止に関しましては、3月に、中国・四国地方に量販店を展開していらっしゃるフジ、当社が愛媛にございますけれども、そちらに知事が経済連と行っていただきまして、トップセールスを兼ねたフェアを実施予定でしたが、トップセールスはできませんでした。ただ店舗での宮崎の県産商品に関するフェアは実施いただいたということで、成果はできる限り上げる形で実施できたいというふうに考えております。

○愛甲農業連携推進課長 輸出関係のイベントの影響についてでございますけれども、1月以降のイベントについて、幾つか影響が見られたものもあります。

特に、畜産関係でヨーロッパのほうで大きなイベントに参加する予定だったものが、丸々中止になったということでございますが、それは全世界的な問題もあったということで、今回の場合は仕方なかったのかなとは思っております。

○横田委員 そのことで、執行残とか、不用額が相当出ていると思うんですけど、それも含めての今後の対応の仕方といいますか、それをお聞かせいただきたい。

○松田みやざきブランド推進室長 今、お話のありましたコロナが出て以降の対応ということ

になろうかと思えます。今までと同じような販売対策やPR、集客によるファンづくりといったものは、手法を変えていかなければ非常に難しいと思っております、ブランド推進室としましては、そういった店舗での販売対策、いわゆるマネキンさん等を使って、店舗で実際物を手渡して食べていただくような手法から、デジタル化の世界では、バーチャルなマネキンみたいなものも、今出てきております。

あるいはディスプレイを使って、できるだけ産地の情報をしっかり店舗で表示していくというような手法を、今年度の補正等を活用しまして探索し、また成果につなげていきたいと考えております。

○大久津農政水産部長 今年度に入りまして、コロナ禍での消費減退等につきましては、牛肉、マンゴー等々の時季物ということで、応援消費等々で一生懸命やらせていただきまして、産地としては落ち着いた状況でございますが、やはり宮崎は今から冬春野菜、果実ということで、これをしっかりやらないといけないということで、JAグループの役員体制も、7月から新たな体制になりましたので、会長、副会長等の率先した営業活動、それに私どもも——今週は私も関西は同行いたしましたけれども、特に今後の営業が一番大事だということで、それについては東京、名古屋、関西、中国・四国、福岡にわたって、JAグループとできるだけトップセールスをやるということで、7月からいろいろ計画しながらやらせていただいておりますので、そういったところでしっかり対応してまいりたいと思っております。

○愛甲農業連携推進課長 輸出関係でございますけれども、7月補正においても、事業化のお

願いをしたところでございますが、海外のいろんな状況について、まず情報をしっかり収集する必要があるんじゃないかということで、現在主要な輸出国に調査員的な活動をしてもらうために、委託事業で、調査コーディネーターを配置しまして、情報を収集することとしております。

その情報を基に、国ごとに状況が変わると思いますので、そういった状況に応じた海外での対応をしっかりと今後国内でできるように、産地のほうでできるように調整していきたいというふうに思っているところです。

○横田委員 おかげさまで、宮崎県内ではコロナはちょっと落ち着いてきましたけど、全国的、世界的に見たら、まだまだこれからだと思いますので、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

○星原委員 農政企画課の247ページに鳥獣に負けない魅力ある地域づくりということで、令和元年度も5億6,000万円なんですけど、毎年のように大きな金額を使われているんですけど、昨年も4地区を新たに指定し、57のモデル集落の指定、また新たに鳥獣被害対策マイスターを55名育成して、累計では638人。そして鳥獣被害対策地域リーダーということで323人育成して、累計では3,700人。このように多くの方々や地域を指定して取り組まれているんですけど、やはり農家の皆さん方にとっては、せっかく収穫期を迎えた時期に被害に遭うわけで、農業に対する意欲を失うことになるので、いかにしてこの鳥獣被害から守るかが大事なんですけど、このような取組の中で、今、全体的にはどれくらい被害額を抑えてこられているのか。まだこういう形で取り組んでいかないと被害を抑えることができ

ないのか。令和元年度までずっと継続してやられたと思うんですが、これを受けて、今後、こういう形だけの取組でいいのか、もう少し捕獲とか、そういった形にまだ努力しないと、これからは厳しい状況が続くと思われているのか、どうなんですか。

○小林中山間農業振興室長 まず、農作物に関する鳥獣被害の近年の推移でございますが、先日の議会でも御説明したとおり、昨年度は*3億4,000万円程度の被害が出たところでございます。平成29年度からの推移では、29年度が約3億2,000万円、30年度が約2億8,000万円、昨年が*約3億4,000万円と増加しているところでございますけれども、傾向としては、平成24年度から長期的には低減傾向にあるところでございます。

やはり対策につきましても、集落の追い払い活動でございますとか、餌を集落に残さないとか、そういった住民の方々の努力と取組も大事だと思いますし、それに加えて、被害を防ぐということで、柵の整備を効果的に、重点的に囲うべき農地ですとか、そういったものを、今年度からですけれども、事前に住民の方々としっかりと話し合っていて合意を形成していただいて、効果的な柵を設置するというところで取り組んでおります。

捕獲につきましては、環境森林部の所管でございますけれども、国が捕獲の倍増を掲げておりまして、それに向けて、県も市町村と連携してしっかりと取り組むべきであると考えておりますので、そこについても、必要な経費は国にしっかりと要望しながら、進めていきたいと考えているところでございます。

○星原委員 今の被害額を聞いて、2億8,000万

円から3億4,000万円ぐらいということで、被害額が3億円前後、逆にこの支援事業のほうは5億6,000万円ということです。

だから、被害額より、こういう対策費のほうが大きくなっているわけでしょう。鳥獣に負けない魅力ある地域づくりで、予算として5億6,000万円余を使っているわけですから、合わせると9億円前後、鳥獣被害とその対策費で使われているんだと、改めて思うんですけど、やはりこれから中山間地域を守っていくためには、中山間地に住んでいる人たちが意欲ある取組ができる体制を、今後どのようにつくっていくかが、5年後、10年後に向けては非常に大事なことじゃないかなと思うんです。

ですから、これだけの投資をしてもなかなか防げないのが現状ではあるわけですが、鳥獣の捕獲で、もう少し数を減らしていかないと多分無理なんじゃないかなと思うんです。今後は、もう一步踏み込んで何らかの方法を考えて——柵をしたりするだけでは防ぎ切れないだろうなと思いますので、数を減らすしかないのかなと思うんですが、そういうことに向けて、今後はどういうふうに取り組んでいこうと思われているんですか。

○小林中山間農業振興室長 捕獲に関しましては、その後の利用も含めてですけれども、国に1頭当たり、例えば鹿であれば7,000円とか、被害防止計画に基づいて、捕獲をした場合にお金がかかることになっておりますので、そういった予算をしっかりと要望して行って、住民の方々が捕獲したら、それに見合ったものが来る。それで、さらに農業、営農を継続していただけるということになっていくと思いますので、そう

※次ページに訂正発言あり

いった国に対する要望はしっかりしていきたいと考えております。

そして、繰り返しになりますけれども、やはり個人で対応するのはなかなか難しく、集落、農地でまとめてやるのが大事かと思っております。そこにつきましては、県内各地に地域特命チームということで、県の農林振興局あるいは普及センター、市町村等の関係者の方で、それぞれ集落の支援を行う体制をつくっておりますので、しっかり御相談、御要望にお応えして、きめ細やかに対応していき、捕獲と併せまして被害の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

1点訂正させていただきたいんですが、先ほど令和元年度の被害額を約3億4,000万円と申し上げましたけれども、約数で申し上げますと約3億5,000万円でございますので訂正させていただきます。

○星原委員 よろしく願いしておきます。

○窪菌委員 247ページの2番目の農林漁家民宿等の情報のオンラインの関係なんですけど、延べで83軒、それから地域協議会等があるところが3団体ということですが、この内容についてももう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○小林中山間農業振興室長 まず、オンライン予約サイトについてでございますけれども、こちらにつきましては、県内の農泊の皆様方のところに、一般のお客様が宿泊に来られる際に、これまではなかなか予約を取りづらいというふうなことがございましたので、世界で一番大手の民宿の予約サイトのAirbnb、それから国内の同じような民泊の予約サイトであるSTAY JAPANというところに、県内で希望される農泊の方々の予約できるページを掲載い

たしまして、それで一般のお客様が一定程度簡単に農泊で泊まれるようにしていただくということを昨年取り組んでおりまして、両サイトに情報を載せた農家さんが43軒、延べ83軒となっているところでございます。

それから、その下の農泊団体の協議会への支援でございますけれども、こちらは昨年度農泊クラスター事業ということで、それぞれの協議会さんが取り組む内容の磨き上げとか、そういったことをやっておりまして、例えば県内で、今、高千穂郷さんがツーリズムでやっていますけれども、高千穂の農泊の団体であれば、トライアルツアーの実施ですとか、研修会の実施、それから延岡のツーリズムの協会につきましても、宿泊体験研修の実施ですとか、チラシの作成、北きりしまの協議会は、多言語パンフレットの作成といった、個々の農泊の取組を磨き上げるというふうな支援を行っているところでございます。

○窪菌委員 今、コロナの関係で全然動いてないんですけど、JAの観光課がこういう申込みを取りに来たんですが、これとは関係ないんですか。農協観光。

○小林中山間農業振興室長 恐らくの話で恐縮ではございますけれども、今年度の農泊の、先ほど申し上げた予約サイトの登録の事業、これが委託事業となつてございまして、その受託先が農協観光でございますので、恐らくその関係ではないかと思っております。

○窪菌委員 結局このこと関連することになるんですか、どっちなんですか。

○小林中山間農業振興室長 お伺いした話の中では、恐らく県の今年の委託事業の関係で行っていると考えております。

○窪菌委員 分かりました。それから、魅力ある農林水産業が展開される社会ということで、256ページの経営体育成支援事業です。小林市ほか2市町ということで3経営体ですが、種目は何でしょうか。野菜関係なのか、何なのか分からないんですけど。それから育成事業のほうも教えていただくとありがたいです。

○戸高農業担い手対策室長 経営体育成支援事業の、小林市ほか2市町の分につきましては、まず、小林市はトラクターになっております。市町村内の農業者の申請をまとめて、市町村から県に申請が上がってくる形となっており、主体は農業者です。

○窪菌委員 経営体育成事業のほうも教えてください。宮崎市ほか3市町村とか。

○戸高農業担い手対策室長 3市町村の分につきましては、コンバインであったり、トラクター、ハーベスタとか、そういう機械類になっております。

○窪菌委員 農業機械を市町村が申し込んで、それを経営体の方が利用するという事なんでしょうか。

○戸高農業担い手対策室長 経営体の方々が導入されるということで、事業の申請上、市町村を通してということですので、導入は個々の農業者の方々がコンバインであったり、トラクターであったりを購入する支援をしています。

○窪菌委員 それは市町村なんですか、それともJAあたりの団体なのか、どっちなんですか。

○戸高農業担い手対策室長 事業費につきましては、国の事業費でございまして、国から事業費、県を通して市町村、それから各農業者というふう補助金が支給されると。

○窪菌委員 窓口は市町村ということでよろし

いんですね。「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

それと、次の257ページなんですけど、下から2段目の外国人材の定着推進なんですけど、外国人の受入れ体制支援に向けた国外調査を3か国となっているんですけど、この調査の結果はどうだったんでしょうか。

○戸高農業担い手対策室長 3か国につきましては、本県に農業の技能実習生とかを送っておりますベトナム、インドネシア、それとミャンマーの3か国を調査いたしまして、ベトナムにつきましては、やはり送り出し国の研修機関であったり、送り出し機関との連携が必要ということで、ベトナムにつきましては、ベトナムの国立の研修機関等と連携を強めまして、今、コロナで行ったりできないんですけども、テレビ会議等で、現在も連携強化に向けた取組を行っているところございます。

今後、規模が大きくなってくると言われますミャンマー、インドネシアにつきましても、実態を調査しまして、ミャンマーにつきましても、日本に来たいという希望が多いと聞いております。特にミャンマーあたりは、日本と気質等も似ているということもありますので、今後連携を努めていきたいと考えているところです。

○窪菌委員 農業者に限らず、外国人労働者に頼っている事業者が非常に多くなっているんです。今、こういった状況ですので、行き来はできないというようなことで、非常に困っているところもありますし、また帰ったら来れないというようなことで、今後こういうことが大事だろうと思いますので、連携をひとつよろしくお願いします。いろんなプロダクション、いろい

る政府の機関と連携しながらやっていかないと、とにかく人手不足、建設業もそうですけど、農業者ばかりじゃなくて、漁業もそうです。だからこういった部分に常にアンテナを立てて、お願いしたいと思っております。要望です。

○日高主査 農政企画課関係で何かありますでしょうか。

○横田委員 一番最初の未来につなぐ中山間地域農業支援事業ですけど、7団体に対して、作業受託組織の育成強化に向けた支援をしたということなんですけど、この7団体以外にも、これを希望する団体はたくさんおられるもんなんじゃないでしょうか。

○小林中山間農業振興室長 昨年につきましては、この7団体が実績でございますけれども、これと同様の事業につきましては、今年度も実施しております、現在のところ、3市町の5団体から御要望がありまして、それに対して交付決定しているところでございます。

それと、もう一件、串間市でまた申請が上がってきておりまして、これも今処理中でございますけれども、いずれにしましても、そういった御要望をいただいているところは、今申し上げたとおりでございます。

○横田委員 この事業は、事業の名前になっているように、本当に中山間地域農業の未来につながる事業だと思うんです。だんだん高齢化が進んで、担い手が少なくなって、農業そのものの存在が危うくなっているという現状ですので、引き続き、できるだけ多くの団体を育成できるように努力していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○日高主査 農政企画課に関して関連でありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 農業連携推進課に行きましようか。

○高橋委員 251ページです。総合化事業計画認定数が全国で3位、九州で1位みたいですけど、勉強不足で申し訳ないんですが、認定することによるメリットを教えてください。

○愛甲農業連携推進課長 6次化に関わる機械であったり施設等について、国の事業を優先的に採択されるようなメリットがございます。

○高橋委員 そのことによって、要は売れないといけないわけで、その商品というのは売れているわけですね。認定を受けることによって、しっかりと売れているということ。

○愛甲農業連携推進課長 総合化事業計画に認定されて、そういう取組をして商品開発とかにも携わっていくわけなんですけれども、必ずしも認定された方々が、うまく6次化の成功事例を積み上げているとは限らないという状況にはあります。

○高橋委員 いっぱいあるんでしょうから、1～2例を出していただきたいのですが、売るための課題は何でしょう。

○愛甲農業連携推進課長 6次化といえば生産から加工品開発、そして流通、販売まで手がけるという状況が生まれるわけなんですけれども、どうしても1つの事業者で全てを対応するのが、非常に難しいという事業者も現れております。

そうはいいながらも、全体の過去の認定者を見ると、世界的なコンクールでも表彰されるような加工品を開発したりとか、国内はもとより、海外に向けても輸出するような事業者も見られておりますし、最終商品をつくらなくても、いろんな商工業者に対して、受注者に対して提

案できるような商品づくりに成功している方々もたくさんいらっしゃいます。

こういう事例を、今取り組んでいらっしゃる方々に、情報共有等しながら寄与していければというふうには思っているところでございます。

○高橋委員 253ページで、関連で③の説明がしてあります。総合化事業計画の認定件数が113件になり、その次の行にある農商工連携の計画認定と合わせて、認定等数が257件。この中身を説明していただきたい。

○愛甲農業連携推進課長 この数字の内訳でございしますが、6次産業総合化事業計画の認定者と、あと農商工連携の事業計画の認定者の件数、それから農商工連携応援ファンドという事業がございましたが、そういった事業で採択された事業者の件数の合計を表わしております。

ちなみに、例えば平成30年度の244名につきましては、6次化の総合化事業計画の認定者が107名、農商工連携なりファンドの採択件数が、残りの137事業者という形で構成されております。

○高橋委員 ちなみに、例えば総合化事業計画で113件、これは今も生きているということで理解していいのでしょうか。

認定されたけれども、今実在しないとか、そういうものもあるのでしょうか。

○愛甲農業連携推進課長 基本的にはずっと継続してもらうように、関係者のほうでいろいろ指導はさせていただいておりますけれども、途中でリタイアされている事業者も中にはいらっしゃいます。

○高橋委員 変な質問するけど、それは差し引いて113件なんですか。

○愛甲農業連携推進課長 先ほどリタイアという言い方をしてしまいましたけれども、計画そ

のものを取り下げるという形で認定から降りるという方々が、中にはいらっしゃるということなんですけど、これまでの取下げの件数の合計を見ますと、11件ほどございます。

○高橋委員 現状で113件あるよということですね。課題はここにあるように、いろんな支援体制を強化していくということで、農家の方が一番弱いところは流通です。そこがずっと言われてきたわけで、そこをもうちょっと支援していく必要があるなということで、分かりました。

○星原委員 今の関連なんですけど、6次化は随分昔から言われているんです。結局農家の所得を増やす意味でも、6次化、加工して付加価値をつけることは非常に大事だと思うんです。

それが毎年数字的に年次で扱う量、あるいは販売額とか販路先とか、そういったものが広がってきているというふうに捉えていいんですか。

○愛甲農業連携推進課長 毎年、認定事業者に対してモニタリング調査を行うようにしております。

そういった中で、各1年間の経営状況等をいろいろと調査させていただいて、うまくいっている方、あるいは生産、加工、販売の面で問題がある方というのを分析しまして、事後の指導に努めるような仕組みにしているところでございます。

そういった中で、大体問題なくうまくいっているなという人たちが、全体の3割ぐらいはいらっしゃるのかなと思っています。3分の1ぐらいが何とかやっているという感じ、残りの3分の1ぐらいが、少し問題があるんじゃないかというようなことで、国のほうも、今後6次化に取り組む事業者に対する指導の在り方を見直す必要があるんじゃないかというようなことで

す。

今までは6次化の総合化事業計画の認定者を増やすというように取組をしてきておりましたけれども、今後は、その認定者の中から生き残れる事業者をしっかりと育てないといけないということで、その中から抽出しまして、そこに集中支援をしようというような動きに変わってきております。

○星原委員 やはり宮崎県は食料供給県といいながら、大消費地の大阪、東京、名古屋とかから遠隔地にあるわけです。そうすると、生鮮物で地域の人たちと競争したときは、負けると思うんです。

だから、そういう意味では、いかに加工して付加価値をつけて売っていくか、ここに今後力を入れていかないと、これから外国にでもということなら、特にそういう形でないと厳しいと思うんです。

ここにあるチャレンジ塾というものがどういう形の方々なのか分かりませんが、新たな形で付加価値をつけるための加工に力を入れるような、そういう分野の人たちをいかに育成していくかが、宮崎の農業を守り、また宮崎の農家の所得を上げる。付加価値をつけて売ることができれば、農家の所得も増えていくんじゃないかなと思うんです。

もう少し加工面とか、販路の開拓とかに、宮崎は力を入れていくべきじゃないかなと思うんですが、その辺に向けて、もう少し具体的に、今後はこういうことをやっていく、これまでの過去の経過を踏まえて、こういうことに今取り組もうとしているとか、そういったものは何かありますか。

○愛甲農業連携推進課長 まさに委員がおつ

しゃるとおりだと思っています。大消費地から遠隔にある当産地におきましては、いろんなコストがかかったり、鮮度で他産地になかなか勝ちづらいところがあるということで、フードビジネス等を推進する上でも、地元で原料をいかに加工して付加価値をつけて送り出すかという取組も必要かと思っています。

ただ、先ほども言ったように、必ずしも6次化に取り組みば何とかなるという話ではなくて、6次化を進める上でもいろんな課題が見えてきました。

今、一部の県では、従来の6次化の推進も当然継続してやりますけれども、やはり1事業者が全ての業務を担うのは、非常に難しいだろうというようなことで、地域ぐるみでそういう6次化に取り組みめないものかというようなことを、今検討しているところです。

要は、地域に6次化を希望するような方々を集める、それに、例えば農商工連携の延長になるんですけれども、加工が得意な人、あるいは販売網を持っていらっしゃる方々、そういった人たちをまとめて一つの産地の商社みたいなものをつくって、そこでいろんな食材をいろんな形に加工し、そして販売していく、これを個人でやるのではなくて、地域ぐるみでやる。

市町村がリードしながら、そういう組織をつくっていけないものかということで、地域ぐるみの6次産業化の推進というような形で、新しい事業も昨年度からやらせていただいているところです。

例えば中山間地の美郷町におきましても、従来から加工が盛んではあったんですけれども、担い手がないというようなこともあって、そういう取組について賛同をいただいております。

て、町自体も組織改編とかもしていただいて、加工に力を入れるような体制を確保していただいたというようなところもございます。

○星原委員 もう一点が6次産業の中で、加工分野、付加価値をつけるところまではいいいんですが、宮崎県はやっぱり第一次産業が主体の県で、農畜産物は、全国の中でもいいものを生産していると思うんです。

あとは今度観光と結びつけて、料理の仕方の工夫とかで、宮崎に行ってこういったものを食べようとか、そういうものに結びつけるところまで持っていけると、また少し宮崎の産物に対する評価とか価値が変わってくるんじゃないかなど。そういう研究は、大学なのか料理研究者なのか分かりませんが、加工じゃない調理の仕方とか、いろんな研究をして、宮崎にそうやって来させる。そういうところまで持ってこれるといいんじゃないかなと思うんですが、ほかの部との連携の取り方とかあると思うんですけれども、そういう物の考え方まで発想は行かないものなんですか。

○愛甲農業連携推進課長 6次化の取組については、いろいろなやり方がありますので、委員がおっしゃるように、観光との連携は非常に重要なことで、その取組についても6次化の取組の一つとして認められております。

観光農園とかを中心に今やっておられる事業者もいらっしゃいますけれども、その拡大版ということで、おっしゃるように、生産し、加工し、そしてそういう場所を構えた上で、外から人に集まってもらうというような取組は、外貨を稼ぐ意味でも非常に大きいと思いますので、これからの取組をそういう形で援助できるように、いろいろ調整していきたいなと思っている

ところです。

○星原委員 よろしくお祈りいたします。

○大久津農政水産部長 今、農業連携推進課長が申し上げたような内容でございますが、あわせまして、やはり地元食というところでの名物料理が少ないとか、やっぱりこれだけの宮崎の素材が生かされていないというところはいろいろございます。

そういった中で、今までは有名シェフとか、県内外でコラボしながらということもありましたけれども、最近は県内にも調理専門学校や高校とか、いろいろあって、そういったところでアイデアを募集して、コンテストをやったりですとか、豚のハマユウポーク、宮崎牛でも、野菜でも、それぞれ協議会を持っていますので、そういったところとコラボしながら、今、SNSで料理提案とか、いろんな形で情報も集められる、またそういったことが企画できるという状況でございますので、そういった多様性をしっかり踏まえながら、できれば宮崎にしっかり根づくものを作ることが一つだろうと思います。

それと、もう一つ、委員がおっしゃったように、野菜については、生鮮に今まで力を入れてきましたけれども、やはりコロナ禍で家庭食ということで、家での食というのが出てきたということ、これは国内だけでなく海外でも見えてきているということで、宮崎の強みは畜産物、野菜、水産物、いろいろございますので、こういったものを組み合わせて、ある程度調理済みや、半加工したような単品のカットとか、冷凍野菜だけではなくて、調理して好まれる簡便な調理済品というもの、ロットは少なくとも、ニッチでうまくやれないかと。農政からしっかり食産業のほうに打って出て、新たなイノベーション

ンを起こせないかということで、これについては、今現在、8次の長期計画をつくっておりますが、その中で具体的には、また今後の委員会の中でも、そういった考え方もお示ししながら、現場の所得確保と、物流が難しくなってきたので、そこで付加価値をつけて、コストに見合ったものを生産で付加価値をつけないと運べない、また輸出もできないという状況になっていますので、そういったところをトータルで考えて対策を練っていきたくて思っております。

○星原委員 最後になりますけど、今の話にひくくめて、今回のコロナ禍で、外国でも、今までは外食が主だったのが、家庭で食べようという形の流れも少し生まれてきているような情報もあるので、加工して家庭で食事する、そういう流れもひょっとしたら生まれるかもしれないので、そういうところまで考えた取組を何か考えていただければいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○窪菌委員 今のことに関連ですけれども、249ページ一番上の段のマーケット対応型産地競争力ということで、今マーケットもいろいろ時代とともに志向も変わっていく、また食事や生活様式も変わっていく中で、この中に企業と連携した共同研究で8つの課題がありますが、8つの課題とはどういったような課題なんですか。

○愛甲農業連携推進課長 この8つの課題についてでございますけれども、農試関係が4つ、蓄試関係が2つ、水試関係が2つの計8つで構成しています。

具体的な中身でございますけれども、農試関係ではキュウリの養液栽培の技術の確立であったり、あるいは中山間地域の特性をうまく生か

した収益性の高い園芸品目の推進であったり、あるいは原料用のニンジン——ジュース用ですけども——そういったものの高収量の生産技術、それから煎茶の値段が非常に安くなっているというようなこともあって、そういう基盤を強化するような技術を総合農試のほうでは検討されております。

それから畜産試験場では、ICTとか、IoTの技術を活用した飼料管理の効率化技術の開発であったり、宮崎牛のおいしさの見える化の試験に取り組んでいるところです。

それから、水産試験場におきましては、多獲性の魚種を活用しました加工技術と製品化の技術の開発であったり、アカアマダイという高級魚がいるんですけども、その種苗の生産技術の開発に取り組んでいるところでございます。

○窪菌委員 畜産から野菜、それから魚というように、いろいろ研究に取り組んでいるということですけども、先ほどからあるように生活様式そのものが変わっていくことも踏まえて、こういったものを研究しながらということになると思いますが、今後のこういった取組の期待感はどうなんですか。

○愛甲農業連携推進課長 試験研究課題については、技術会議というものがございまして、その中で毎年1年間取り組んだいろんな課題について議論をさせていただいております。

そういう中で、終了させる課題もあれば、延長するもの、あるいは、今おっしゃられたような新たな視点に立った課題の設定、そういったものも議論することにしております。

そういう中で、委員のおっしゃったような新たな課題については、いろんなところから提案してもらおうような形も取っておりますので、そ

ういうのを議論の場へ上げて、採択するかしないかを協議していきたいと思っております。

○窪菌委員 ありがとうございます。

○有岡委員 報告書の250ページの中で、下から2番目のモーダルシフト加速化ということで、県単事業で昨年も継続して試験をやっているんですが、試験の結果としてどういう成果が出たのか、お伺いします。

○愛甲農業連携推進課長 モーダルシフトの加速化の事業でございますけれども、一つは東九州軸からの輸送について、いろんなやり方があるんじゃないかということで、幾つかのルートを検証させていただいております。

3つほど実証事業に取り組んだわけなんですけど、一つは細島港から大阪の泉北港というところがあるんですけども、そこを通して千葉に陸送して量販店に運ぶというような取組と、あと同じようなルートの中で泉北港から違う市場に運ぶやり方について、県内の八興運輸の新造RORO船がございましたので、それを活用して実証させていただきました。

そのほかにも3つ目のルートということで、大分県の大在港というところがあるんですけども、そこから川崎近海汽船がRORO船を出していますので、それを活用しまして、茨城県の常陸那珂港というところへ上げて、全農の神奈川センターのほうに運ぶというような取組もしているところでございます。

そういう中で、どのルートがいいのかとか、あるいはコスト的なもの、いろいろ調査させていただいております。それと運ぶときは海上コンテナを使って実証しているんですが、陸送の場合とのコストを比較したんですけども、どうしても陸送になると単価が当然高くなるとい

うことで、そういうモーダルシフトをやることによって、単価を抑えることはできます。あと今、予冷して運ぶことがあって、品質面の劣化も防ぐことができるということで、効果は非常にあるのではないかとこのふうには認識しているところなんですけれども、ただ、RORO船の出発する時間とかが、従来使っているカーフェリーとは違う時間帯になっていたりするものですから、それに合わせるのが非常に難しかったりとか、いろいろ課題も残っているところでございます。

○有岡委員 今お話があったように、時間の調整がなかなか難しいという話は以前からありまして、今後の課題だと思っておりますが、やはり試験をして、最終的にこういうルートがあるということを実体的に取り組むことは大事ですので、試験の結果を大いに生かしていただきたいと思っておりますし、貨客混載輸送はこの前お尋ねしましたけど、コミュニティバスのほうであれば、採算的に合うんじゃないかという話もありましたが、これなんかは具体的に取り組む意向なのか、そこら辺をお伺いいたします。

○愛甲農業連携推進課長 おっしゃるとおり、2つのルートで実証させていただきまして、いろいろ課題も当初あったんですけども、その課題を解決しながら、いい取組ができ始めているんじゃないかと思っております。

ルートの1つが椎葉村のほうでやっています。椎葉の尾向地区というところがあるんですけども、そこから椎葉のJA日向の椎葉支所までコミュニティバスで運ぶという形。それからもう一つが、延岡市の上鹿川集落から地元の北方町にあるよっちみろ屋の直売所まで運ぶやり方があるんですが、両方とも民間の運送会社を使

うコストがかかるわけなんですけれども、コミュニティバスをうまく活用したら、何とかいけるんじゃないかというようなことで、延岡のほうでは、今のルート以外にも違う集落のルートとして検討しようかという話も伺っているところがございます。

そういう意味では、非常に期待されている取組ではないかなと思っているところです。

○有岡委員 ありがとうございます。

○横田委員 253ページの施策の成果等の②番ですけど、特徴ある農作物・加工品の輸出促進のため、サポート体制の整備や輸出先国の規制等に関する研修会を開催したとありますが、今本県も輸出に力を入れていて、徐々にその成果も上がってきているわけですけど、まだまだ品目の数としては多くはないです。

それで、お尋ねしますけど、この特徴ある農作物・加工品というのは、今、輸出を進めているもの以外の農産物というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○愛甲農業連携推進課長 今、輸出しているものについても、輸出先ごとにいろいろと非関税障壁があったりして、できるところ、できないところがあったりしますので、そういったものの障壁を取り払っていくとかいうようなことで、既存の品目もございますし、これは今からチャレンジしないとイケないと思っているんですけども、委員がおっしゃるように、本県の輸出の主力品目は非常に少ない状況にありますので、新たな品目の掘り起こしをする。

そうしたときに、その品目が、ターゲットとする輸出先にどのように受け入れられるのか、あるいはどのような反応があるのかを、事前にいろいろ調べる必要があったり、地元の人たち

のいろいろな情報についても収集するために、こういう研修会を開いているというようなことです。

○横田委員 いろいろ研修会とか開かれている中で、ほかの作物の輸出に対する可能性はどのように感じておられますか。

○愛甲農業連携推進課長 本県の農畜水産物の輸出について、いろいろ議論する組織として、輸出促進協議会があるんですけども、その中で、昨年度から取り組んでいる新品目のプロジェクトがございまして、キンカンプロジェクトということで、キンカンを新たな輸出品目として、しっかり育てようじゃないかというようなことで、議論をさせていただいております。

去年、例えば台湾であったり、あるいはシンガポールにサンプルを持ち込んで販売とかもしているんですけども、中華系においては、キンカンの評判は非常に高いというようなことで、シンガポールでは実際私も見ましたけれども、飛ぶように売っていました。

ただ、国によっては農薬の規制とかが非常に厳しいところもあってして、普通に流通しているキンカンとかを卸すところが集めて出荷したりすると、農薬に引っかかったりとか、向こうで使ってない農薬であれば、検出されると問題になりますので、そういうこともちょっと心配されるということです。

今後そういう新品目を推進していくためには、やはり専用産地をしっかりと育成して、そこからターゲットとする輸出先に送り込む必要があるのではないかということで、キンカンの専用産地ができないものかということで、実証圃を設置して去年は取組を進めたところでございます。

去年の取組だと問題なかったのですが、今後はそういう産地をどんどん増やして、輸出先用の安全、安心な農産物の生産に努めて、しっかりと輸出につなげていきたいと思っています。

○横田委員 輸出を進めることで、なかなか先が見えない農業の維持、拡大につながるというのが希望的に見えますので、宮崎は機能性の解析とか、残留農薬を調べる能力とかも高いものを持っていますので、ぜひほかの作物も輸出に向けて持っていけるように努力をお願いしたいと思います。

○愛甲農業連携推進課長 おっしゃるとおり、今うちの県で取り組んでいる機能性関係の取組とか、残留農薬分析のシステムの取組とかは、これから輸出においても、非常にアドバンテージを取るような、有利に働くような付加価値の高い商品づくりにつながると思っています。

そういったことで、例えば冷凍ハウレンソウとかの機能性表示食品とかは、国内で販売につなげておりますので、そういったものも国外に輸出して、コロナ対策、健康づくりのための一つの商品というような感じで販売できるといいなと思っていますので、ぜひともそういう取組につながるように頑張っていきたいと思っています。

○日高主査 農業連携推進課でほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 では、農業経営支援課に行きましようか。

○高橋委員 259ページの成果等の⑤ですけど、新規就農者に支援するお金で確認させてください。人材投資資金に加え、交付対象とならない経営開始資金。

○戸高農業担い手対策室長 259ページの⑤の資金の関係でございますけれども、農業次世代人材投資資金につきましては、国の事業でございます。こちらは、経営開始型につきましては、農業後継者が対象となっております。そのため、農業の後継者につきましては、同じような資金を県単事業で措置しまして、事業を行っているというところでございます。

○高橋委員 今おっしゃった県単事業は、次の同資金の交付対象とならない、というところにかかるわけですか。

○戸高農業担い手対策室長 国の事業の農業次世代人材投資資金の交付対象とならないものにつきましては、県単の事業で実施しています。

○高橋委員 それを踏まえてお聞きしますが、256ページのほうで事業の説明なりがしてあります、2番目と4番目ですね。それで、国の事業がここに記載してあるんですが、執行残もあったわけだけど、先ほど所得制限だったり、そういうので引かかって該当しなかったとかいうことですが、例年からすると、交付を受けた方は、数的にはどんなもんなんですか。減っているとか、推移を教えてください。

○戸高農業担い手対策室長 まず、農業の経営開始型は、令和元年の交付対象者が272人、そのうち新規が54人となっております。平成30年が、全体が282人で、新規が46人です。

○高橋委員 今のは農業次世代人材サポートの話ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）令和元年度の実績がここに載ってまして、今説明があったのが30年度ですね。

もう一度確認しますが、今、準備型と経営開始型で説明して下さったんですか。

○戸高農業担い手対策室長 今の数字は、経営

開始型の数字でございまして、こちらにつきましては、農業を開始して最長5年の資金が交付されるという事業でございます。

準備型につきましては、農業開始前2年の準備資金として交付されるという事業で分けております。

○高橋委員 その数の推移は、どんなもんなんですか。

○戸高農業担い手対策室長 数の推移としましては、まず準備型につきましては、去年が63名ということで、大体60～80名の推移で近年動いているところでございます。平成24年から行っておりまして、当初は49名、57名と少し少なかったんですが、近年は60名から80名以上ということで推移しております。

経営開始型につきましては、今年が218名で、近年は270～280名というところで推移しております。

○高橋委員 返還した方もいらっしゃると思うんですが、不正受給じゃないけど、要件をクリアできずに——それは返してもらわないといけないわけで、そういう方もいらっしゃるわけでしょうか。

○戸高農業担い手対策室長 返還の事例もございまして、まず返還にならない分につきましては、病気とか、そういったところで農業をできなくなった場合には返還の免除措置がございまして。

そのほか、現在の農業経営開始型、5年の分につきましては、農業をその倍の5年、プラス10年継続しないといけないということになっておりまして、その途中で農業を断念しますと返還もございまして。一番多いのは経営開始型で、5年のうちに所得が150万円以上になってきますと

減額になって、350万円を越えますと支給停止になります。

そういったところで、減額で返還という事例も多くなっています。

○高橋委員 分かりました。説明があった要件を満たさない、これはいいことですよ。農業に参入して頑張った成果で離れていったわけだから。

そういう方じゃなくて、この開始型を始めて、むしろ要件は満たしているんだけど、農業にもう見切りをつけて、リタイアしたという方もいらっしゃるんじゃないですか。その数とか把握されていれば教えてください。

○戸高農業担い手対策室長 ちょっとお待ちください。

○高橋委員 併せて、5年過ぎたら、また何年か就農していないといけなかったですか。そこをもう一度確認します。5年間の支給が終わった後に、何年間就農しておかないといけないという要件。

○戸高農業担い手対策室長 就農期間につきましては、経営開始型が資金を交付された年数の倍です。最長5年交付された方は、10年は農業をしないとけないことになっております。

それと返還につきましては、返還事例で一番新しいのが、令和元年が1件ございます。こちらにつきましては、先ほどの所得の関係になります。平成30年が3件でございますが、こちらにつきましては所得と、要件を満たさなくなったというのが1件ございます。

○高橋委員 私が申し上げたいのは、ひょっとしたら5年間受けて、放り投げて行方不明になった方がいないとか、あるいは5年過ぎて頑張っているんだけど、結局そのプラスの5年間、農

業を続けずに、2～3年でやめて、その人たちは返還ですよ、返さないかんわけでしょう。そういう方々が今後ひょっとしたら出てこないかなという危惧があるもんだから、その辺をどのようにつかんでいращやるのかです。

○戸高農業担い手対策室長 この資金をもらうときの要件を把握しているかは面接でしっかり確認しておりますし、その後、就農してからも、就農初期の段階、それから途中のそれぞれの段階において、普及センター、JA、農業団体等を含めて研修を定期的に行うなど、就農された方々が継続して地域で就農できるように、フォローアップに努めているところでございます。

○高橋委員 移住者の方々が結構手を挙げていた傾向を、私の地元では見聞きしていて、始まった頃はちょっと緩かったんでしょうか。そういうこともあって、市町村がしっかりと判断基準を設けてチェックしておくべきだということも、一時話題になったもんだから、今、おっしゃったように、しっかりアンテナを張って、いろんな関係機関と連携して、返還が必要な人がいたらしっかり返還するよう指導してください。

○戸高農業担い手対策室長 ありがとうございます。先ほどの事業を中止して返還になった方の人数でございませけれども、平成24年から始めていまして、これまで4名の方が、中止が原因による返還をしています。

○有岡委員 255ページの農地中間管理機構でお尋ねしますが、目標が3,000ヘクタールに対して、約半分ぐらいの面積、これでも全国では7位ということで、その努力の数字が出ているわけですが、ただ、宮崎市からの要望とかを見ますと、やはり農地をある程度まとめる努力をした上で貸し出すようなシステム、宮崎モデル

をつくってほしいという声があるわけですが、そういったある程度農地をまとめて動かしていくような、面積を稼ぐというと変ですが、一工夫が必要なかなと思っているんですけど、そこら辺の令和元年度の取組はいかがでしょうか。

○東農業経営支援課長 今、委員がおっしゃったことについては、非常に重要な課題だと考えています。

我々も中間管理機構事業を活用して、できれば、担い手がいらっしやらない集落だとか、そういったところについては、こういう機構がまとめて農地を借り上げて、それを外部の担い手とかに貸し出すといったような仕組みも集落のほうに提案をしながら、なるだけこういった農地の流動化、担い手への集積が進むような形で取り組んでいきたいと考えているところです。

また、宮崎市とかでは、新規就農者に向けて、ハウスとかを整備したところに、そういう新規就農者に入ってもらって、担い手を確保するというような取組も行われているんですが、その際に、農地をある程度事前に確保して、そういった担い手の方々に貸し付けていくというような、我々はスタンバイ農地というような形で呼んでいるんですけども、そういった農地も確保しながら、併せて担い手の育成確保を進めていきたいと考えているところです。

○有岡委員 もう一点お尋ねいたしますが、この要望書を見たときに、業務に精通した人材を市町村に派遣してほしいという声があるぐらい、やはり専門性が要求されるのかなと思うんです。

そういった意味で、農地利用最適化推進委員、こういった人たちの話合い、そしてどういうふうに取り組んだらいいかという活動マニュアル等をつくってほしいとか、そういう意味では、

人材を育てるような、基本的な部分をまずしっかりやることを要望されているのかなと思うんです。

そういう人的なつながりの中で、農地を集積して、今10.6%の耕地面積を生かしているわけですが、これがもっともっと増えていく可能性があるという思いがあるんですけど、そこら辺の関係する人たちを結びつけていくような、育てていくような、そういう考え方というのは、いかがなんでしょうか。令和2年度は予算が大変膨れ上がっているんで、何かそういう企画があるのかなという期待をしてお尋ねしているんですが。

○東農業経営支援課長 農地の集積を進める上では、今おっしゃったような専門家の方々がやはり集落に入って、集落の方々と一緒に話合い活動なりを進めることが、非常に重要かと考えています。

今、おっしゃった最適化推進委員の方、それから、それに加えて中間管理機構、本社のほうに駐在員とかもおります。そういった駐在員とかも活用しながら、集落の話合いに参加して、いろいろ担い手の状況とかを地図に落とししたりとか、後継者の状況も地図に落とししたりとかして、地図化を図ったりとか、そういった取組を進めながら、人・農地プランも実効性のあるプランの作成も進めておりますので、そういったものと併せて、農地が担い手に集積されるような形で進めていきたいと考えているところです。

○有岡委員 ありがとうございます。

○日高主査 それでは、農産園芸課を最後行きたいと思います。

○窪菌委員 262ページにスマート農業による働き方改革産地実証というのがあるんですが、こ

れの内容についてどうだったのか。またコスト面とか、省力化がどれくらい図られるものなのか。物にもよりますけど、11の協議会で実証されたということですので、その結果を教えてくださいたいと思います。

○柳田農産園芸課長 スマート農業による働き方改革産地実証でございますが、この事業は、産地と民間の事業者が共同で実施をするという仕組みになっております。

この11の取組ですけれども、露地野菜が4つ、施設野菜が2つ、畜産が1つ、水稻が5つというような取組ございまして、例えば、露地野菜で、加工用の馬鈴薯を、通常動噴でやっていた防除をドローンでやることによって、この場合はかなり削減効果がありまして、労働時間が9割ぐらい減ったというような効果があったということです。

あと、省力化というよりも、GPSガイダンスつきの自動操舵システムをトラクターにつけて、例えばエンジンの播種とか、耕うん、そういった作業が、通常だと熟練のオペレーターが耕うんしないと真っすぐとか種まきできませんけれども、このガイダンスつきだと、経験の浅い方でもできるといった効果が出ております。

○窪菌委員 問題は経費の面だと思います。省力化が図られることは分かっているんですけど、今の実態としてどうなんでしょうか。今普及している割合と経費云々というのは。

例えばドローンの場合には、約270~280万円かけて導入して、その作業効果と、それから時間なり経費の面とかはどうなんでしょうか。

○柳田農産園芸課長 委員御指摘のように、作業自体の省力化は確かに図られております。ただし、やっぱり高価であるというようなことで、

例えば防除だけではなくて、ドローンで葉っぱの容色を見て、そして収量の改善に持っていくといった取組が今、徐々に広がりつつございます。

水稲部門では一部は入ってきているんですけども、ある程度大規模でないと、その効果が見られないというふうに思っていますので、そういった規模拡大の取組と併せて、こういったスマート農業の技術を導入していくというようなことで、推進していきたいと考えております。

○窪菌委員 水田の場合、耕作者がいっぱいいて、同じ稲でも品種が3つも4つもあるわけです。WCSから、通常の餅米とか、あるいは加工米、飼料米が入ってきているということで、同じ圃場でもいっぱいそれぞれいらっしゃるんですけど、それぞれ作っている作物が違うということもありますので、なかなか厳しいと思うんです。例えば、そういった水田農業の場合なんかの大型化も、今のところどうかなという気がします。

大型化すればいいことは分かっているんですけど、なかなか進まないということもありますので、共同でやるとか、そういったのを進めるのはどうなんですか。

○柳田農産園芸課長 例えば、防除についてはNOSA Iが中心になってヘリ防除をやっております。まとまったところは、機械が大きいので、ヘリ防除が非常に効率的ですけども、山際といった障害物があるようなところは、無人ヘリはなかなか難しいので、そういったところは、こういったドローンの技術を用いて、共同防除を進めていくということは、非常に有効だと思っておりますので、現場においてもそういう方向では進めていくようにしております。

○日高主査 暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

○窪菌委員 今のことなんですが、無人ヘリ等も今やっているんですけど、先ほど言った収支の話で、経費の話なんですが、無人ヘリと比較して、ドローンを導入した場合どうなのかなと疑問に思っているんです。

もちろん大型の空中防除はやっているところもありますけれども、いろんな生態系もあるということで、今そんなことしたら大変ですので、小型のそういったものを中心に、今どこもやっているというところでは。

今普通に無人ヘリでやっているということなんですが、経費の面で、また新たに、個人的に導入されてやる方は別として、共同作業の場合はどうなのかなという気がしたものですから、聞いたところなんですけど。無人ヘリの場合とドローンではどうなんですか。

○柳田農産園芸課長 無人ヘリはNOSA Iでしっかり仕組みがつくられております。今のドローンの開発レベルだと、まだ大型に対応しておりませんので、無人ヘリでできないところについては、ドローンを活用して共同で防除するような仕組みは今やられているということで、そういった部分では効果的だと思っています。

○窪菌委員 分かりました。

○日高主査 暫時休憩いたします。

正午休憩

午後0時1分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

ここでお諮りします。質疑が続いておりますので、残りの質疑につきましては、本日午後1時10分から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 御異議ないようですので、午後1時10分再開いたします。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時5分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

第1班の農産園芸課が最後にちょっと残っていましたが、農産園芸課から柳田課長に来ていただいておりますので、質問していただきたいと思います。では、どうぞ。

○高橋委員 委員会資料の20ページで負担金・補助及び交付金の不用額の説明があったわけですが、減額補正したこの8億円というのは、国庫に返したということでもいいんですよね。

○柳田農産園芸課長 これは主要施策の成果の261ページの産地パワーアップ計画支援の分でございますけれども、こちらの決算額を見ていただきますと、8億2,067万5,000円と、その下の括弧書き、令和2年度への繰越額4億3,414万円、これを足すと12億5,481万5,000円になります。予算額からこの12億円を引きますと、この部分で6億2,174万1,000円が不用額として出てきております。

これは2月補正でお願いしました事業が21件ございまして、その10件は年度内に終わっております。下の繰越分、これが10件です。残り1件について国と協議を重ねた結果、来年度の予算に回すというような整理になりまして、この

部分については、まだ国庫の補助金をもらっていない計画段階で終わっておりますので、予算を返すということにはなっておりません。

○高橋委員 その1件がこの8億円ということですか。

○柳田農産園芸課長 すみません、この6億2,000万円余の不用額ですけれども、大半の4億5,000万円余が、計画が認められなくて来年度に持ち越した分で、残り分については入札残等が発生しております。

もう1件大きいのが262ページの強い産地づくり対策で、こちらと同じように計算しますと、不用額が1億4,000万円余ありまして、このうちの1件について事業実施主体が事業を取り下げたということがございまして、この分も国からもらう前に事業を取りやめになっているということです。

○高橋委員 整理するためにですが、結局国庫に返すお金は総額で幾らになるんですか。

○柳田農産園芸課長 少々時間をください。

○高橋委員 いいですよ、後でまた課長が説明してくれば。

その確認と、事務的なことをお尋ねするけど、2月補正で、国からこういうお金が来ますということで情報が入るじゃないですか。それでメニューをいろいろと考えられて、ある程度積み上げたもので要求するんですよね。向こうから勝手に来るわけじゃないですよ、それを確認します。

○柳田農産園芸課長 御指摘のとおり、来年度やろうとしているものについて、国の経済対策で緊急的にやるものはありませんかということで、12月に国から打診があったところです。それで現場と話をして、国と調整をしながら、こ

れはいけるということで、予算計上させていただきました。ところが、要件について1件だけがどうも調整がうまくいかずに、時間を要するといったことで来年度に繰り越したものでございます。

○高橋委員 実際にその事業を進める過程の中で、細かな要件が出てくるでしょうから、そこにぶち当たって、どうしても補助を受けられないというところが出てくるわけですね。その分が不用額になったりするということですね、分かりました。あと額面では。

○柳田農産園芸課長 入札残の件ですけれども、トータルで*1億1,000万円ぐらいが入札残ということになっております。

○日高主査 入札残ですね、よろしいでしょうか。

○柳田農産園芸課長 これが国から交付決定をもらって、それぞれの事業で入札して落ちましたので、国のほうにその予算枠をお返しすると。

○横田委員 スマート農業ですけど、県内農家のスマート農業に対する関心度はどのように感じておられますか。

○柳田農産園芸課長 人口減少で、いろんな分野で雇用することもなかなか難しいといったところが出てきております。省力化、あるいは効率化、あるいは収量が飛躍的に増加するといった、このスマート農業の技術につきましては、非常に関心が高いと思っております。

特に意欲的な農業者につきましては、積極的に現場で勉強会をしたりとかやっておりますので、しっかりとこういった方々と連携してスマート農業の導入を図っていきたいと思っております。

○横田委員 263ページの施設園芸高生産技術推

進事業ですけれども、これは先ほど説明で、モデル事業で成果を得られた事業を導入するということだったと思うんですが、ここに炭酸ガス発生装置の導入が4集団とかいろいろ書いてありますけれども、この集団以外の人たちの導入意欲はどういう状況でしょうか。

○柳田農産園芸課長 今、主要品目のピーマン、キュウリ、トマトの面積で、この環境制御を入れている割合でいくと約1割でございます。現場を見てみますと、こういった入れている方々の収量が増大するといったメリットを、地域の勉強会でいろいろ今周知がなされている状況です。したがって、こういったものは若手の農家を中心に非常に関心が高まっているというようなことを伺っているところです。

○横田委員 私は以前から畜産のコントラクター導入をずっと言ってきたんです。それでコントラクターも徐々に広がりつつあるなと思ってるんですけど、でも正直言って、私が期待しているほどにはまだ広がっていないなと思ってるんです。

農家は新しい技術に対して慎重になってしまうこともあると思うんですね。でも皆さんたちもこれはいいと思ってそれを推進されるわけですので、農家が本当に自信を持ってそれに取り組めるような説明とか指導とか、そういうのをしっかりしていただいて、スマート農業とか高生産の技術とかがもっと普及していくように頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○窪田委員 264ページの真ん中に、革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ支援というのがありますが、ここに環境制御とかがあり

※81ページに訂正発言あり

ますが、一番下にヘベス等の実証圃場設置というのがあるんです。今宮崎のかんきつの中で、ヘベスは内陸部でもできる作物だと思っているんですが、今このヘベスに対しての人気度というんですか、今がちょうど旬なんですけれども、取り扱っている方々の感想とかはわかりますか。

○柳田農産園芸課長 ヘベスにつきましては、日向地域を中心に産地化されていまして、もう御案内のとおりですけれども、やっぱりロットの問題がありまして、県内に広げていって量を増やしていかなければいけない。

人気度でいいますと、東京、首都圏でヘベスは、魅力を御理解いただいて、非常に関心が高いといったところで、その地域一帯にヘベスを広めていただくといった事例も伺っております。香酸かんきつの中で非常に扱いやすいといった部分もございますので、まだまだ周知が足りないとは思っているんですけれども、しっかりとそういったところと連携して、生産拡大なり取引拡大に努めていきたいと考えております。

○窪菌委員 似たようなかんきつで大分のカボスがあります。徳島にもあるんですが、カボスとヘベスを比べたときに、やっぱりヘベスのほうが非常に取り扱いやすい、それから酸味がちょっと柔い感じがする、匂いとかそういうのも上かなというような感じがするんです。

大分が産地化して、あれだけのかんきつを全国に売り出しているのはすごいなと思っているんですけど、あれだけのもので全国に売っているわけですから、これを考えたときに、このヘベスはまだまだ可能性があるのかなという気がします。

東京、首都圏を中心に非常に人気が高く、ものによっては足りない部分もあったりするとい

うようなことも聞いておりますから、今後、次のかんきつを進める上で、こういうものをもうちょっと進めて——もちろん販路の部分もありますが、そういったのを進めながら販路も広げていけば、これは大きな産地になるのかなという期待感はあるんですけど、そのあたりはどう感じ取っていらっしゃいますか。

○柳田農産園芸課長 委員のおっしゃるとおり非常に魅力的な香酸かんきつだと思っております。私たちもこの香酸かんきつを広くPRしながら、あるいは生産、産地についても、関係機関、市町村、JAと、その魅力を十分強調しながら産地を拡大していきたいと考えております。

○窪菌委員 次世代のかんきつということで、ぜひこれをもうちょっと広げてもらおうと非常に大きな産地になってくると思うんです。先ほども言ったように、カボスと比べても全然違う感じがするものですから、そのあたりが魅力の1つだと思いますので、進めていただいて、産地に向けて頑張っていただければいいかなと思っています。今後とも御指導よろしく申し上げます。要望でございます。

○高橋委員 丸山議長が何年前にも質問されていましたが、サトイモの今の現状を教えてください。日本一は取れていないかもしれませんが。

○柳田農産園芸課長 サトイモの疫病については、産地としても今はもう厳しい状況です。市町村からの報告によりますと、昨年度が約1,000ヘクタールを切るような面積になっております。ピーク時からすると半分ぐらいに減ってきているというようなことですが、畑作物で非常に重要な品目ですので、防除について4つの対策をしっかりと取り組みながら産地振興していき

いと思っております。

1つは発生源対策、圃場とかに残渣を残さないという取組、2つ目は蔓延させないという取組で、農薬を散布する通路を造るとか、あるいはその排水対策をしっかりと。それと農薬対策、しっかりと予防的にも防除していきましょうというようなこと、最後に、しっかりと肥料をやって健全な作物を作っていきましょうという取組をしております。

○高橋委員 まだ対策の途上にあるということで、ちょっと気になったのが、カンショの基腐病もこの道をたどってもらいと困るかなと今感じました。このサトイモの疫病対策は、乗り越えていただいて、ぜひまた産地化を取り戻す、面積が減っていかないようにぜひ対策をお願いしたいと思います。

○柳田農産園芸課長 すみません、若干説明不足があったと思います。

高橋透委員から8億円を国庫に返還というような話がありましたけれども、返還はしておりません。予算として枠をもらっていて、まだお金としては入ってきていないというような状況です。

○高橋委員 整理するけど、一応会計上は返す形になる、そういうことですね、違うんですか。そこをもう一回説明を。

○柳田農産園芸課長 事業費が確定した場合にお金が入ってくるという仕組みもございまして、今回はまだ計画の段階で取り下げしておりますので国から入ってきていない部分と、あと入札残についても、その入札が終わった段階で事業費が確定しますので返還はございません。

○高橋委員 8億円は分かったんですよ、うち1億1,000万円の数字をおっしゃったじゃないで

すか。それは要件にかなわなかったから、それは返さないという理解でよかったんでしょう。

○柳田農産園芸課長 先ほどの1億1,000万円の入札残分については、お金が入ってきているわけではなくて、事務処理上、予算の枠として決定しております、最終確定分でお金が入ってくるという流れになっております。

精算払いということで、事業費が終わった後に入ってくるということで、返還はございません。すみません、説明が不足していました。

○高橋委員 ありがとうございます。

○日高主査 農産園芸課について、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、第1班を終了したいと思えます。チーム農産園芸課の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時26分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

これより、農村計画課、農村整備課、水産政策課、漁村振興課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を行います。

令和元年度決算について各課の説明を求めます。

○小野農村計画課長 農村計画課でございます。令和元年度の決算につきまして御説明をいたします。

決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

農村計画課は、一般会計のみで、表の上から5段目にありますように、左から3列目の最終

予算額は31億7,835万7,000円、その右の支出済額は31億1,455万2,211円、翌年度への明許繰越額は5,610万円、不用額は770万4,789円、執行率は98%であり、繰越額を含めた執行率は99.8%でございます。

次に、決算事項別の明細について御説明いたします。

同じ資料の22ページをお開きください。

下段の(目)農業振興費でございますが、不用額が189万8,560円であります。主なものは、需用費、役務費などの事務費の節減による執行残であります。

次に、23ページをお開きください。

下段の(目)土地改良費でございますが、不用額が370万4,471円であります。主なものは、需用費、役務費などの事務費の節減による執行残のほか、新型コロナウイルスの影響による県外出張の取りやめ等に伴う旅費の執行残であります。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

お手元の報告書の268ページをお開きください。

まず、地籍調査につきましては、土地情報の明確化を図る基本的な調査で、土地所有に関する権利の保全及び明確化が図られることで、公共工事の円滑化や大規模災害後の復旧・復興の迅速化など、県土の計画的かつ適正な利用にも寄与しております。

令和元年度は、宮崎市ほか15市町村及び南那珂森林組合において、65平方キロメートルで地籍調査を実施した結果、令和元年度末の進捗率は70%となっております。

次に、270ページをお開きください。

1つ目の土地改良事業負担金につきましては、国営土地改良事業に係る県及び地元負担金であり、7地区で執行いたしました。

次に、一番下の新規事業、畑かんフィールドで拡がる！畑作産地育成につきましては、各地域普及センターを核といたしました畑かんフィールドにおける見せる活動の展開や畑かんマイスターの動画をホームページにアップするなどにより、畑かん営農の効果をPRすることで、畑地かんがいを活用した大規模畑作の産地化を図りました。

271ページを御覧ください。

産地経営体育成を支える地下かんがい推進につきましては、地域ごとに圃場周辺環境の把握や土壌条件等の調査を行い、導入品目に応じた暗渠排水及び地下かんがい工法の選定、検討を実施し、排水対策の考え方、診断から対策までをまとめた排水対策検討手順書案の検証を行いました。

以上が主要施策の成果でございます。

なお、監査における指摘事項については、該当がございません。

農村計画課は以上でございます。

○酒匂農村整備課長 農村整備課でございます。

決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

農村整備課は、一般会計のみでございます。

表の中ほどの農村整備課の欄を御覧ください。

最終予算額203億9,373万9,000円に対しまして、支出済額は132億8,840万5,010円、翌年度への明許繰越額は67億7,296万9,000円、事故繰越額は9,795万2,000円、不用額は2億3,441万2,990円で、執行率は65.2%となっておりますが、繰越額を含めた執行率は98.9%でございます。

なお、繰り越した理由としましては、国の補正予算の関係等により、工期が不足したことや、事業主体において事業が繰越しとなったことなどによるものであります。

次に、決算事項別の明細について御説明いたします。

26ページをお開きください。

まず、上から3段目の(目)農業振興費でございます。不用額が163万8,605円、執行率は87.3%で、翌年度繰越額を含めると、99.9%であります。

不用額の主なものは、下から3段目の負担金・補助及び交付金であります。これは、主に環境保全型農業直接支払交付金について、取組実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

27ページを御覧ください。

上から2段目の(目)農地総務費については、不用額が2,370万9,401円であります。これは、県単独費で支出を予定していた人件費の一部を補助公共事務費に振り替えたことなどによるものであります。

その下の(目)土地改良費につきましては、不用額が238万304円、執行率は62.8%で、翌年度繰越額を含めると99.9%であります。

不用額の主なものは、下から2段目の委託料であります。これは、主に土地改良施設譲与促進対策事業について、執行額が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

28ページを御覧ください。

上から7段目の(目)農地防災事業費につきましては、不用額が958万5,680円、執行率は54.2%で、翌年度繰越額を含めると99.8%であります。

不用額の主なものは、一番下の段の委託料であります。これは、主に県営農村地域防災減災調査計画事業について、調査診断業務に係る委託経費の入札残等によるものであります。

30ページを御覧ください。

上から3段目の(目)耕地災害復旧費につきましては、不用額が1億9,709万9,000円、執行率は69.4%で、翌年度繰越額を含めると83.7%であります。

不用額の理由といたしましては、災害復旧に係る国の予算措置が次年度以降となったことによるものであります。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主な事業を御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の272ページをお開きください。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、中山間地域等において、集落協定に基づく共同での草刈りや水路の維持管理などの農業生産活動等を維持する活動において、371協定に対して支援し、継続的な農業生産活動や多面的機能の維持・確保、耕作放棄地の発生防止が図られました。

続きまして、273ページを御覧ください。

表の一番上の多面的機能支払交付金につきましては、農地周辺の草刈りなどの基礎的な活動を行う農地維持支払において、449組織に対して支援し、制度の取組面積は2万5,449ヘクタールであり、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮が図られました。

次に、274ページを御覧ください。

上から2段目の県営畑地帯総合整備につきましては、えびの市の畝倉地区ほか52地区において、国営関連事業として畑地かんがい施設など

の整備を行いました。

その下の県営経営体育成基盤整備につきましては、宮崎市の村内地区ほか10地区において、水田の区画整理などを行いました。

次に、275ページを御覧ください。

一番下の県営広域営農団地農道整備につきましては、門川町の沿海北部5期地区ほか1地区において、広域農道の整備を行いました。

次に、276ページを御覧ください。

上から2段目の中山間地域総合整備につきましては、高千穂町の上野地区ほか5地区において、農業用排水路や営農飲雑用水施設などの整備を行いました。

次に、277ページを御覧ください。

一番上の県営ため池等整備につきましては、宮崎市の仁庄屋地区ほか27地区において、ため池堤体の改修等や用水路の整備を行いました。

次に、278ページを御覧ください。

一番上の県営水質保全対策につきましては、えびの市の新田・長江浦地区ほか3地において、硫黄山噴火対策として、水質監視・緊急取水停止システムなどの農業用水確保のための整備を行いました。

一番下の団体営耕地災害復旧につきましては、宮崎市ほか21市町村の471か所で、農地や農業用施設の災害復旧を行いました。今後も事業効果の早期発現のため、効率的かつ効果的な事業実施を図ってまいりたいと考えております。

以上が主要施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項につきまして御説明いたします。

再度、決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、5ページをお開きください。

(2)の支出事務についてであります。

指摘事項の3段目の中部農林振興局における「宮崎県単独土地改良事業費補助金について、交付決定事務の大幅に遅れているものが見受けられた」との指摘がございました。

こちらにつきましては、指摘後、進行管理表の作成を徹底するとともに、相互チェックが行える体制の強化を図るなど、複数職員による事業の進行管理を行うことにより、適時適正な事務処理に努めております。

農村整備課からは以上でございます。

○福井水産政策課長 水産政策課でございます。

決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

一般会計の下から4番目の水産政策課の欄を御覧ください。

令和元年度の最終予算額15億8,316万9,000円に対しまして、支出済額は15億5,803万2,387円であり、不用額は2,513万6,613円、執行率は98.4%でございます。

次に、特別会計の水産政策課の欄を御覧ください。

令和元年度の最終予算額2億3,526万3,000円に対しまして、支出済額は60万3,318円であり、不用額は2億3,465万9,682円、執行率は0.3%でございます。

続きまして、資料の31ページをお開きください。

(目)の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

上から3段目の(目)の水産業総務費の不用額が163万6,250円でございますが、これは、主に職員に係る給料等の人件費の執行残でございます。

次に、下から3段目の(目)の水産業振興費

の不用額が989万9,848円でございますが、これは主に次の32ページの中ほどになりますが、負担金・補助及び交付金の新たな外国人受入制度への円滑な移行を支援している農水産業における外国人材定着促進事業の補助金額が確定したことに伴うものでございます。

次に、33ページをお開きください。

一番上の段の(目)の漁業調整費の不用額151万5,498円でございますが、これは、主に漁業調整委員の報酬及び旅費の執行残でございます。

ページ中ほどの(目)の漁業取締費の不用額が182万9,195円でございますが、これは、主に漁業取締船たかちほの燃油代などの需用費の執行残でございます。

次の34ページを御覧ください。

(目)の水産試験場費の不用額が975万8,058円でございますが、これは、主に新型コロナウイルスの影響による県外出張等の取りやめに伴う旅費の執行残や調査中止等に伴う経費等の執行残でございます。

次に、35ページをお開きください。

宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計であります。

(目)の水産業振興費の不用額が2億3,465万9,682円でございますが、この特別会計につきましては、宮崎県歳入歳出決算審査意見書においても、意見・留意事項等をいただいておりますので、後ほど一括して御説明させていただきます。

歳出決算の説明は、以上でございます。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主な事業を御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の281ページをお開きください。

(2)水産業の振興についてでございます。

表の一番上、アマダイの資源回復による沿岸資源の持続的な利用推進につきましては、重要な沿岸資源でありますアマダイの資源回復を推進するため、科学的な資源評価に基づき、種苗の放流や資源管理を促進し、沿岸漁業全体の生産性向上を図ったところであります。

次に、その二つ下の事業、うなぎ資源持続的利用対策につきましては、うなぎ養殖業の許可に伴い設定された池入れ上限量の遵守を図るため、稚魚を池入れする際に立会い指導を行ったほか、河川における密漁の監視等、国が進めているうなぎ資源管理の適正かつ円滑な実施に取り組んだところであります。

次に、その下の漁業取締監督につきましては、漁業取締船たかちほの運航などによる取締りや指導を実施し、本県の漁業秩序の維持に努めたところであります。

次に、282ページをお開きください。

一番上の産地一体型宮崎のさかな競争力強化総合支援につきましては、魚価向上を目的とした宮崎県漁連によるマーケットインの視点に基づく水産加工品の開発や商談会への出展、さらに宮崎のさかなビジネス拡大協議会が行うイベントの開催を支援し、本県水産物の付加価値向上と販路拡大を図ったところであります。

次に、上から2段目の改善事業、水産多面的機能発揮対策につきましては、漁業者を中心とした活動組織が行う藻場・干潟の保全活動を支援し、沿岸漁場の機能の回復と漁業生産の向上を図ったところであります。

次に、上から4段目の新規事業、MIYAZAKI C AVIAR世界ブランド確立支援につきましては、チョウザメ種苗の安定供給を進めるとともに、商談会への出展や香港等への輸出など、キャビ

アの販路拡大の取組に対して支援を行い、宮崎のチョウザメ産業の振興を図ったところであり
ます。

次の新規事業、農水産業における外国人材の
定着促進につきましては、新たな外国人受入制
度への円滑な移行を促進するための受入れ体制
の整備や研修等の支援を行い、雇用型漁業の経
営安定を図ったところであります。

次に、一番下の漁業協同組合機能・基盤強化
推進につきましては、近年の漁業生産の縮小等
により、各漁協の収支及び財務状況の厳しさが
増していることから、経営改善計画を作成・実
行する漁協に対し、信漁連や市町と連携し、信
用事業譲渡の際に借り入れた資金の利子補給を
行うことで、金利負担を軽減し、漁協の基盤強
化を支援したところがございます。

次に、283ページを御覧ください。

上から3段目の水産業試験につきましては、
水産資源関係では、漁海況調査など6課題、増
養殖・漁場保全関係では、アカアマダイの種苗
生産技術の開発など7課題、経営流通・加工関
係では、魚価向上のための高品質化技術の開発
など4課題、内水面養殖関係では、チョウザメ
効率的種苗生産技術開発など4課題、合計21課
題に取り組んだところがございます。

主要施策の成果に関する報告書につきましては
は、以上でございます。

次に、監査における指摘事項について御説明
いたします。

再度、決算特別委員会資料にお戻りいただき
まして、6ページをお開きください。

(3) 契約事務についてでございます。

上から2番目の水産試験場において、「物品購
入に係る契約事務について、請書による契約締

結の行われていないものがあった」という指摘
内容であります。

これは、試験研究に必要な物品を購入した際
に、財務規則に定める請書による契約締結がな
されていなかったものでございます。

今後は、財務規則等の関係法令を再確認する
とともに、契約時におけるチェックリストを作
成し、複数の職員での確認を徹底することによ
り、適正な事務処理を実施いたします。

最後に、別冊資料であります令和元年度宮崎
県歳入歳出決算審査意見書の36ページをお開き
ください。

沿岸漁業改善資金特別会計につきましては、
沿岸漁業改善資金助成法に基づき、県が沿岸漁
業従事者等に対して行う経営改善資金等貸付事
業の経理を行うために設置されたものでござい
ます。

まず、歳入の欄を御覧ください。

調定済額2億3,448万8,318円、収入済額2
億3,448万8,318円となり、収入未済額はござい
ません。

その下の歳出の不用額の欄を御覧ください。

不用額が2億3,465万9,682円ありますが、
これは主に貸付金の執行残でございまして、翌
年度に繰越しを行い、過年度貸付けに対する償
還金と併せて、翌年度の貸付財源となっております。

最後に、一番下の意見・留意事項等にありま
すとおり、「歳出予算現額2億3,526万3,000円と
支出済額60万3,000円に乖離があることから、よ
り一層の資金の有効活用が望まれる」との意見
であります。

歳出予算現額と支出済額に乖離が生じた原因
は、当初予定していた貸付額に対し、貸付実績

額が少なかったことによるものであります。

近年は、本資金の対象となるエンジン等の機器に対する国の補助事業が創設された一方、本資金との併用ができないことも貸付実績が減っている要因となっております。しかしながら、当資金は漁業者の経営安定や就業者の養成確保を図る上で、大変有効な資金でありますことから、今後とも引き続き農林振興局や関係団体と連携して、一層の資金活用について周知を図ると同時に、本資金の利用促進に向けて、国の地方分権改革有識者会議において検討が進められている本資金制度の見直しの動向も注視し、さらなる貸付実績の向上に努めてまいります。

水産政策課からの説明は、以上でございます。

○坂本漁村振興課長 漁村振興課でございます。

決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

漁村振興課は、一般会計のみでございます。

一般会計の下から3行目の漁村振興課の欄でございますが、令和元年度の最終予算額66億9,505万9,400円に対しまして、支出済額は34億9,945万2,337円であります。

翌年度への繰越額は29億4,421万5,000円、不用額は2億5,139万2,063円であります。執行率は52.3%で、繰越額を含めた執行率は96.2%でございます。

次に、決算事項別の明細について御説明いたします。

36ページをお開きください。

(目) 水産業総務費の不用額が145万8,745円であります。不用額の主なものは、県単独費で支出を予定していた人件費の一部を補助公共事務費に振り替えたことによるものであります。

次に、(目) 水産業振興費の不用額が2億403

万858円、執行率は59.3%、翌年度繰越額を含めますと85.4%であります。

37ページをお開きください。

不用額の主なものは、ページ中ほどの負担金・補助及び交付金でございますが、種子島周辺漁業対策事業補助金の事業費確定に伴う執行残や、コイ養殖場で、コイヘルペスウイルス病の発生がなかったことにより、コイの処分費用等が不用となったことによるものであります。

次に、(目) 漁港管理費の不用額が156万9,710円、執行率は70.1%で、翌年度繰越額を含めますと99.3%であります。

38ページを御覧ください。

不用額の主なものは、2行目の委託料でございますが、海岸漂着物の回収・処理等に係る費用の執行残などによるものでございます。

次に、(目) 漁港建設費につきましては、執行率は47.9%で、翌年度繰越額を含めますと99.9%であります。

39ページをお開きください。

次に、(目) 漁港災害復旧費2,772万9,000円及び40ページの(目) 水産災害復旧費1,561万1,000円の2つの(目)は、漁港施設や水産施設の被災に対する復旧予算として計上しておりましたが、令和元年度は、漁港施設、水産施設において災害がなかったため、全額不用額となっております。

続きまして、主要施策の成果について、主な事業を御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の285ページをお開きください。

上から2段目の内水面漁業振興対策では、県内の主要河川において、アユやヤマメ等の種苗放流を実施したほか、魚道機能の改善を図るた

めの簡易な改修など、資源の増殖につながる内水面関係者の取組を支援したところであります。

下から2段目の新規事業、みやざきの養殖成長産業化プロジェクトでは、養殖期間の短縮を実現するために、成長等に優れたマダイ及びカワハギの人工種苗を従来よりも早い時期に生産する技術開発に取り組んだところであります。

この結果、従来よりマダイで2か月、カワハギで3か月の早期生産に成功しましたが、カワハギについては生残率で課題が残る結果となり、今後、改良を加えて取り組んでまいります。

一番下の新規事業、優良なカンパチ人工種苗供給体制確立では、養殖業者からニーズの高い全長20センチ以上の大型のカンパチ人工種苗生産に取り組み、計画の3万尾に対しまして4万尾を生産し、県内養殖業者へ供給することができました。

286ページをお開きください。

上から2段目の新規事業、沿岸漁業経営資源承継円滑化では、今後増加が予想される中古漁船や漁具等の漁業経営資源を沿岸漁業の新規就業者等に円滑に承継する仕組みづくりに取り組みました。

この結果、漁船1隻、漁具3件を次の担い手に引き継ぐことができました。

上から3段目の新規事業、みやざき農水産業人材投資では、新規就業者のスムーズな就業と定着を図るため、着業時の負担軽減に資する資金交付制度を創設し、親元就業予定者1名に準備型資金を交付しました。

また、新規就業者と親元就業者それぞれ1名ずつ、計2名に対し、経営開始型資金を交付し、経営の安定を支援いたしました。

上から4段目の高等水産研修所では、優れた

漁業就業者の養成、資格取得等のスキルアップのための研修、及び一般県民に対する本県漁業の紹介や高等水産研修所への理解を深めていただくための研修を行っております。

令和元年度は、本科生10名と、専攻科生18名が入所し、漁業就業に必要な様々な技術、知識、船舶免許などの資格の習得に努めたところであります。

また、専攻科生のうち短期生16名は、既に漁業等に就業している方であり、かつお船やまぐろ船の船長や機関長になるための国家資格であります海技士免許取得のための研修を行ったところであります。

令和元年度は、本科生6名と専攻科生のうち短期生を除いた1名の計7名が漁業に就業しております。

一番下の水産基盤整備の漁場では、日向灘沖合に来遊するカツオやマグロ等の回遊資源を滞留させ、操業の効率化を図るための表層型浮魚礁を更新するとともに、機能が低下している既存漁場の機能強化を図るため、魚礁設置前の測量調査及び魚礁の製作設置を実施したところであります。

287ページを御覧ください。

上から2番目の水産基盤整備の漁港では、水産物供給基盤機能保全事業において、老朽化により更新が必要となった漁港施設の長寿命化を図るため、野島漁港ほか10港で老朽化対策工事を実施しております。

また、漁港施設機能強化事業では、島野浦漁港ほか5港で、地震・津波対策工事の実施とともに、水産生産基盤整備事業において、川南漁港の防波堤工事を実施しております。

漁港施設の整備につきましては、引き続き、

防波堤等の整備を推進するとともに、地震・津波対策として粘り強い構造化など、施設の強化対策に取り組んでまいります。

以上が、主な施策の成果でございます。

最後に、監査における指摘事項について御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

(1) 収入事務については、県立高等水産研修所において、「自動販売機設置に係る公募型財産貸付料の調定が行われていなかった」との指摘がございました。これは、4月1日に調定を行うべきところを失念しておりました。これについては、直ちに調定事務を行いました。

次に、(2)の支出事務についてですが、「一ツ瀬川アユ漁場環境調査業務委託について、検査が不十分であるとともに、概算払いで支出した委託料の額の確定が行われていなかった」との指摘がございました。これにつきましても、直ちに額の確定処理を行いました。

適正な事務処理に当たっての進捗管理と確認不足によるものであることから、今後は、組織で適切な事業執行の管理を行い、事務遅延のないよう、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

漁村振興課は以上でございます。

○河野畜産振興課長 畜産振興課でございます。

決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

畜産振興課におきましては、一般会計のみを計上しており、下から2行目の畜産振興課の欄になります。

令和元年度の最終予算額の計は48億9,437万5,887円、その右の支出済額は45億7,579

万3,196円となっております。

翌年度への明許繰越額は1億6,959万3,000円、不用額は、右から3列目、1億4,898万9,691円、執行率は93.5%、繰越額を含めた執行率は97%となります。

続きまして、41ページをお開きください。

決算事項別の明細につきましては、まず、上段の(目)畜産総務費ですが、右から3列目の不用額が153万631円であります。これは、職員の人件費に係る執行残であります。

次に、中ほどの(目)畜産振興費ですが、右から3列目の不用額が1億4,732万6,180円、執行率が90.7%、繰越額を含めると、括弧書きの95.7%であります。

不用額の主なものは、次の42ページの2行目、負担金・補助及び交付金で、畜産競争力強化整備事業、いわゆる畜産クラスター事業の実施において、事業実施主体からの事業の取下げや入札残等によるものであります。

続きまして、主要施策の成果でございます。

成果報告書の290ページをお開きください。

中段の施策推進のための主な事業及び実績の表を御覧ください。

畜産競争力強化整備、いわゆる畜産クラスター事業では、地域での生産性向上や増頭に向けた取組として、畜舎や堆肥舎等の整備及び家畜の導入を支援しました。そのため、生産基盤の強化が図られ、県内の繁殖雌牛頭数は増加しております。

続きまして、291ページを御覧ください。

表の下段の改善事業、みやざき畜産生産性向上対策では、畜種に応じた高度な技術を有する指導者として、畜産マスターを育成し、個々の農家への指導体制を強化いたしました。

続きまして、292ページをお開きください。

1段目の新規事業、「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進では、中山間地域に担い手を呼び込むため、市町村等による受入れ計画の策定や新規就農者等の就農に向けた初期整備等を支援いたしました。

次に、3段目の宮崎県肉用牛改良総合対策では、本県肉用牛のさらなる改良を図り、宮崎牛の品質向上や繁殖雌牛の能力向上により、肉用牛生産基盤の強化を図りました。

次に、4段目の改善事業、「日本一宮崎牛」による販売促進総合対策では、宮崎牛のさらなるブランド力の強化を図るため、国内や海外におけるイベントやPR等の取組を支援いたしました。

続きまして、293ページを御覧ください。

1段目の改善事業、「宮崎ブランドポーク」イメージアップ・販路拡大推進では、宮崎ブランドポークの肉質分析や官能評価でのおいしさの数値化を進めますとともに、認知度向上や県内外への販路拡大の取組を支援しました。

最後に、再度、決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、5ページをお開きください。

監査における指摘事項でございます。

指摘項目(2)支出事務の上から2行目、2022年全国和牛能力共進会対策事業費補助金について、交付決定事務が大幅に遅れていたという指摘内容でございます。

今後は、補助金事務を取り扱う職員に会計課で行う研修を受講させるとともに、監査等で指摘のあった事例等について、再度全職員に周知を図り、再発防止に努めてまいります。

畜産振興課は以上でございます。

○丸本家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でござ

います。

お手元の決算特別委員会資料の3ページを御覧ください。

家畜防疫対策課におきましては、一般会計のみを予算計上しております。

一般会計の一番下、家畜防疫対策課の欄を御覧ください。

令和元年度の最終予算額は12億977万3,000円で、支出済額は6億7,759万9,589円となっております。

翌年度への明許繰越しは3億4,085万3,000円、不用額は1億9,132万411円となっており、執行率は56%で、繰越額を含めた執行率は84.2%となっております。

次に、決算事項別の明細につきまして御説明いたします。

最終44ページをお開きください。

当課におきましては、上から3行目の(目)家畜保健衛生費のみでありまして、不用額及び執行率は、先ほど申し上げたとおりでございます。

不用額の主なものといたしましては、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合の初動防疫に要する経費を予算計上していましたが、これら伝染病の発生がなかったことによるものでございます。

続きまして、主要施策の成果についてであります。

成果報告書の296ページをお開きください。

表の1番目、改善事業、全国のモデルとなる家畜防疫対策につきまして、県内へのウイルス侵入防止対策をより強化するため、水際団体が行う靴底消毒などに対し、消毒資材の導入支援を行うとともに、地域防疫の核となる市町村

自衛防疫推進協議会に対し、防疫資材の導入支援を行いました。

また、口蹄疫埋却地のフォローアップ対策として、営農に支障を来していた湿畑改善のための排水対策等の整備を行いました。

続きまして、表の一番下、新規事業、アフリカ豚コレラ等緊急総合対策につきましては、国内で流行した豚熱、東アジアで大流行したアフリカ豚熱に対応し、野生動物の侵入防止対策を強化するため、県内全ての養豚農場で防護柵の設置を進めるとともに、野生イノシシにおける豚熱ウイルスの検査を拡充いたしました。

これらの事業で、農場の飼養衛生管理基準の遵守を推進しておりますが、昨年度は遵守率が91.2%となりました。これは、農場の飼養衛生管理基準が、より厳格化されたことによるもので、今後も新しい基準を踏まえ、農場防疫レベルの向上を図ってまいります。

297ページを御覧ください。

2番目の畜産の基盤を支える獣医師の安定確保推進につきましては、県職員獣医師を確保するため、各獣医系大学での就職説明会への積極的参加や家畜保健衛生所職員による出張講義、インターンシップの受入れ等を通して、県職員獣医師のやりがいや魅力を発信するとともに、修学資金の貸与事業等を実施しました。今後も県職員獣医師の安定的な確保に努めてまいります。

最後に、監査における指摘事項については、当課は該当ございません。

家畜防疫対策課からは以上でございます。

○日高主査 執行部の説明が終了いたしました。令和元年度決算に関する質疑はございませんでしょうか。

○窪菌委員 273ページの多面的機能支払交付金、国の事業ですけど、これは、もう今年で17～18年になるんですかね。まだ今後こういったのが続く見込みがあるのかどうか、こういった感じなんですか。

○酒匂農村整備課長 この多面的機能支払交付金につきましては、*平成28年に日本型直接支払制度ということで法制度化されておりますので、この制度につきましては、ずっと続くような形になろうかと思えます。

○窪菌委員 非常にこれはありがたい制度で、もう今高齢化で、排水溝や用水路なんかの草刈りとかはなかなか人がいない。いても結局もう若い人たちの負担が大きくなって。高齢ですからもうなかなか行かない部分があるんですけども、このおかげで何とか維持できているというふうな状況だろうと思うんです。どこでも。

こういったものは、ぜひ続けてやってもらいたいなと思っているので、もし、またいろんな機会がございましたら、ぜひそういった要望もお願いしておきたいなと思っていますので、よろしく願います。

○酒匂農村整備課長 多面的機能支払交付金につきましては、そういった草刈りとか、泥上げなんかに関しましては、農地維持支払いということで行われておりますけれども、やはり農家の方々が非常に少なくなってきているということで、農業者以外の方も含めまして、こういった活動をすることが大きな狙いとなっておりますので、地域全体としてこういった農業用施設を守っていく、いわゆる地域の施設を守っていくという取組が各地域で行われております。一つの集落では非常に厳しいということもござい

※次ページに訂正発言あり

ますので、やはり広域化とかを図りながら、今後もまた進めてまいりたいと思っております。

すみません。先ほど、日本型直接支払制度を、私は「28年度から」法律が制定されたと申し上げましたけれども、「平成27年度から」でございました。失礼いたしました。

○窪菌委員 276ページの一番下の小水力発電の説明がなかったんですけど、高原町と高千穂町ということですが、規模的にどれぐらいの規模なんですか。もうできているんですか。

○酒匂農村整備課長 小水力発電につきましては、大体農業用水のいわゆる余り水を使ってやるものですから、この高原町の狭野地区におきましては、大体最大出力が20キロワット程度、そして高千穂町の畑中地区につきましては、最大出力が50キロワット弱というふうな施設でございます。

○窪菌委員 そうしますと、これの電気は売電なんですか。それともその施設で使う分なんでしょうか。

○酒匂農村整備課長 こういった農業用小水力発電につきましては、売電しまして、そのお金を土地改良区の維持管理費に充てるというふうな手法を取っております。

○窪菌委員 県内どこもそういったような手法でやっていらっしゃるんでしょうか。

○酒匂農村整備課長 農業用水を活用した小水力発電につきましては、令和元年度までに11か所で整備されております。大きなものと、小林の浜ノ瀬ダムの発電所とか、大規模のものもございますけれども、基本的には、土地改良施設の維持管理費ということで、土地改良区の中に収入として入れまして、そして維持管理費として使うというふうなこととか、あと小さく

なりますと、地域の防犯灯とか、そういったものに活用されたりということで、やはり地域の活性化に寄与するようなことで、今この事業は活用されております。

○窪菌委員 費用面の話なんですけど、費用対効果といった部分はどう考えていらっしゃるんですか。

○酒匂農村整備課長 なかなか費用対効果は厳しいところがございます。ですから、地域の活性化に資するものというようなことで、この事業は行っております。そういうことで、県が55%を補助しまして、地域が45%負担するといったことで、今事業がなされております。

○窪菌委員 分かりました。

○有岡委員 284ページの取締り活動の状況の中で、違反検挙件数が1件と注意指導件数が13件、数は減ってきているわけですが、内容をお尋ねします。

○西府漁業・資源管理室長 まず、この284ページの一番下の表の令和元年度の数値でございますけれども、違反検挙件数1件とございますのが、令和元年度はイセエビが9月1日に解禁になるということで、4月15日から8月31日までは採捕が禁止になっているんですけれども、この採捕禁止期間に、正確に言いますと、7月に宮崎港でイセエビを1人の方が採捕されていたということで、検挙した事例でございます。

それから、注意指導件数13件でございますけれども、これは漁業取締船たかちほの職員が、実際にたかちほで巡回指導しているときに、例えば遊漁者に対する注意指導、これは高鍋と川南の間に、まき餌の禁止区域があるんですが、その禁止区域付近で一般の遊漁者が釣りをしていたと。違反には当たらないんですけれども、

まき餌をすることで違反になるので、その分について十分注意するようという事で指導したという事案でありますとか、例えば串間に養殖場がございますが、この養殖場の中についても、採捕、一般の釣りが禁止されているんですけども、その周辺で一般の方が釣りをしていたと。ちょうど区域の中に入っていなかったんですけども、そのぎりぎりのところでやっていたので、それに対して注意指導をかけたというような事例が13件という事でございます。

○有岡委員 全国的には、豚とか、ヤギとか、いろんなものが盗難に遭うような事態になっていまして、そういった意味では、今後こういった分野もやはり注意しながら取り組んでいただけたらと思っております。

それともう一点、関連しまして、これは市からの要望の中の表現なので、教えていただきたいんですが、令和元年度から水産業人材投資事業で、新規就業者に対する経営開始初期の経営安定対策を実施されたとありますが、これはどういう支援なのかを教えていただければと思います。

○坂本漁村振興課長 今、お尋ねの人材投資事業でございますけれども、新しく漁業に就業される方が、しっかりと就業をして、しっかりと定着していただくために資金を交付するという制度でございまして、2つ種類がございます。

準備型といいますのは、高等水産研修所に在籍して1年間、正確には11か月ですけれども、在籍した方で親元就業をされる生徒さんに、市と町を合わせて137万5,000円が支給されるものでございます。

経営開始型につきましては、親元で就業されたり独立をされる方に、県と市町を合わせて100

万円が支給されるという制度でございます。

○有岡委員 ちなみに、人数的にはどれぐらいの方が令和元年度は利用されたのか、参考にお尋ねします。

○坂本漁村振興課長 令和元年度につきましては、準備型が2名、開始型が1件で1名でございます。合計は3人でございます。

○有岡委員 ありがとうございます。

○高橋委員 親元就業者へも開始資金を出すんですね。たしか農業はこれは駄目でしたよね。

○坂本漁村振興課長 国の制度におきましては、親元への就業であります。漁業、農業も対象外でございまして、そここのところを県において対応しているというところで、農業も漁業も一緒でございます。

○大久津農政水産部長 農業経営支援課の256ページの中ほどのみやざき農水産業人材投資、これも親元就農ということで、水産業も併せまして国の対策がないということで、市町村からも要望等もあつて新しく県単で起こしたものでございます。

○高橋委員 県単ね。国は駄目なのね。ありがとうございます。

○日高主査 水産政策課、漁村振興課について、関連でありますでしょうか。

○高橋委員 有岡委員も言っていたけど、盗難とこれは違いますもんね。漁業関連法令違反とまた全然別個のものですよね。去年も青島の漁協でごっそり持って行った人がいたけど、あれはまたこの法令とはまた別の意味の窃盗ですもんね。今年はある見かけない。まだ聞いていませんね。

○西府漁業・資源管理室長 漁業取締船での漁業取締り、知事部局が行う取締りといひますの

が、漁業関係法令違反です。漁業法に基づくものであったりとか、そういった漁業関係法令違反でありまして、窃盗はまた刑法違反なので、そっちのほうで対応ということで、知事部局の対応外でございます。

○高橋委員 はい、了解。確認でした。

○窪菌委員 281ページのうなぎ資源の持続的利用対策ですが、144件の流通調査と、それから監視が152日。これは金額も5,900万円程度ということで非常に大きなお金なんですけど、ウナギの稚魚の流通調査だから、池に入れる分だろうと思うんですが、今、ウナギの実態はどうなんですか。

○西府漁業・資源管理室長 ウナギの流通の実態でお話しをさせていただきますと、宮崎県では、流通は正規にきちんと動いておりますけれども、全国的に言いますと、まだ3割程度が行方知れずのウナギが養鰻業の池に入っているという実態でございます。

○窪菌委員 今実際に監視されて、これを入れる分はどういうふうになっているんですか。

○西府漁業・資源管理室長 この事業から先にお話しさせていただくと、この事業といたしますのが、実際に県内のウナギ稚魚を採捕された方から組合を経由して、養鰻池に入るまでの過程が、正規の正しい流通で行われているのかを内水面振興センターに委託して調査するものでございます。

それぞれの調査の内容が、県にどれだけの採捕量があったとか、どれだけの数量が池に入ったかという報告がありますので、その数字が正しいかどうかを追っかけて調査するというところでやっているとございます。

○窪菌委員 養鰻の方々には、稚魚、シラスのほ

うは今満杯状態なのか、それともまだ足りないのか。流通の中でその辺りはどうなんですか。

○西府漁業・資源管理室長 令和元年度に採捕されたシラスを県内の養鰻業者が受け入れた数量は3.5トンございまして、ここ数年では一番多かったということでございます。そのうちの12%が県内で採捕されたシラスのウナギの稚魚。それ以外は県外、国外から仕入れた量ということでございます。

○窪菌委員 国外もあるんですか。例えば、フランスウナギとかがありますけど、ああいうのがやっぱり入っているんですか。

○西府漁業・資源管理室長 令和元年度産については、国外が3トンぐらい入ってきておりますけれども、これは日本で採捕される日本ウナギと同じ種の日本ウナギでございまして、国外は香港を主体に入ってきてございます。

○窪菌委員 輸入に関しては、資源はあるというふうに受け取ってよろしいんですか。

○西府漁業・資源管理室長 国外でも、例えば東南アジア、日本で採られるウナギの種類は日本ウナギでございまして、これについては一様に減少傾向ということで、絶滅危惧種には指定されているということでございます。ですから国外の日本ウナギについても減っているということでございます。

○窪菌委員 次の285ページの内水面漁業の話なんですが、五ヶ瀬川ほか18の河川でアユとヤマメを放流したということですけど、これは毎年これぐらいの量で推移しているんですか。

○坂本漁村振興課長 内水面漁業振興対策のうちの種苗の放流につきましては、河川放流の実績といたしましては、おおむね例年同じ量で推移しております。

○窪菌委員 例えばアユで9トン、ヤマメが2トン半ということですが、こういった内水面の稚魚の放流する予算はどういったものが原資になっているんですか。

○坂本漁村振興課長 県が行っております放流の予算ですけれども、昭和29年に県と九州電力との契約に基づきまして、県が行います放流事業に九電が協力するということで、それを財源といたしまして、五大河川——五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川に対する放流の原資としております。また、中小河川につきましては県単で一部負担しております。

○窪菌委員 稚魚代は九電から直接なんですか。それと、これの年間の予算はどれぐらいになるんですか。

○坂本漁村振興課長 九州電力からの資金は、一旦県に入ります。そして県が内水面漁連に委託して、放流いたします。九電部分が去年は7,000万円、県単部分が300万円でございます。

○窪菌委員 7,300万円ということですか。

○坂本漁村振興課長 合計でそのようになりませう。

○窪菌委員 当初予算で2億3,800万円というのはどういうことですか。これは全ての対策費としての予算ですか。

○坂本漁村振興課長 このうち、コイヘルペスウイルスのための予算につきましては、コイヘルペスウイルス病が発生しなかったことにより、1億3,800万円余が不用額となっております。この中には、それが大きい部分となっております。

○窪菌委員 アユを放流させていただくんですけど、なかなか採るところまでいかないんですよ。というのは、カワウがやっぱり食べてしまうという悩みが一つあるんです。

ふだんはカワウは、ほとんど保護区に入っているんですよ、昼間は。もう知っているんですよ。ですから夜になって出てきて、潜って食べるらしいんですが、厄介な鳥で、林家に近い、あるいはなかなか夜は鉄砲が打てないということで、駆除が難しいんですが、これは何とかならないものなんですか。例えば、五ヶ瀬のアユでもかなりたくさん放流がされるんですけど、ほとんどカワウの餌になっているというような実態の話をお聞かせんですが、その辺りの話はどうなっているんですか。

○坂本漁村振興課長 御指摘のとおり、近年カワウの来遊が多く、アユを中心に川の内水面の資源の被害があるということで、県といたしましては、昨年からはカワウの実態調査を内水面振興センターに委託して、5か年計画で、対象河川でのねぐらとか、飛んでくるカワウの調査、あとはコロニーとかの調査を順次行っていく計画で取り組んでおります。

また、その中で有効な対策等が、いろいろ治験があり、出ればそれを試してみるとか、そういうものを内水面漁協と一緒に取り組んでいく予定です。

○窪菌委員 資源の確保という面でも、小魚がいなくなるとか、そういうのもあるみたいですので、ぜひカワウの態様の調査も必要なんですけど、並行して早く対策を打たないと、増える一方です。

ほとんど見なかったんですけど、この頃はよく昼間でも見るような状況ですので、早く対策を打ったほうがいいのかと思います。よろしく願いしておきます。

○坂本漁村振興課長 被害軽減の対策につきましても、今年度からいろいろ検討して取り組ん

でいくことにしておりますので、引き続き、よい方法ができるように頑張りたいと思います。

○有岡委員 ー昨年設置した海洋レーダーですが、昨年度の報告では、漁場の海域の水温とか、流速とか、波の高さとかが分かることによって、漁に出る出ないとかを判断して、経費削減に貢献しているという話があっているんですが、その後、何か変わったもの、また成果が上がっている、場合によっては、ほかの地域でまた試してみようとか、そういったお話になっていないのか、そこら辺をお伺いします。

○林田水産試験場長 海洋短波レーダーにつきましては、御承知のとおり、昨年から運用を開始しまして、現在、ホームページで情報を提供しておりますが、水産試験場で提供している情報ページでのアクセス件数では、2番目のアクセス件数ということで、非常に利用が広まっているところでございます。

今年度も、各漁協に向けて、有効な活用法等を紹介して回ろうと思っていたんですが、残念ながらコロナの関係で、現在そちらは中断しているところでございます。

また、それ以外のいわゆるスマート漁業といえますか、情報化サービスへの取組として、これは海洋モデルといたしまして、コンピューターでシミュレーションをして、将来予測をして情報提供していくような技術の開発ですとか、それから漁船が沖を走っている漁船から、魚探のデータをダイレクトに収集して、これを使っていろんな調査とか情報発信をしていこうとか、そういった技術開発について現在取り組んでいるところでございます。

○有岡委員 どうぞよろしくお願ひします。

○横田委員 家畜防疫対策課にお尋ねします。

アフリカ豚コレラ等緊急総合対策ですが、さっき聞き漏らしたかもしれませんが、91.2%という数字が出たと思うんですが、これは全農場に対する進捗が91.2%になったということなんですか。

○丸本家畜防疫対策課長 この91.2という数字は、巡回しました農場の中で、30項目ぐらいある飼養衛生管理基準の項目で、1項目でも不備があるところを不備農場という形で、それ以外のところが遵守できているということで、遵守できているのは91.2%と、それ以外のところで1項目だけでも不備があった場合にはこういう数字になると。

○横田委員 ということは、防護柵の設置がそれだけ進んでいるというわけじゃないんですね。

○丸本家畜防疫対策課長 この数字については、防護柵のところにはまだ入っていない前の段階の数字でございます。

○横田委員 ということは、決算額の3億6,000万円という費用がありますが、防護柵にはまだ全然手をつけていないということですか。

○丸本家畜防疫対策課長 防護柵は、順次設置されていまして、現状では約8割の農場で設置が進んでいるところでございます。ただし、昨年度の飼養衛生管理基準の中には、その項目がないので、それができていなかったとしても不備ということにはならないということで、それはカウントせずに別の項目が厳格化がされたということで、今回については一昨年度よりも少し下がった数字になっています。

○横田委員 防護柵がどれだけ進捗しているかを聞いたかったんですけど、80何%はもう進んでいるということですね。分かりました。

アフリカ豚コレラは、県内1か所でも入った

ら、もう大変なことになります。全農場がしっかりと対策を取ることが絶対必要だと思いますので、一日も早く全農場が、100%の対策を取れるように努力をしていただきたいと思います。

それと、牛伝染性リンパ腫対策ですけど、地域ぐるみでの取組によって一定の成果が得られていると書いてありますが、一定の成果というのは、子牛の価格がある程度差別化されてきていると理解してよろしいのでしょうか。

○丸本家畜防疫対策課長 取組が進んでいる、この説明としては、当初は口蹄疫で被害に遭った児湯地域、あるいは高千穂地区というところで取組が進んで、正常化が図られているという状況が確認されていて、それが順次、ほかの地域にも広がっているということで進んでいるということです。

○横田委員 ということは、価格の面で差別化が見られるとか、そういうことではないわけですね。

○丸本家畜防疫対策課長 そういう意味ではございません。

○横田委員 これに対しては、JAとかからも、例えば鹿児島県と差をつけるために、全県下の取組をすることが大事なので、県にもぜひ助成してほしいという要望もいただいていますので、そういう方向でまた取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○窪菌委員 防疫のお話で、牛伝染性リンパ腫、BLの話なんですけど、これは、今県内どこの地区もBLの検査を始めたというようなことでして、上場する牛全てじゃなくて、必要なものをしていくということですが、それか正常化していこうという考え方だろうと思いますが、県内の今の取組状況と、全国的に見て、これはどう

いった取組がされているのか。また、農水省あたりの指導はどうなっているのか、教えていただけますか。

○丸本家畜防疫対策課長 先ほども少し説明しましたけれども、高千穂地区は、母牛の検査からということで、地域の母牛の全頭検査というふうな形で進めてまいりました。

それ以外に今児湯地域の一部で、子牛上場牛の雌子牛についての検査、同じような形で宮崎中央管内、それから西諸地区というふうなところで順次されています。それ以外の地域についても、協議会を立ち上げるなど対策を進める準備をしているというふうなことで、それ以外に個別の獣医師の判断で農場と一緒に正常化に取り組んでいるという農場もありますので、今は県内の状況としてはそういう形で、生産者の理解を得ながらやらないとうまくいきませんので、順次準備が整ったところから進めているというふうな形です。

全国的には、我々もほかの地域でどれぐらい取り組まれているかを正確に把握はしていないんですけども、あまり大きな地域単位でやっているということではなくて、例えば10軒ぐらいの農場が何人かの獣医さんと連携してやっているとか、あるいは個別の農場が正常化に取り組んで、当初2～3割いた幼生牛が全部なくなって正常化できたとか、そういう報告事例はあるんですが、具体的な詳細までは把握しておりません。

○窪菌委員 これは法定伝染病じゃないんですよ。ですから自主ということになると思いますが、家畜市場がどういった方向で取り組むのか、その辺りの判断だろうと思うんですよ。僕は最初これをするとやったとき、もう多分これ

は牛がいなくなるぞということで、「おまえたち、そんなことをすれば、資源がなくなるじゃないか」ということを何人かに話したことがあるんですけど、そういったブランド牛として、それを肥育農家に提供したいという気持ちは分かるんですけど、よく分かるんですけど、一つの疾病なんですけど、子牛生産者だけにそれをかぶせるのもいかなものかなと感じているんです。共災のあれを見ても、非常に死亡事故が多いんですよ。特にそういった小さいうちに、哺乳期間あるいは分娩の事故が多いわけですけど、それは全て生産者が払っているんですよ、今は。生産者が全部見ているわけです。

もちろん、肥育農家もそういった事故があると思いますけれども、やはり死亡事故とか、そういったもののリスクは、全て生産者側に持っていくのではなくて、共有していくべきだと私は思っているんですけど、どうもどこの市場も購買者を中心に考えたような物の考え方をやっているんですけど。昔からそういう傾向にあったとは思いますが、それをやって成功したところはあまりないんですよ。

例えば、早期出荷を昔やったことがあります。早期出荷をやったけど、どこが成功したか、どこもしていません。いろいろやったけど、結局それは購買者が安く買おうという手段ですよ。そういうのに先導されて、いい成績ばっかり上げて、それを基準にしてやらせた。そういうことも近頃ありました。

ですから、この疾病も同じような考え方かなと。ちょうど私自身もそのとき市場を担当していましたから、うちはJAと話し合っただけで、そういうことはもう絶対にさせんと、させたら市場は潰れるよというふうな話でやらなかった。

結局それが正解だったということもあるんですよ。

いろんな革新的な技術が入ってくるんですけど、成功するのはなかなか難しいもので、厳しいところがあるんです。やっぱりこの疾病もそういうことが僕はあるのかなという気がしてならないんです。ブランドをつくろう、みんなで頑張ろうという気持ちはよく分かるんですけど、それを全ての生産者たちに押しつけてやるのが、どうかなと思っているんです。自然と淘汰しながらやっていく方向に今どこも切り替えたようなんですけど、そういった方向で進めていただきたいなと思います。

一遍にやると、もう本当に資源はなくなりますよ。高千穂は、母牛全頭にした、したい人はやりますよということでやっているんですけど、こういった部分が振興につながるのかはなかなか厳しいと思いますので、その辺りも保健所あたりと連携しながら一緒にやっていく。どうしてもしてくれというなら、もうしようがないと思いますけれども。もちろんしないといけませんが、その辺りの連携も取りながら、また国の指導も仰ぎながらやっていかれたほうがいいのかなという気はします。その辺りは、どういうふうに感じていらっしゃいますか。

○丸本家畜防疫対策課長 このBLという病気に関しては、当初、どういう病気かということが、多くの方にあまり理解されていない状況の中で、無理に進めることについては、やっぱり拒否反応みたいなものが多く出ていました。

ただ、現状としては、そこまで怖がる病気ではないと。やるべきことをやれば、いずれ正常化できると。早急にやろうとすると負担が大きくなりますので、時間をかけて少しずつやって

いくという形で、地域の了解を得ながら今後も引き続き正常化を目指して取り組んでいきたいと思っております。

○窪菌委員 一方的にそういった検査を進めるんじゃないで、例えば早期に乳を離すとか、そういった方法があるわけですから、その辺りを市町村、JAあたりの技術員、どうもこの肥育サイドで物事を考えていくような気がしてならないんですけど、それも生産者を守る上では大事なことだと思いますので、よろしく願います。

○高橋委員 説明があったかもしれませんが、獣医師の確保ですよ。これは順調なんですか。当初予算がもしかしたら、まだこれ以上あったのかなと思ったりして、確認します。

○丸本家畜防疫対策課長 当初の10年前の計画から、家畜保健衛生所の獣医師を*20名程度増やすということで取り組んでまいりまして、現状で言いますと、再任用の職員を含めて16名増やすというところまで来ております。ただ、20名には届いていないので、引き続き、獣医師確保にも努めていきたいと思っております。

○高橋委員 その20名増やすというところの意味合いですけど、退職者が出るわけだから、年度によって20名を確保して、また20名確保でその県職員獣医師は維持できるということでしょうか。

○丸本家畜防疫対策課長 今言いましたのは、当時いた人数プラス20名増やしましょうというような形で、今まで採用してきた人数は、20名を超える人数を採用しております。

○高橋委員 意味が分かりました。でも、令和2年度の当初予算を見ると、がくっと落ちているんです。これは、それなりに確保が進んでき

たので——令和2年度の予算が950万円じゃないですか。これは多分ほとんどが貸与の資金だと思うんですけど。

○丸本家畜防疫対策課長 ある程度進んできたこともありますし、予算的などころもありますし、以前ほど修学資金を大量に貸さないというふうなことにもなってきていると。理由としては、修学資金を借りていただける方がなかなかなくなってきているというのも一つありまして、以前は、宮崎県が修学資金を積極的に活用していて、かなりの人数を毎年確保していたんですけども、各県が同じような仕組みを導入して取り合いになっているということなので、なかなかそこも難しいというふうな状況になっているのが現状でございます。

○高橋委員 各県の条件というのは、もう横並びなんですね。財政的に余裕がないと、貸付けの内容も手厚くできないと思うので、各県の、貸付けの条件は似通っているんですね。

○丸本家畜防疫対策課長 基本的には、国の制度を活用しておりますので、同じような形になっているんですが、我々のところでは、国立大学も私立大学も同じ一月当たり10万円というふうな形で修学資金を貸与しています。しかし、国の制度としては、私立大学については18万円を上限としておりまして、ほかの県ではそのようにしているところもございます。

○高橋委員 分かりました。

○星原委員 292ページの畜産振興課なんですけど、この「日本一宮崎牛」による販売促進総合対策ということで、指定店とか、取扱店とか、消費拡大キャンペーンとかいろいろ大きく取組をされているようなんですが、これはもう県内

※76ページに訂正発言あり

だけではなくて、県外、海外までそういう店舗を広がっているということなんですか。そうであれば、県内、県外、海外、どういう形になっているのか、中身を教えていただくとありがたいです。

○河野畜産振興課長 日本一宮崎牛の取組内容ですけれども、まず指定店ですが、国内外で548店舗ございます。これは宮崎牛です。ハーブ牛の取扱店が38店舗でございます。

それぞれ国内対策、海外対策ということで、国内におきましては、国内指定店でフェアや、キャンペーン、イベント等を実施していただいております。

海外においても、今回、令和元年度の事業の取組といたしましては、イギリスのロンドンでの宮崎牛フェアを2月に実施いたしました。そのほか、宮崎牛のブランドブックというものをつくりまして——これは3か国語ですが——これを海外の指定店等に配付しております。

指定店の店舗数につきましては、令和元年度でございますと、県内が137店舗、県外が176店舗、海外が12店舗でございます。

レストランにつきましては、県内が84店舗、県外が69店舗、海外が70店舗でございます。

○星原委員 今、それぞれ県内、県外、そして海外までということで販路開拓されているということなんですけど、去年ですかね、台湾でいろいろ聞いたときに、宮崎牛はちょっと高過ぎるという話が出ているわけです。

ですから、その国々、あるいはどういった形で売っていくかということになると、価格の競争もあると思うんですよ。あとはもうブランド力になると思うんですけど、その目安をどういうふうに持っていくかが、この販売戦略にはか

かってくるんじゃないかなと思うんですね。

農家の皆さん方では販売先の確保とか開拓とかはなかなか難しい。そうすると、どこがその役割を果たすのかということになってくるのではないかなと思うんですよ。そうすると、海外の場合は、特に知事あたりのトップセールスが一番じゃないかなと。そういうときにどうやって宮崎牛の良さをPRしていくかだと思うんですけれども、販路開拓に向けて専門の方をお願いしているような話も聞いているんですが、そういう活用の仕方では少しは違ってきているんですか。

○河野畜産振興課長 今委員のおっしゃられたとおり、海外において魅力を伝えるという部分につきまして、トップセールス等もあるんですが、やはり現場での流通状況なり、価格帯なり、どういう嗜好性があるかなど、その情報を専門的に取っていただけることが非常に大事なので、いわゆるコーディネーターを事業で配置しております。

現地で活動していらっしゃるコーディネーターの方にいろいろ情報をいただきながら、そして現場での今の県産牛肉の取引企業を通じて、こちらのほうにも情報をいただきながら、今言われたような現場でのニーズなり、価格、商流の動きをしっかりと取って対応するというので、昨年度もさせていただきましたが、今年度も引き続き行っていきます。

○星原委員 海外は、今回のコロナみたいなことが出てしまうと、今後販路を開拓していく上でも、いろんな問題が起きてくるのではないかなと思うんですよ。そうなってくると、国内での販売になってくるのかなと思います。

そういう中で、新宿のKONNEとかもある

んですけど、大きな何万人という団地があるわけですから、そういう都会の団地周辺の中に宮崎牛専門店とか、あるいは豚でも鳥でもいいんですけど、畜産物なら畜産物を扱ってくれる人を見つけて、そういうところに売っていくのも、これからの方法じゃないかなと思うんですが、今までやられている以外で、新たな販路の展開で取り組んでいこうとしておられることは、何かあるんですか。

○河野畜産振興課長 おっしゃるように、海外ばかりではなく、国内の流通というのは非常に根幹となる重要なもので、確かに国内でもレストランとか、そういうところはしているんですが、このコロナのような状況になった場合に、非常にダメージも大きかったと。そういう中で、巣ごもり需要といいますか、本来の国内の方々に食べていただく。そうやってきますと、日配品等を扱う量販店、スーパー等にしっかり本県の県産牛肉を取扱っていただきたい。特に委員がおっしゃったように、団地とか、そういう新興住宅地にしっかり量販店を持っているチェーンスーパー、今までもございましたが、これからもそういうところの取引等については、引き続き——ミヤチクであれば県外営業所がございます。県のほうも県外の出先がございますので、そこと連携しながら取引の活動をしてまいりたいと思っております。

それと、もう一つは、今回のコロナではっきり分かったんですが、ネット販売です。これにつきまして、やはり非常に需要が高い、効果が高いことが分かりました。ミヤチクさんでも相当な件数、ネットでの販売ができたということでありまして、これをしっかりとつなぎとめて、さらにネット販売等での拡大は、新たな商流だ

と思っておりますので、これについてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○星原委員 宮崎牛は、3連覇ということで、かなり知名度は上がってはきているんですよね。だからいかに、これからはその価格で売するためにどういう方法があるかということも。松阪牛とか神戸牛とかは、ブランド力で、高くても買ってもらえるわけですよね。だけど、宮崎牛はなかなかそこまではいかない。通常のところと真ん中ぐらいにいるぐらいですから、ブランドを高めるために、コマーシャルベースでどういうふうにしていくのかもあるんでしょうけど、そういったことを広げていかないと、いいものだとは分かっているけども、価格になったときにそれだけの評価をされるか。評価してもらうためにはどうするか、今後考えていかななくてはいけないのではないかなと思うんですが、その辺についての考えは何かあるんですか。

○大久津農政水産部長 今、委員がおっしゃいましたように、これまでは宮崎牛等の展開については、指定店、専門店、レストラン、こういったところでしたけれども、今回のコロナ禍でもありますが、以前から地域に根差した中小の量販店等が、特長ある産地と取引をしたいという中で、宮崎牛を一つのブランドにされておりますが、これに豚とか鳥、それから野菜、魚、いろんな多種多様の産物が宮崎にはありますので、そういったものを一連で量販店と一括で取引する、そういった産地囲い込み的な取引のニーズがかなり今増えてきております。

そういった部分では、従来型の単品ごとの取引のPRだけではなくて、宮崎の総合的な農産物を取引していただくような量販店等々を——産地についての思いも強く、通常的大型量販店

よりも引き合い、価格的にも良心的な取引をしていただくというところが、かなり出てきておりますので、そういったところを今後はもっともっと重点的にやりたいということで、今モデル的にもいろんな地域ごとの量販店さんと、畜産だけではなく、いろんな水産、園芸、全部一緒になって営業をかけるというふうな取組もさせていただいていますので、こういったものを委員おっしゃるように広げてまいりたいと思っております。

○星原委員 後継者を育てる上でも、価格とか所得が増えるとかが目標になるわけですから、そういう面からも、販路をいかに開拓していくかだろうと思いますので、努力をお願いしたいと思います。

○日高主査 暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時10分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

○窪菌委員 今度は乳のほうなんですけれども、今いろんな畜産のAIだとかを使って搾乳ロボットなり、そういったものが出ているところなんですけど、クラスター事業でその事業をやられたということなんですけど、今後、そういった畜舎整備とか、それから搾乳ロボット等の導入の計画等が、今県内に何件かあるのか。そのあたりの計画はどうなんでしょうか。

○河野畜産振興課長 クラスター事業につきましては、平成26年度から取り組んでおりまして、今現在も毎年取り組んでいるところなんですけれども、おかげをもちまして、このクラスターの取組によって肉用牛も酪農も規模が増えております。令和元年度も32件ほど実施させていた

だきましたが、今後につきましても、令和2年ですが、今のところ計画としては36件ほど畜産全体で取組が上がっております。

このうち酪農については、令和2年については、今のところ取組希望はまだ上がっておりませんが、県内では搾乳ロボット等は14件ほど入っております。若い後継者からは、そういうものに取り組みたいというふうな声がありますので、国に対しても、畜産クラスターについては引き続き要望して実施してまいりたいと思っております。

○窪菌委員 肉用牛はそういったクラスターの利用が非常に多いんですけど、酪農がなかなか厳しいということもありまして、農家自体も取組が積極的でないというようなことで、ちょっと少ないんですが、いろいろ見てみますと、労力的にも非常に軽くなるとか、衛生面で非常によくなる、あるいは牛の管理もよくなるというようなことで、そういったものを中心に、今後増えてくるのかなと私は期待していたんですけど、そういう実態だということを知りまして、また考えが変わったんです。

そういったものを含めて振興させていかないと、酪農はもううまく継続できないような状況にあると思うんですよ。昔は、1地区に4～5件あった酪農家も、今は全くゼロになったというような地区が多いです。また、酪農の場合は若い人たちが取り組んでいますので、そのあたりを今後も進めていただければいいのかなという気はするんですけど、いろんな方法があると思いますから、よろしく願います。酪農について、何かコメントございましたら。

○河野畜産振興課長 酪農につきましては、県内では今220戸程度になっておりますが、委員の

おっしゃるように若い中堅の方々もいらっ
しゃって、クラスター事業に取り組み、搾乳
ロボットとかを導入する方々は、やはり地域
の中堅の方々に、規模もその分増やしてい
ます。淘汰といいますか、選別されて、こ
れからの宮崎の酪農を担う方々が今残っ
ています。そういう方々は、引き続き、後
継者の方とかでまだいらっしゃいます
から、戸数は増加するということはない
かもしれませんが、やはりこの220戸の
方々の中で、そういう方々を少しでもつ
くって行って、本県の酪農、生乳生産を
自県産でしっかりやっていくことを、今
後も関係機関と一緒に取り組んでまい
りたいと思っております。

○窪菌委員 何で酪農かといいますと、
田んぼ、畑の維持は、やっぱり酪農が
面積を広く使いますから非常に有効な
んですよね。ですから、農業全体のこ
とも考えたときに、どうしても必要
な産業ですので、今後ともそういった
支援をよろしくお願いします。やは
り農地が荒れないように頑張ってい
かないといけないと思っております
ので、そういった部分でよろしくお
願いします。

○丸本家畜防疫対策課長 先ほど、高
橋委員の御質問に対して、私は、目
標が20名で16名増えていますとい
う説明をしたんですけれども、正
確には18名ということで訂正さ
せていただきます。申し訳ありませ
んでした。

○日高主査 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 では、農村計画課で。一
番最後になりました。

○高橋委員 地籍調査で確認します
けど、この70%の進捗率はどう見
たらいいんですか。全国的

に平均値なのか、遅れているのか。

○小野農村計画課長 地籍調査の進
捗状況なんですけれども、全国平均
で言うと52%、九州平均だと逆に
77%ですので、全国に比べると進
んでいるが、九州内ではちょっと遅
れているという状況です。

○高橋委員 分かりました。全国が
52%位だからいいとか悪いとか
じゃなくて、これはやっぱり意地
でも早く達成しないといけないとい
うことなんですよ。

それで、国が2分の1負担するじゃ
ないですか、これが大きいらしいで
すよ。県が4分の1で市町村が4
分の1なんだけど。これ予算要求
されていると思うんですが、これ
は要求どおり行っているものなん
ですか。

○小野農村計画課長 事業主体は、
市町村と森林組合なんですけれど
も、そちらからの要望を受けて予
算要求しておりますが、要望を丸々
という形ではなく、要望にちょっと
届かないような形での配分になっ
ています。大体、7~8割ぐらい
です。

○高橋委員 私も市町村、地元から、
これは国の予算づけで決まるん
ですわというようなことを言われ
た記憶があったものですから。市
町村が手を挙げて、これだけ来
年度やりたいという計画を県に
上げるわけじゃないですか。県が
必ず市町村分を集約して国に要
求するんだけど、7~8割で返っ
てくるから、結果的に、積極的に
やりたい市町村があっても進捗
率はトータルで宮崎県はまだ70%
ということなんだと理解しま
す。

だから、国の予算づけを、しっ
かりしてもらおうということ
を、何らかの方法で改善をして
もらわないといけないという
ところですが、県も

しっかりと要求をやっていただきたいと思いません。

○小野農村計画課長 国土強靱化の観点で、最近、補正予算等も組まれております。特に、浸水想定区域であったりとか洪水危険区域であったりとか、そういうところに対しての補正予算等も組まれておりますので、そういうところを積極的に活用しながら、市町村の要望がしっかり届くような形で調査を実施していきたいと考えております。

○高橋委員 よろしく申し上げます。

○星原委員 農村計画課の271ページの畑地かんがい施設の整備状況ということで、ここに令和元年度まで5年間分が載っているんですが、この畑かんの施設整備の残りの面積は、どれぐらいあるんですか。

○押川畑かん営農推進室長 長期計画の目標面積は1万1,200ヘクタールになっておりまして、令和元年度時点が1万537ヘクタールということで94%になっております。最終的には、1万5,600ヘクタールまで整備する計画になっております。

○星原委員 今、1万5,600ヘクタールということになると、何年後ぐらいに完成するのか。というのは、もう我々の地域でもそうなんですが、まだ完全に整備されていない部分があって、もう随分前にスタートして、農家戸数も減ってくる中で、整備が終わったときには、どれぐらいの人たちがこの畑かんを利用するのかなという問題があるわけですよ。

ですから、それは予算的なものがあるんで、国からの部分もあるので、大変厳しいとは思いますが、この整備自体は、もう急いでやらないと、地域の活性化というか、地域の農業を守っていく上でも大変じゃないかなと思うん

です。今簡単に見ると、大体250~260ヘクタールぐらいずつ毎年やっていくとすると、まだかなりの年数が必要じゃないかなと思うんですが、その辺については、いろいろ考えはあるんでしょうけど、最終的にそこに行くまでに、少しでも年限を短くするために、今後、どういうふうな形でこうしていきたいとかというのを考えているんですか。それとも、もう順次、それぐらいずつしかやっていけないんですか。

○押川畑かん営農推進室長 委員御指摘のとおり、なかなか進みが遅くなっているのはございます。それは、もちろん高齢化だとか、委員の御地元のほうですと圃場が狭いとかというようなこともございます。ようやく近くのところが始まっているということもございますが、いかんせん、水を使った農業をしていないというところで、地元の施設の取りまとめとかに時間がかかったりというようなこともございます。

また、地域によっては、圃場整備をして、圃場整備が終わってからパイプラインを整備して水を使っていこうというような取組のために時間がかかっているということもございますが、いずれにしても、委員御指摘のとおり、水を使っていただいて、いい営農をしていただくために努力していきたいと考えております。

○星原委員 大変だろうと思うんですが、急いでほしいと思いますし、これから多分、農業も変わって、AIとかいろんな形で機械化が進む、人手がないわけですから。面的な整備をしていって、そしてこういう畑かんの利用で収量を上げていく形になっていくのかなと思いますので、大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

○日高主査 そのほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって、農村計画課、農村整備課、水産政策課、漁村振興課、畜産振興課、家畜防疫対策課の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますので、準備のため暫時休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時29分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

各課の説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

農政水産部の令和元年度決算全般につきまして、質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 指摘事項の関係で、指摘事項は件数的にどうですか、まずそこを確認します。大体例年これぐらいだとか、ちょっと増えたとか。

○殿所農政企画課長 監査の指摘事項ですが、先ほど説明をいたしましたけれども、令和元年が合計6件、平成30年度が7件、29年度が3件、28年度が3件というような状況でございます。

○高橋委員 ちょっと増えている傾向なんですね。単純なミスとかも見受けられるようですが、御案内のように、内部統制制度が導入されたじゃないですか。私はあの制度は、かえって仕事を複雑化というか、余計な仕事をさせるかなど、総務部が説明に来たときに、ちょっと違和感を持ったんですよ。当たり前のことを仕事させるようなことなんですよ。

ただ、私は、その以前の問題で、仕事は全て緊張感を持ってやらないといけないことは当然なことなんだけど、いわゆるちょっとした緩み

も仕事の中には必要じゃないですか。職場の環境なり、そういったところも、ちょっと角度を変えて見ることも必要なのかなど。こんなミスもするのというようなことを、私も監査委員を経験したことがあるものですから、そういったところで気がついたところがあって、内部統制制度でうまく指摘事項とかを減らせるかは、私も疑問符がつくので。

また一方で、仕事をややこしくするような、また事務量を増やすような、そういうことになっては、これは本末転倒だから、まずその辺は、所属長がしっかりと目配り、気配りをさせていただいて改善していただきたいと思います。要望です。

○殿所農政企画課長 指摘事項につきましては、先ほどそれぞれの担当課長から、改善策等については話をさせていただきましたし、今委員御指摘のような内部統制制度もありますので、そういった制度はしっかり使いながら、一方では、今お話がありましたように、働きやすい環境づくり、あるいは、風通しのよい職場づくり、相談がしやすい環境づくり、そういったものも一方では必要で、そういうことがしっかり回っていれば、いろんなミスもお互いにチェックができたり相談ができたりということもあると思いますので、きちぎちに統制するほうのやり方と、働きやすい環境づくり、こういったものをしっかり両輪として取り組みながら、こういったミスを減らして、適正な事務の執行に努めてまいりたいと思います。

○高橋委員 よろしくをお願いします。

○日高主査 そのほかありませんでしょうか。

○安田副主査 長時間にわたり、ありがとうございます。また、丁寧な説明をいただきまして

ありがとうございました。

令和元年ということで、令和になって初めての決算でありました。昨年度は、担い手不足とか人手不足というのが多く、また外国人労働者の派遣、入国をどうするのかというような問題が多く挙げられましたけれども、コロナ禍でこういう問題が一斉になくなって、またこの1月から3月までの間に、コロナ禍で大きく落ち込む農業、また水産業もあったと思いますが、これをまた応援消費とかでカバーをしてきた部分があると思うんですけど、これから先、この令和元年を振り返ったときの決算を、部長はどのように考えているのか、1年間を振り返って思ったことは、どのようなことだったのか、お伺いしたいと思います。

○大久津農政水産部長 令和元年度を振り返ってということですが、昨年もしろいろな災害等も含めて、一応の範疇の中で、やはり先ほどの内部統制の話と仕事のしやすさというところではありますが、職員にとっては、本当に仕事に追いまくられる。それともう一つは、予算の体制が国のほうもそうなんですけれども、やはり年度末の補正の対応というのが、かなり大きくなりましたし、公共予算についても、国土強靱化等の対応ということで予算も大きくなって、それだけ人的には限られた中で、私どもは出先を持っておりますので、現場主義で、生産者の皆さん、団体、市町村の皆さん方としてしっかり手を組みながら、農家の皆さん方に本当にやりがいのある農水産業をやろうということでやってきたと思っております。

令和元年度を振り返るだけじゃないんですが、毎年毎年そういった体制で、頂いた予算については適正かつしっかり使っていくということは

ございますが、先ほど言いましたように、補正との絡み等で執行残とか、また翌年度繰越しというの、かなり多くなってはおりますが、その限られた体制の中でしっかりやるということと、あわせて、今回、やはりコロナ禍の中で、ここでお示しする予算以外に、さらに直接国、団体から、いろんな形の事業が流れてきております。

そういった中では、出先も含めて私ども県の職員、市町村、農協さんもそうなんですけれども、予算に見えない業務量も今かなり増えてきております。それを生産農家の皆様方にしっかり周知し、しっかり使っていただく、そういった部分で、私どもが今年心がけましたのは、やはり市町村、農協、いろんな関係者が一体となって、そういった体制をしっかりみんなで協力し合いながら、どこがとか、誰がとか、担当の負担が増えるのではなくて、みんなで共有しましょうということやらせていただきました。

そういったところが、応援消費に当たりまして、オールみやぎきということで、農政だけではなく、いろんな商工会とか建設業協会とか、いろんな分野の方たちも応援いただいて、オールみやぎきでやらせていただいた、そういったところが宮崎のよさではないかなと思っております。

県庁、知事部局の中では1,000名という職員を抱えて、出先も豊富に抱えてやっております。また、試験研究、普及、そういったところも含めて、業務は多様でございますけれども、やはり宮崎の農水産業は本県の核となる産業というふうに私は思っておりますので、今後ともしっかり予算を頂きながら、また各常任委員会の皆様方にも指導をいただきながら、適正執行として

かり確実な予算を遂行するとともに、現場、または農水産業がさらに活性化できるように、しっかり頑張りたいと思います。

ただ、今回のコロナ禍でかなり影響を受けている分野がありますので、冒頭申し上げましたように、宮崎は畜産水産については、周年ですけれども、園芸品目は今からが本番でございます。そういったことも含めて、しっかり他県に負けない形でいろんな関係者とタッグを組みながら、しっかり対策を打ちながら、将来に向けても、そういった宮崎の農水産業の基盤が継承していただけるように、農水産業の経営者の皆さんが安心して経営していただけるように、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

あわせまして、長くなりましたけれども、今後、長期計画についても、いろいろ御審議いただきますし、また年が明けますと、来年度に向けての予算編成ということでも、またいろいろ委員の皆様方には御指導いただきたいと思いますけれども、またいろんな形で私たちもアイデアを出しながら、委員の皆様方にいろいろ御指導いただきながら対応していきたいと思っておりますので、今後も御指導いただきたいと思っております。総括にはなっておりませんが、そういうつもりで頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(拍手)

○安田副主査 ありがとうございます。どの農政の分野でもICT化とかスマート農業とか、大きく変わろうとしておりますので、皆様方の御支援をぜひよろしくお願いいたします。

○日高主査 副主査に、総括の総括の御質問をいただきました。部長にも総括の答弁をいただきましたので、もうこれ以上、質問は出ません。では、質問はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時42分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

まず採決についてであります。審査の最終日に行うこととなっておりますので、明日10月2日の午後1時に採決を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上で、本日の分科会を終了します。

午後3時43分散会

令和2年10月2日(金曜日)

午後0時58分再開

出席委員(8人)

主	査	日	高	陽	一
副	主	査	安	田	厚生
委	員	星	原	透	
委	員	横	田	照	夫
委	員	窪	菌	辰	也
委	員	高	橋	透	
委	員	河	野	哲	也
委	員	有	岡	浩	一

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	川野有里子
議事課主任主事	石山敬祐

○日高主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決の前に、昨日、分科会におきまして、高橋委員から決算特別委員会資料の20ページの負担金・補助及び交付金の不用額について質疑がありましたけれども、農産園芸課長から不用額のうち、主な事業の入札残は、約1億1,000万円であると答弁がありました。しかし、正しくは不用額のうち、主な事業の入札残は約2億3,000万円であるとのこと。このことにつきまして、当局より発言の訂正の申し出があり、許可しましたので御報告をいたします。

それでは、この本分科会に付託されました議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして、賛否も含め、御意見をお願いしたい

と思います。何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、特にないようですので、議案の採決を行います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、議案第19号についてお諮りいたします。

原案のとおり認定することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 異議なしということで原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。主査報告の内容として、御要望等ありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時00分再開

○日高主査 分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高主査 それでは、以上で分科会を終了いたします。

午後1時00分閉会

署 名

環 境 農 林 水 產 分 科 會 主 查 日 高 陽 一